

市民本位のまちづくりを進め、 自治のモデル都市かわさきへ

川崎市長 阿部孝夫

川崎市の人口は、二〇〇九（平成二一）年四月に一四〇万人を突破いたしました。今後も、転入者増加などにより、増加傾向が継続することが見込まれております。

全国的に人口減少が続いている中において、首都圏の中でも地理的利便性が高い本市が、多くの人に都市としての魅力を評価され、「選ばれるまち」となっている様子がうかがわれますが、これは、これまで「音楽のまち」をはじめ、映像、スポーツなど、地域価値を高める魅力あるまちづくりを進めてきたことや、この三月にJR横須賀線武蔵小杉新駅が開業した小杉駅周辺地区など、魅力と賑わいのある都市拠点の形成を推進してきたこと、また、環境・ライフサイエンス分野、福祉分野をはじめ国際社会への貢献に結びつく産業の振興など、川崎の持つ地域資源やポテンシャルを存分に活かしてきたことなどが、実を結んできたものと感じております。

その一方で、子育て支援など新たな課題への対応が求められているので、市としては当面の人口増加を踏まえるとともに、やがて来る人口減少期への転換を見据えた中長期的な方向性を展望しながら取り組みを進めていく必要があります。また、財政的には依然として厳しい状況であり、行財政改革は引き続き進めていかなければなりません。

本市においては、「新総合計画・川崎再生フロンティアプランの着実な推進」、「行財政改革プランの断行」、「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を市政運営の三本柱として、市民のニーズを迅速、的確に

市政に反映し、自己決定、自己責任に基づく自立した自治体運営を目指す改革を着実に進めてきました。

市民が安全・安心で自分たちに適した豊かな暮らしをおくるためには、地域社会が抱える課題は地域社会において解決するという自治の原点を踏まえ、市民が地域をつくり、市政に参画し、本来の自治を進めていくことが大切であり、その必要性はますます増していくものと考えます。

自治の基本理念を明らかにし、「情報共有」「参加」「協働」という三つの自治運営の基本原則を定めた「川崎市自治基本条例」を二〇〇五（平成一七）年に施行してから本年四月で五年を迎えます。

この間、市民が市政に主体的にかかわる仕組みとして、区民会議の設置やパブリックコメント手続、住民投票制度の創設などに取り組んできました。今後は、これらの制度を的確に運用するとともに、市民に身近な総合行政機関としての区役所の機能強化を図ることや、地域課題の解決について参加と協働により調査審議する区民会議の確な運営により、地域の実情に応じた課題解決を図るような取り組みを進めていきます。

地方分権改革の進展に伴い、全国画一的な行政から地域の特性を活かした自治体経営への転換が求められるなか、今後とも、川崎の将来を見据えながら自立的な行財政運営を行う、市民本位の「自治のモデル都市かわさき」をめざす取り組みをさらに進めてまいります。

特集

川崎の自治力 ～分権改革と自治のかたち

巻頭鼎談

1 分権改革と

自治のかたちを展望する

東京大学大学院法学政治学研究科教授

森田 朗

幸区役所副区長

森下和子

【司会】総合企画局自治政策部長

鈴木 毅

2 区民会議「第二期の現状と課題」

総合企画局自治政策部行政改革推進担当課長補佐

金子浩美

3 参加と協働を進めるための

区民会議の役割 ～第二期川崎区区民会議の取り組みと課題から

川崎区役所企画課主査

中岡祐一

4 川崎市自治基本条例に基づく

市民自治の推進 ～川崎市自治推進委員会の取り組みから

総合企画局自治政策部

菊池剛露

5 住民自治組織の現状と課題

～町内会・自治会の今

市民・こども局市民協働推進課課長補佐

大良美臣

⑥ 「タテ」と「ヨコ」のつながり強化による 職員意識の向上への取り組み

総務局行財政改革室 北村卓也 ④0

《本市の政策展開から》

① 川崎市地球温暖化対策推進条例の制定
〜川崎の特徴を活かした地球温暖化対策の推進に向けて
環境局地球環境推進室 鈴木利康 ④4

② 福祉・介護人材の確保と定着に向けて
健康福祉局高齢者事業推進課主任 柿森篤実 ④8

③ 「アルテリッカしんゆり」と文化・芸術を活かしたまちづくり
市民こども局市民文化室長 岡野佐和 ⑤3

④ 地域に愛される拠点づくり
〜有馬・野川生涯学習支援施設オープン
教育委員会生涯学習推進課 高山省吾 ⑤7

⑤ 水道事業における料金制度の見直し
水道局経営管理室主任 吉田純二 ⑥1

《市議会の取り組み》

川崎市議会基本条例の制定と今後の議会改革
議政局議事課主任 小泉幸弘 ⑥7

《研修の窓》

職員が職員を育てる風土づくりに向けて
〜研修リーダー制の取り組み
総務局職員研修所 山岡知恵／教育委員会学校教育課主任 中山礼子／環境局庶務課 高橋菜摘 ⑦2

内閣府派遣研修

国の経済財政政策に触れて
総務局東京事務所主任 内閣府派遣 小山貴志 ⑦5

平成二一年度政策形成研修

川崎市のイメージ戦略をたどる
環境局宮前生活環境事業所 江上弘史 ⑦7

平成二一年度政策課題研究

中・長期的展望に立つた川崎市の政策を探る
宮前区役所保健福祉サービス課 江津裕美 ⑧0

現場の目① 「面白がる」から実現した全国初の実験事業
〜生ゴミのリサイクルと地産地消の取り組み 麻生区役所企画課 稲葉理二郎 ⑧3

現場の目② 地域との協働による施設整備の必要性
〜幸「しあわせ」プロジェクト 川崎駅西口駅前広場ワークショップ
幸区役所建設センター 管理課 久保寺勝行／工事課 徳永幸喜 ⑧5

現場の目③ チーム力向上ははじめました
〜中原区サービス向上委員会（推進リーダー）会議の取り組み
中原区役所地域保健福祉課主任 田村 裕 ⑧7

現場の目④ ミッションは「市民に役立つ図書館！」
〜都市間観光PR展の実践から見える川崎の図書館ビジョン
教育委員会麻生図書館主任 舟田 彰 ⑨0

市民の目① 高齢者の新しい「住まい方」を实践して
NPO法人グリーピング川崎代表 原眞澄美 ⑨5

市民の目② 子どもたちのありのまますまを輝かせる芸術体験
NPO法人すまいるスクエア とも塾理事 徳留賢治 ⑨7

記者の目 権力にまつわる仕事
神奈川新聞社川崎支局長 佐藤英仁 ⑨9

川崎元気商店紹介⑩ 商店街で活躍する創業者たち
経済労働局商業観光課 相澤俊介 ⑩0

市政カレンダー⑩1 販売のご案内⑩2 バックナンバー紹介⑩3

特集

川崎の自治力

分権改革と自治のかたち

An aerial photograph of a densely populated urban area, likely a city in Japan. The image shows a grid of streets, numerous buildings of varying heights, and a large stadium with a blue and red roof on the left side. A wide river flows through the city, and a highway runs along the right edge. The overall scene is a detailed view of a city's infrastructure and land use.

特集企画にあたって

自治の基本理念を明らかにし、「情報共有」「参加」「協働」という三つの自治運営の基本原則を定めた「川崎市自治基本条例」を二〇〇五（平成一七）年に施行してから本年四月で五年を迎える。川崎市では、多様な地域課題や市民ニーズへの的確な対応を行い、自己決定、自己責任に基づく自立した自治体運営を目指す改革を着実に進めることで、分権を推進してきた。

今回の特集は「川崎の自治力」と題し、川崎市がこれまで進めてきた都市内分権の取り組みや現状、一方で国の分権改革の動向や、高齢化をはじめとした今後の環境変化への対応など、大都市基礎自治体としての川崎市をめぐる論点について、様々な観点からアプローチする論稿を掲載し、自治を推進し、確立していくための川崎の「自治力」の現状と課題について展望する。

特集

川崎の自治力く分権改革と自治のかたち

巻頭鼎談

分権改革と 自治のかたちを 展望する

東京大学大学院法学政治学研究科教授

森田 朗

幸区役所副区長

森下和子

司会

総合企画局自治政策部長

鈴木 毅



※この鼎談は二〇〇年二月四日に行われたものです。

1

鈴木 本日は、東京大学大学院教授の森田朗先生をお招きして、「分権改革と自治のかたちを展望する」をテーマに、話を進めていきたいと思えます。

今年、二〇一〇年は、二〇〇〇年四月に地方分権一括法が施行されて十年となります。分権改革の十年を振り返ってみますと、国と地方との関係、自治制度をめぐる様々な動きや議論が思い起こされますが、機関委任事務の自治事務化から始まって地方分権第四次勧告まで様々な改革が積み重ねられてきたと思えますし、また、自治体側からいえば、この間、着実に都市内分権を進めてきた年月であったと思えます。

昨年、八月の総選挙で、マニフェストに「地域主権」を掲げる新政権が誕生し、国と地方との関係、地方自治体側にとってもこれまでになかった大きな変化が訪れるのではないかともいわれています。

今回の鼎談では、そのような転換期にあつて、これまでの川崎市の分権改革の取り組みを確認しつつ、首都圏に位置する大都市基礎自治体としての今後の環境変化への対応など、都市内分権のあり方なども含めて現状と課題について話ができればと思っております。

まずはじめに、いわゆる第一次地方分権改革時の地方分権推進委員会参与、後に地方分権改革推進会議の委員

を務められ、分権改革をリードされてきた東京大学大学院教授の森田朗先生に、分権改革の経緯と現状と今後の自治をめぐる課題についてお話しいただきたいと思えます。

制度論中心のこれまでの分権改革

森田 自己紹介させていただきますと、現在、私は、東京大学に二〇〇八（平成二〇）年に設立された政策ビジョン研究センターで、主として高齢社会に対する対応、特に医療政策に力を入れて研究を進めております。

分権改革についていいますと、一九九五（平成七）年に始まりました第一次の分権推進委員会で、翌九六（平成八）年の四月から参与というかたちでお手伝いさせていただきました。その後二〇〇一（平成一三）年にできました地方分権改革推進会議の委員に就きました。十年くらい関わっておりますのと神奈川県市町村合併推進審議会の会長にも就いておりました関係で、現在も、分権改革について関心をもっております。

私自身の基本的な問題関心は、地方制度の中で分権をどのように進めていくのかという点にもありますが、その前提として、日本の地域社会がどうなっているかという観点から、社会経済的な実態の変化に合った制度をどのようにつくっていくかということにあり



森田 朗教授

ます。その点、日本の地方分権改革論議といえますのは、制度論、理念先行型のような気がします。そのため改革が、だんだん実態と乖離してきているのではないかと感じております。

いまお話がありましたのが、これまで、自民党政権が推進し、最終的に道州制というところまで理念を掲げていた地方分権改革ですが、昨年の政権交代で、がらりと雰囲気が変わったと思えます。

第二次分権改革推進委員会は、昨年の秋に第四次の勧告を出して活動を停止しました。民主党は違うかたちでの分権改革を唱えていて、地域主権の確立が、「一丁目一番地」の重要課題であると言っており、それに対してかなり

期待が高まっています。

ただ私自身、民主党の地方分権改革については、意気込みと仕組みはそれなりに見えるような気がするのですが、中身についてはあまり見えてこないような気がしております。

分権改革の二つの要素

森田 そもそも、一九九五（平成七）年に始まった分権推進委員会からやってきたことはたくさんあります。一つはそれまでの中央集権的な仕組みの下で地方が何かやる場合、国はお金の面では見てきたわけですが、やり方、お金の使い道などこと細かに規制をしていた。その規制を何とか廃止しようと

森田 朗（もりた・あきら）氏

東京大学大学院法学政治学研究科教授、東京大学公共政策大学院教授。東京大学政策ビジョン研究センター長。専門は行政学。第一次分権改革時には地方分権推進委員会参与（1996.4～2001.7）地方分権改革推進会議委員（2001.7～2004.7）を務める。2009（平成21）年9月に設置された行政刷新会議に置かれた事業仕分けでは第2ワーキンググループのメンバーとして参画した。中央社会保険医療協議会（中医協）公益委員、国土交通省今後の治水対策のあり方に関する有識者会議委員。近著に『政治空間の変容と政策革新（3）分権改革の動態』（共著、2008）、『制度設計の行政学』（2007）など。

表1 地方分権に関する国の動き

前回（第1期改革）の国の動き		
1993年	6月	衆参両院「地方分権の推進に関する決議」
1994年	12月	地方分権に関する大綱方針 (閣議決定)
1995年	5月	地方分権推進法成立・公布
	7月	地方分権推進法施行、地方分権推進委員会発足
1996年	3月	地方分権推進委員会中間報告
	12月	同委員会「第1次勧告」
1997年	7月	同委員会「第2次勧告」
	9月	同委員会「第3次勧告」
	10月	同委員会「第4次勧告」
1998年	5月	地方分権推進計画（閣議決定）
	11月	同委員会「第5次勧告」
1999年	3月	地方分権一括法案（閣議決定） 第2次地方分権推進計画（閣議決定）
	7月	地方分権一括法成立・公布
2000年	4月	地方分権一括法施行 (475本の法律改正)
今回（第2期改革）の国の動き		
2006年	12月	地方分権改革推進法成立
2007年	4月	地方分権改革推進法施行、地方分権改革推進委員会発足（内閣府）
	5月	同委員会「基本的な考え方」
	6月	同委員会「中間的な取りまとめ」
2008年	5月	同委員会「第1次勧告」
	8月	同委員会「国の出先機関の見直しに関する中間報告」
	12月	同委員会「第2次勧告」
2009年	10月	同委員会「第3次勧告」
	11月	同委員会「第4次勧告」
		地域主権戦略会議発足（内閣府）
	12月	地方分権改革推進計画（閣議決定）
今後の予定		
2010年	春	地域主権推進一括法案（第1次）国会提出
	夏	地域主権戦略大綱策定
2011年	春	地域主権推進一括法案（第2次）国会提出

してきた。法律や政令に書いてあることは仕方ないとしても、それ以外は地方にやらせる。事務権限における規制をなくするのが分権の目的の一つでした。もう一つは、国が地方を縛る他の方法がお金だったわけですから、地方が使い勝手のいいような、自由に使えるお金を増やすということでした。

事務権限の話とお金の話との両方が分権改革の二つの要素だったわけですが、ご存じの通り事務権限のほうはかなり進みました。第一次分権改革で機関委任事務制度を廃止しましたし、そ

のあと、法律・政令は仕方ないとしても、省令以下に地方は縛られることがないことにしたのですが、結構細かく法律・政令が縛っているものですから、それも改革しようということになり、義務付け枠付けを見直すということになりました。

三位一体改革への不満

森田 他方、お金の方は、最初からあまり進んでいないわけですし、第一次のときは結局時間切れになりました。

要綱で縛っている補助金を廃止しようとしたが、うまくいかなかった。そのため第一次の分権委員会の最終報告で、税源移譲についての考え方が示されました。地方の取り分の中で地方がもっと自由に使えるようにする。そういう考え方だとすれば、補助金、負担金はやめて、できるだけ税源移譲し自主財源を増やしたほうがいいのではないかと。また自治体間の財政の均衡を図るための交付税制度は非常に複雑な制度ですし、どうしても国との交渉が決まってくるところもありますので、

見えてこない一括交付金の仕組み

森田 民主党はマニフェストで、一般財源を豊かにし、地方が自由に使えるお金を増やすための一つの方法として一括交付金の創設を提案しています。今、どういうかたちで一括交付金の仕組みを作るのが検討されているところだと思えます。私も分権会議の中で考えてきた経験で言いますと、この制度はなかなか難しいと思えます。

今、国から地方へ二〇兆円強補助

その観点からも税源移譲がいいという考え方で、税源移譲を進めるべきであるというのが第一次の分権推進委員会の結論だったのです。

ただ、日本の場合、問題なのは、経済力の格差が地域間でかなりあることです。都市部はそれなりにリッチなのですが、農村部は財政力が低い。そのまま税源移譲すると、都市部はいままでの補助金を税源で取り戻すことができず、農村部はしつかりと交付税で手当てをしてもらわないと、財源が減ってしまう。現実にはそういうことがおこったわけですし、一方で税源移譲され、他方で交付税が削減されたということ、都市部は自由に使えるお金が増えたのですが、農村部はかえって財源が減ってしまった。それが三位一体改革を批判する主張に結び付いていると思えます。

金、負担金がいつております。そのうちの一兆強が社会保障関係です。生活保護や、国民健康保険、児童手当、さらに後期高齢者医療制度に基づく補助金などです。これらはどんどん増えており、全部で補助金の半分以上を占めています。あとは二兆数千億円が義務教育の国庫負担金。それを除くと、改革の対象となり得る部分は五兆円くらいしか残っていないと思います。しかも社会保障関係はこれからますます増えますので、地方としては国がしっかりと責任を果たして増やしてもらわないともたない。一括交付金というのがどういうものになるのか、つくるとしてもかなり難しいと思います。仮にできたとしてもそれほどの規模ではないのではないかと。そういうことも含めて、民主党の政権、地域主権戦略会議が、どういうことを提案されるのかを関心を持って見ているところです。

都市部の高齢化とその課題

森田 地方に自己決定、決定の自由とそれを実施するための財源を付与する、というのがいまの分権改革の狙いなのですが、それでは現実の社会がどうなっているかという点について、次にお話しさせていただきます。

現在、国全体の状況を見ますと、高齢化がかなり進んでいます。人口減少が始まってきているわけです。これに

よって、多くのところで行政の基盤の力がそがれてきており、すでに地域医療の崩壊であるとか限界集落問題など、いろいろな問題が表面化してきています。

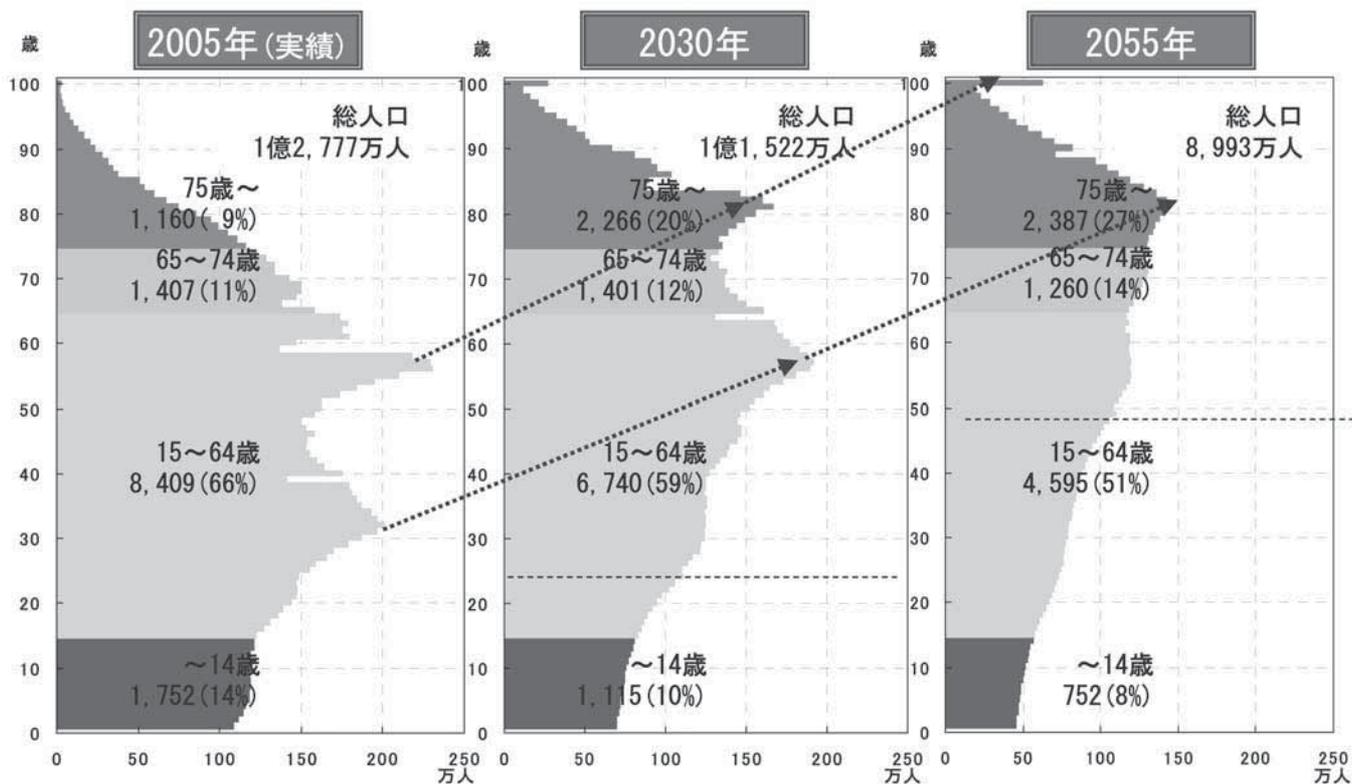
そのため、地方が今までのように発展していくためには、これからは企業誘致や観光産業などの地域振興策が必要だといわれています。もちろん、そういう努力をしていかざるを得ないと思いますが、仮にある地域が企業誘致で定住人口を増やす。若者が来て企業が来て人口が増えるとしても、たぶん周りのところはその分だけ人口が減ることになります。

ところで、限界集落の問題は、農村部がだんだん縮小してくるということだと思いますが、これから日本に高齡化は都市部の問題です。

団塊の世代の人が高度成長期に地方から都市部に出てきて、一九四七年生まれの人が二〇一二年に六五歳になります。そこから都市部は本格的に高齡化に入っていきますけれども、その絶対数と増加率は、今までの農村部の増え方とは比較にならないものです。

このことは当然のことですが、いままでは比較的豊かであった首都圏の自治体が、財政的にもかなり厳しくなるといふことですし、いろいろな意味で福祉に関して、医療もそうですし介護もそうですし、そのほかのさまざまな社会的なインフラの整備が大きな課題に

図1 高齡化社会の現実



注：2005年は国勢調査結果。総人口には年齢不詳人口を含むため、年齢階級別人口の合計と一致しない。
 出典：東京大学ジェントロジー寄付研究部門資料、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口」(平成18年12月推計)による

図2 川崎市の人口の推移（昭和47年～）

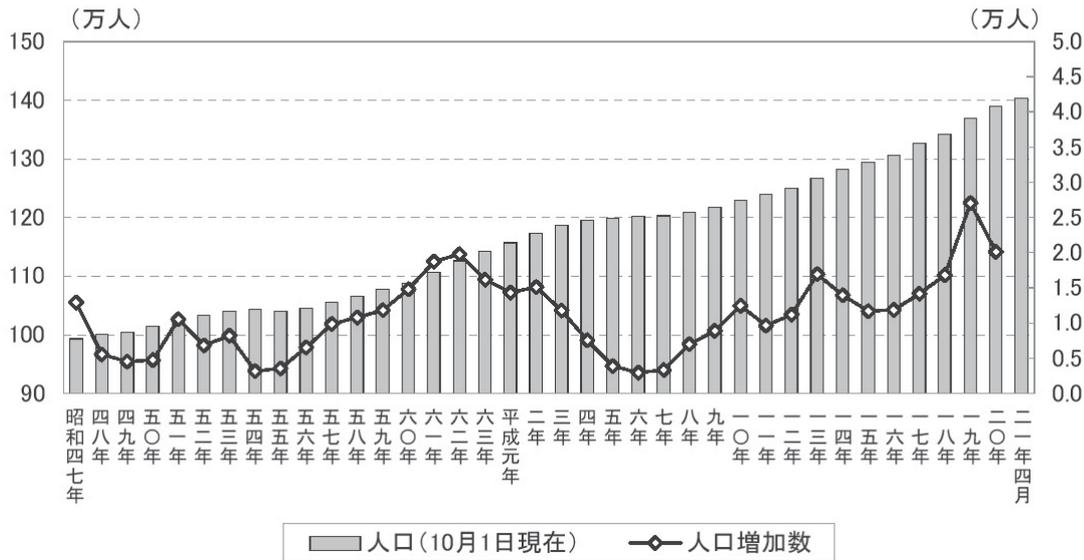
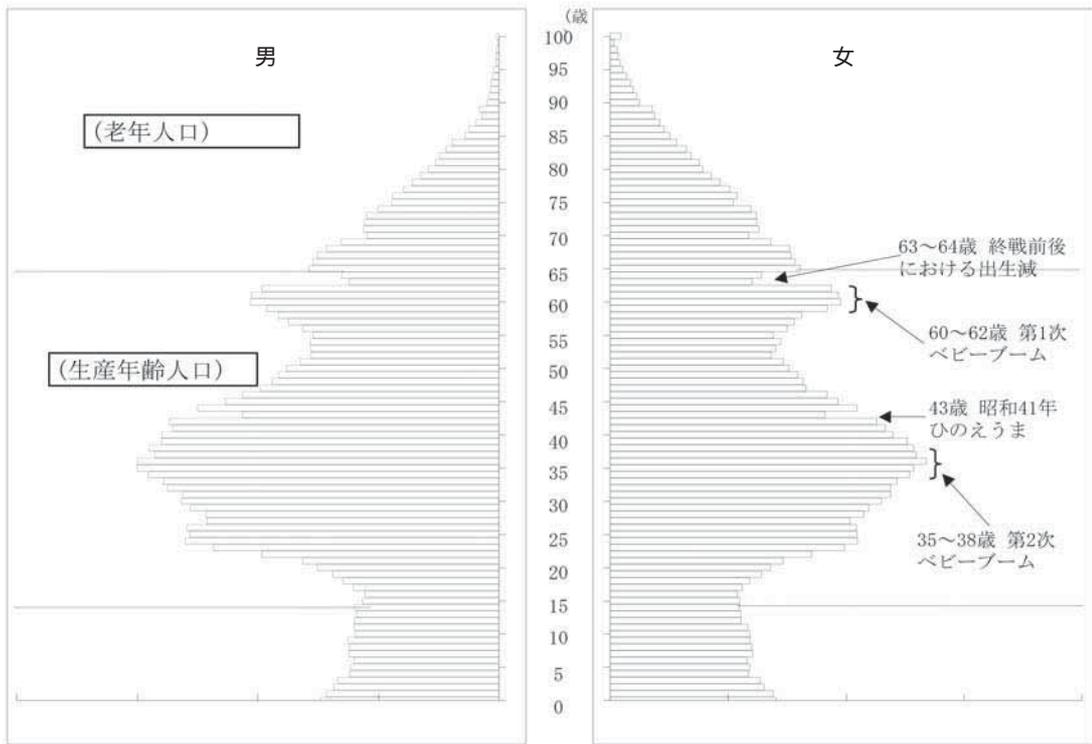


図3 川崎市の年齢各歳別人口ピラミッド



なってくると思います。
 神奈川や埼玉など、東京へ通勤する人が住んでいるところが一番典型的だと思えますが、そちらのほうでは増加に比べて、社会福祉面でのインフラが

まだまだ足りない。今ですら足りないのですが、それを相当増やしていかなくてはならないのです。これがどの程度なのか。財政的には比較的豊かと言いましたが、川崎や横浜は、基本的に

は働いている人たちの払っている住民税がかなり大きいわけです。東京都心よって変動します。その住民税も長期的にだんだん減ってくるだろうと思わ

れます。
 それが一〇年たつて二〇二二年になりますと、その世代の人たちが七五歳以上になってくる。そうすると大変厳しい状況になってきます。都市部の人たちが納めてきた税金、地方税はもちろんです、それでその地域が支えられてきたわけですが、その他に国税の一部が地方交付税等を通して農村部に回ってきていたので、どのくらいの影響があるのかわかりませんが、都市部の問題だけでなく農村部も大変なことになるといえる気がしております。
 ただ、国全体の大きな話ではなく、川崎市も含めた、もう少し地域の自治体に焦点を当てますと、このように首都圏周辺の都市部の場合には、高齢化への対応が大変難しい問題になるわけです。それを行政だけで支えていくのは到底無理だと思えます。農村部と違って共同体意識が稀薄なところですので、どうしても行政に対する依存が高まってしまふ。そのニーズにどうやって応えていくのかというのが、これからの都市の政策として重要ではないかと思えます。
 いま行政に期待が高まり要求が出てくると言いましたが、その場合に市役所やいままでの行政だけではなくて、むしろ今流の言い方をしますと、公共的なニーズととらえることができず。そうすると、それに応えていくのは市役所だけではないでしょうという

のが、近年言われてきたところ。その担い手をどうやってつくっていく、必ずしも金銭だけではなく、財政的な面も含めてですが、そうした機能を持った仕組みをつくっていくのが課題であると思います。

これについては、いろいろなどころでいろいろなことが言われておりまして、「ミニコミュニティの再生」であるとか「協働」という概念があちこちで使われるようになってきましたが、そういう意味を含んでいるのかなと思っております。新政権が「新しい公共」という言葉を言い出していますが、言葉だけではなくて身をどう詰めていくのか。それが機能する仕組みを考えていくのがこれからの課題であると思っております。

いずれにしても関東周辺の都市の場合には、川崎のような政令指定都市はもちろん、それ以外のところでも数十万の人口を持っている自治体はたくさんありますが、率直に言って、その人口規模では大きすぎます。医療であるとか交通であるとか、そういう意味でのインフラはそのレベルでやらざるを得ないと思いますが、いま申し上げたような方たちでの共同体はもっと小さいと考えていただきたいと思えます。そのような意味でいいますと政令指定都市の区というのは、中でそういうことをやっていくのはちょうどいいサイズというか、一番適しているのでは

ないかと思えます。市レベルではなかなか難しいと思っております。川崎の場合は以前からそうですが、区に少しずつ権限を移してきて、それぞれの区が個性のある方たちでの行政を実施している。そのような方向と合致するのではないかと思っています。

川崎市の分権への取り組み

鈴木 ありがとうございます。いま、先生のほうから、これまでの分権改革の流れと、分権が進む中で迎えるこれからの高齢社会、とりわけ都市部における問題点などについて幅広くお話しいただきました。

次に、川崎市においてこれまで進めてきた分権改革の取り組みの現状について、お話しさせていただきます。森田先生からも最後にお話しいただきましたが、川崎市では行財政改革の一つの柱の中で、区役所機能の強化、区への分権の取り組みを進めています。

現行制度の枠組みの中ではありますが、最初は区の企画機能、各区でどうやって魅力を出していくかというところから始まりまして、いまは協働推進事業費として各区五千五百万、区長権限の予算を付け、各区独自の取り組みを進めています。また、行政主導ではなくて地域主導で、区民の主体的な取り組みによる課題解決をめざす調査審議の場として区民会議を設置して

おり、設置から四年目、二期目に入るところです。

市民、区民に身近な総合行政機関として、区役所に求められる役割も大きくなっていきます。川崎には七区ありますが、ちょうど川崎駅の西側に位置し、ミューザ川崎シンフォニーホールをはじめ、川崎の新しい顔ともいえる施設や新たな住宅地を抱える一方、既存の大規模団地なども有している幸区の森下副区長に、市民に最も近い現場としての認識や課題などについてお話しただきたいと思えます。

二期目に入った区民会議

森下 それでは、区役所についてお話しさせていただきます。まず、これは先輩の区長から教えていただいたことでもあるのですが、市政運営には全体を俯瞰して決めていく広域的な視点と、各局がそれぞれに事業ごとによっていく分野別の領域の視点があると思うのですが、市民生活は分野別ではなく総合的なものですから、地域を把握している区役所の総合的な視点、地域視点がもうひとつの視点として重要になってきていると思えます。

地域で必要なことや求めているものを分かっている区が、各局の事業に味付けをしていくとか、補完していけるような役割を果たしていけば、それが区役所の役割だと思えますし、そのこ

とによって、施策、事業を実施してよかったということにつながっていくのだと思います。

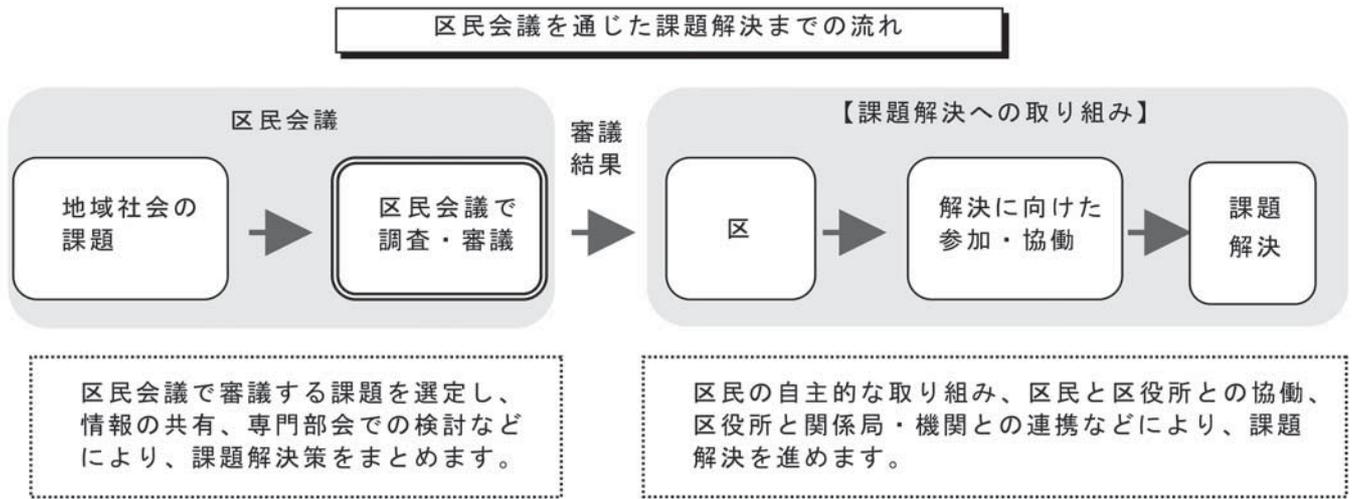
さきほど説明がありましたが、各区に設置されている区民会議は、区民の参加と協働による区における課題の解決を目的として調査審議をする場として自治基本条例に位置付けられております。試行期を経て、二〇〇六（平成一八）年四月に区民会議条例を施行し、同年七月から各区で運営しています。二年の任期で、平成二〇年からは第二期目に入っています。

地域主権を確立していくことが区民会議の一つの大きな役割であると思えますし、自助、公助、共助とあるわけですが、公助と共助のバランスを区民



森下和子副区長

図4 区民会議を通じた課題解決までの流れ



会議が、うまく仕組みとして確立していくものではないかなと区民会議を見ております。二期に入って、いろいろなことを区民会議の委員さん同士で議論されてはいるのですが、一部には行政から課題を提起する場面、または、行政に解決を委ねてしまうような分野も出てきたりしていることもあり、実際に区民会議が担う役割、行政が担う役割の整理がまだつかないという面もあるのではないかと感じています。

二期目の区民会議で話し合われている課題ですが、幸区では、もう一度地域コミュニティを再構築する必要があるのではないかという問題意識から、地域コミュニティ活動の推進ですが、地域防犯活動の推進、また、幸区はわりと平坦で自転車を利用する方が多いので、自転車通行のマナー向上ですか、そういうテーマでそれぞれ部会を開いたり意見をまとめたり、自分たちで何ができるのかと進めております。

地域の課題は、高齢者の

問題であったり地域コミュニティの問題であったり、七区で、これはという課題もあると思いますが、このような課題はそんなに違いはないのかもしれませんが。ただ幸区は川崎市の中でも七〇歳以上の方が占める割合が二番目に高く、大きな団地も抱えておりますので、ひと地域まとめて高齢化が進んでいくという特色があります。

一方で、新川崎地区は新たにマンションがどんどん建っている地域であり、どちらかというと若い世代、子どもが増えていく。そういう二極的な区なので、これから高齢化に対する区の課題解決は、そういう若い人たちを取り込んでいかなければならない、そういう方向性が見えている区でもあります。

また、幸区においては、町内会、自治会の加入率が非常に高く、地域での活動は、町内会、自治会でしっかり機能しているという特色があります。ただ同じように高齢化が進んでおりますので、いままで機能していた町内会、自治会に、行政が頼っていたことも含めてですが、それが持続的ではないということが、地域の中の課題であると認識しています。

鈴木 ありがとうございました。区民会議は四年目なのですが、委員の構成としては、地域の団体の方あるいは公募の方が中心となって、区で選出されている議員の方が参与というかたちで

入っているのですが、そこのかかわりと役割も、当初は戸惑いもありました。しかし徐々に落ち着きつつ、逆に七区でそれぞれの特徴も出つつやっています。都市部の共同体はどういうものなのか、何を目指していくのか。区民会議はその中で核となる仕組みです。

区に対して権限の強化を進めていく中で、区民会議のありようも徐々に変わっていてもいいのではないかと思えますし、予算の拡充を重視し、区独自の特色を出しながら、協働という枠組みのなかで、どのあたりまで区独自の取り組みとして許容できるのか、区ごとの予算額の差があってもいいのではないかという考え方もありますが、



鈴木 毅部長

表2 幸区区民議会の取り組み状況

	主な審議テーマ	課題専門部会	課題解決に向けた主な取り組み
第1期区民会議 (平成18・19年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災活動の推進 ・魅力づくりと市民活動の推進 ・身近な地域での高齢者の健康づくり ・安心して子育てできる環境づくり ・自転車に係わる交通安全 ・地域でのごみ減量・リサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心・すこやか部会 ・子育て・環境・魅力づくり部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議の立上げ及び避難所開設訓練の実施 ・日吉地区を中心とした自然・環境・歴史・文化等の分野で活動している地域団体のネットワークづくり等の実施 ・健康づくり自主グループの情報交換等の交流会の実施 ・地域子育て支援センターふるいちばにおける第3土曜日開所の継続実施 ・自転車マナーアップ呼びかけ隊による呼びかけの実施 ・マイバックキャンペーンの実施
第2期区民会議 (平成20・21年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災活動の推進 ・自転車通行マナーの向上 ・地域コミュニティ活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心・生きがい部会 ・子育て・環境・魅力づくり部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・わんわんパトロールのモデル実施 ・あいさつ運動の推進 ・万引きを防止するための大型店舗への働きかけの検討 ・大人世代の自転車利用者への意識向上の働きかけの強化 ・町内会・自治会活動の必要性を伝えるためのPR冊子の作成・配付 ・夢見ヶ崎周辺の魅力アップ方策を検討する委員会などの設置

これは今後の検討課題でもあります。
地域社会としての適正な規模

鈴木 今、幸区における高齢化、新たな人口流入という話がありましたが、川崎市においては昨年四月に人口が四〇万人を超え、全区で人口が増加しています。一方で、区サイズで見ると、幸区でもすでに小学校が一つ小規模化して、二年くらい前に廃校になつて、二キロくらいしか離れていない地区では過大規模校がいくつもあつて、学校をどうしようかというところがある。川崎区でも過大規模校が増えてきている一方で、小学校がまもなく廃校になる。あるいは麻生区、ベッドタウンといわれている新百合ヶ丘で小中学校が一つずつ昨年廃校になりました。

そういったこととくと、区のサイズで特色を出したいということですし、コンパクトなまちづくりをしなければならぬのですが、区の中でいろいろなところがあるということ、居住者に満足を与えるのは区のサイズですら難しいことを抱えている。いずれにしても区のサイズくらいでこれからの社会をどうするのかを考えないと、実感を持った議論にはなかなかならない。共同体を意識した議論というところ、区くらいの中でやらないと手に余るサイズなのかと、正直実感しており、区くらいの中で自治なり共同体づ

くりというところ、どういった仕組み、どういった役割を区が担うのか、森田先生はどのようにお考えでしょうか。

森田 非常に難しい問題だと思えます。いま、政令指定都市の区の人口規模は、だいたい一五万から二〇万くらいですが、川崎はかなり粒ぞろいだと思います。人口が一番少ない幸区で一五万ですし、多いところで中原区が二二万七千人。広大な区ができてしまうなどパランスよく線を引くのが難しい政令市が増えていくなかで、川崎は非常にパランスがとれていると思います。

ただ二〇万という規模は、自治体の中では全国的にはかなり大きいのです。実際問題としてわれわれが地域社会と考えるのはもっと小さな規模ですから。それに比べても区は大きい。その規模をどう考えるかということですが、やはり大きな社会的なインフラや財政を考えるとき、一般的な自治体については一〇万以下になるとやはり力が弱くなるだろうといわれています。

都市型のコミュニティ

森田 また、都市部では住宅地が連続しており、そこに人工的に線が引かれているのであって、人の移動という場合、そこでは境界が意識されない社会の状況であるわけです。それだけではなくて入ってくる人も出てくる人もそうで、ずっと二四時間多くの人がある

地域の中で暮らしていて、その人たちが地域社会をつくっているわけでは必ずしもない。住民票は置いているけれどもほとんど外で働いている人とか、外に住民票は置き、外から来ている人とか、そういう人が構成している社会です。そこで地域コミュニティとは何なのか。もっと言えば、まさに生きている人間が社会をつくっているその構成員である住民とはどういう概念なのか、そこから考え直していかないといけない。

そういう意味では川崎市はまだ、住んでいる人が多く、例えば東京都の二三区の、特に山手線の中は、住んでいる人は数万で昼間人口は二桁多いところがある。そこで住民だけ集まって自治があり得ますかといえば、あり得ないわけです。入ってくる人がいるいるな日常生活をしているわけですから、彼らの生活を誰が代表して、その人たちの声をどういふうに施策に反映していくのかを考えなくてはならない。単純に谷あいの盆地の中でほとんどの人がそこで暮らしている農村部のコミュニティ、地域社会とは違う構造になっている。

買い物でも病院でもすぐ外に出られるわけですね。そういうところで地域に根ざしたものをどういふうに考えていくのかは、なかなか難しいと思います。もう一度、まとまりのある生きた人間が構成するコミュニティをつ

くつていこうとした場合に、それこそ農村部の集落のイメージでそれを復活するのは難しいでしょう。

そうすると、結論から言うと、その地域で皆さんで協働して個性を發揮する範囲というのはそれほど大きくない。サービスの格差がおきると、人の移動というか、住むところは変えなくても、たとえば地域ごとに病院をつくと、あつちのほうの評判がいいとなればみんなそっちに行ってしまうということがおこってくるわけです。そういう意味では全体としてコントロールしながら、地域でどのような個性を發揮できるかを考えなければならぬ。従って、いまのやり方もそうだと思いますが、それぞれの政策分野別の局で市全体を見ながら、プラスアルファの部分はどう区にもっていくかを考えることはなかなか難しいところだと思えますし、それが格差に結び付いてしまいますと、すぐ資源や人の移動につながってしまうって、ますます格差を拡大してしまふ。そうした格差が生じないようにすると、やはり一律になりますねという話になる。現実にならぬメカニズムが働きますから、それぞれ区で何をやるかをある程度はつきりさせる必要があります。

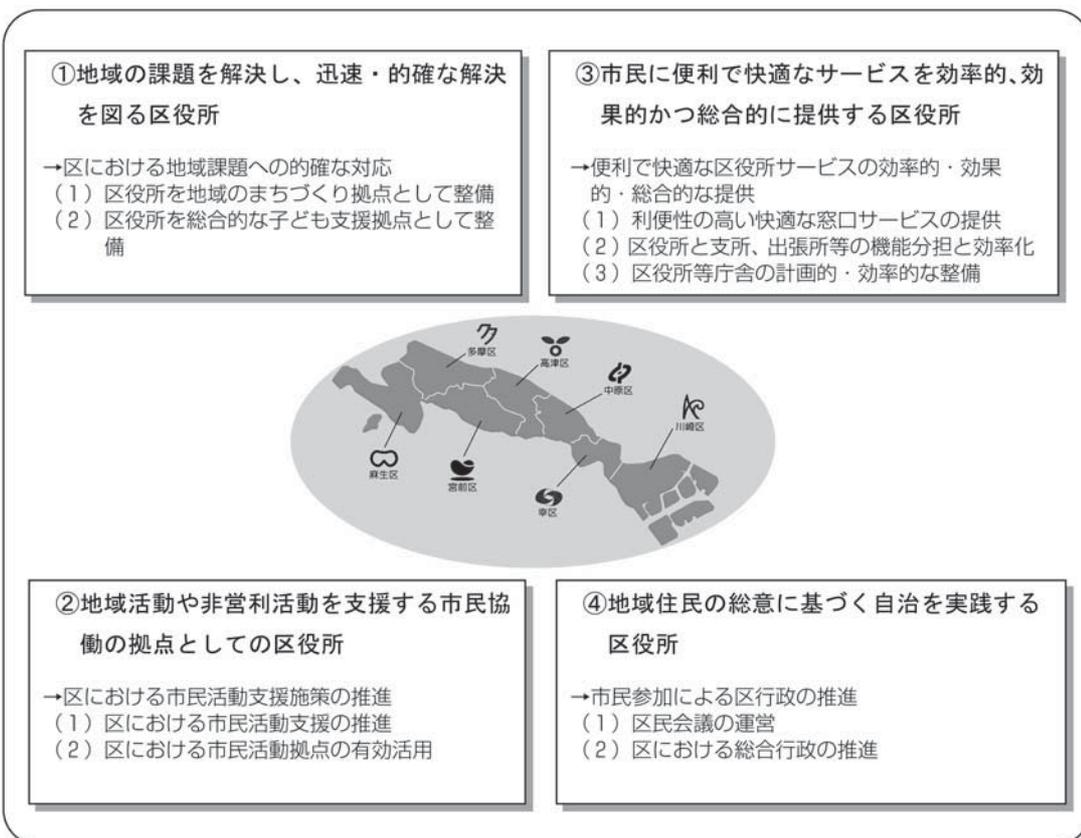
自治の担い手としての区

森田 例えばある区に関していうと、

集合住宅が多いところでは高齢者向けの施設を充実させて施設介護を中心にする。一戸建てが多くて昔から住んでいる人が多い地域では在宅でいきましよう。そういう個性あるかたちができる

るだろうか、ということ。しかし、たとえば在宅のサービスとして明らかになる方がそう感じていると、そうならないようなかたちで個性を發揮するた

図5 目指すべき区役所像





区民会議では地域の課題について調査審議が行われる

めに何ができるかという点で、区にどういう権限を持たせるか、何をやらせるかということを慎重に考えないといけません。

もう一つはそれを決める区民会議、それを川崎市では活発にやっています。しゃるといことですが、どういう方が選ばれてどのくらいの人を代表していて何を決めているか。私もお話をうかがいましたが、多くの場合、区民の

方はこれが区でできることで、これは市役所でこれは県でこれは国だ、というようなことをあまりお考えになっていない。みんな行政のことは全部窓口で応えてほしいということになる。そうするとその議論の整理だけでも相当大変になってしまふ。

そういう観点からいうと、ここまでは市の責任である、それは市でやってくれと要望なり声を出すことも重要ですが、自分たちで決

められることは一体どこまでなのか。そこに限定した上で何ができるのか。ただそれを区民の方から言わせると、「何だ、これっぽっちしかできないのか」という反応が最初は返ってくる。すべて自分たちで決めたいと言っているのですが、閉ざされた世界としてものを考えてしまいますと難しい。現実はずっと流動的です。ほかのところでもよくありますのは、施設がある区につくると、今度はそれをそれぞれの区に一つずつくりましようと言っ

要望が出てくる。しかし、それは、私に言わせればものすごく非効率なんです。みんな違うものを一つずつつくったほうがいいのではないか。高度成長の時代まではそれぞれに持つという考え方もあったのですが、これからはその調整がどうやってできるかが問題である。少しネガティブというか、問題を指摘させていただきましたが、その中で実際に何が可能なかを考えていくべきである。区民会議もそうだし、何回かそういうことをやって、問題にも遭遇していく。意識が変わっていくのには少し時間がかかると思います。

先ほども言いましたが、都市部は全体の仕組みが複雑で相互依存度が高いですから、どうしても面倒で行政にやってもらったほうが効率的だというのは、それがなかなかうまくいきません。それを地域でという話になります。いま言ったように地域を強化するとまたいろいろ別の問題が出てくるのです。

森下 区民会議の委員さんのお話を伺っていると、自分たちはもったいないかなんかできるのではないかとおっしゃいますし、本当にやりたいと思っ

めていらっしやいます。そこをいかに行政が仕組みをつくっていきけるか、そこにかかっている、そういうのは感じます。

鈴木 区は住民の方と密接しているレベルですので、最終的に事業をやった、やらない、というよりは、それによって地域での生活の課題がどのように解決されたとか、良くなったとか、暮らしやすい状態になっているかということが求められます。区民の方との関係の中で、少し時間をかけながら区の機能を、ある程度区の特徴も踏まえつつ、多様性も認めつつやっていくことが必要です。

また、国と地方の構図と同じように、市の中でも市と区でそれぞれ担う役割をどうするのか。局ということでは、区は歴史の中では、やらせる事業所というか窓口だったわけですが、これからの区はよりきめ細かいというか、共同づくりの中で特色を持った地域の最前線として、自治の担い手ということになると思います。考え方としてはこのような動きの中でいくと、財政状況が厳しい中で仕分け的なこと、本庁で一律にやることと、ある程度権限なり財源、予算なりを区に役割を移して、区の中で事業としてやっていく。市と区の間で分権というか、事業の在り方、細部を仕分けしていくというのが必要なのかなという気がします。その中で、なかなか答えがないの

かもしませんが、どこまで区が人材を分けていくか、規模の論理もありまじ。一律でやったほうがコスト的なメリットもありますし、選択と集中みたいところもあるかと思うのですが、効率性一面だけをとらえると、区にどんどん分権していくのは、果たしてそういう意味でいくと、単純なコストとしてはデメリットになるという危惧もないことはないのです。

便益と負担のメカニズム

森田 ただ財政面のコスト論でいけばそうなると思いますが、例えば住民の方が遠くのお医者さんに行かなければならないというのは、それは住民がコストを払っているということ、それを税金でつくるということ、地域に払ってもらうれば、地域の住民は払わないけれども、広く全市民が税金というかたちでコストを払うわけですね。経済学的にいうとお金の動きですから、市民の方が得る便益に対して誰がどのようなかたちで負担しているのかということ、便益を得るために自分で苦労して負担するのか、あるいは誰かがしてくれるのか。自分が納めた税金でサービスが返ってくるのか、自分で遠くまで歩いて行って自分で負担するのかいろいろと選択ができるわけですが、誰がどのようなかたちで負担するのかを決めるのは、なかなか



森下和子副区長

か調整が難しい。

財政が厳しくなったから事業仕分けで切りましようというのは、それによってどのようなデメリットがあつて、そこから発生する負担を誰が担っていくのか。それが社会的な弱者とか高齢者とかいわれている人に負担を押し付けていることになるのではないかと分析していきますと、簡単に仕分けだけ、見かけだけの財政の話ではなくてできるかといえ、それも難しい。日本の場合には、税金を払うのが嫌という人が多くて、なかなか合理的な増税ができない雰囲気があります。しかし、社会全体としてみた場合、地域を支えるために誰がどういふかたちで負

担するか。いろいろところで問題がありますが、もう少し我慢をしてください、水準は下がるかもしれませんが、自分で負担をしてくださないと、そういう議論を持ち出せるかどうかだと思います。

いまのように大都市で移動が自由になりますと、便益だけとって負担は逃げるということがかなり可能なのです。そういう中で共同体をつくるのは難しく、考えて説得してもうまくいかないかもしれませんが、例えば災害が起きた場合などシミュレーションしながら、もしここで何かおこったときに、誰がどうやって助けますか、あなたがたはどうしますかと考える。それであるような発想が出てくるのではないのでしょうか。

そのような、コミュニティが持つ可能性を考えながら、一番のコアとして人間のつながりというものをつくっていく。それを目指すところとしながら、現実の中で何が可能なのかという議論をする必要があるのではないかと思います。

鈴木 川崎市の場合、直近の人口推計でいくと、緩やかではありますがまだしばらく人口は増えるといわれています。しかしいずれにしても全国ベースでは人口は減っていきます。先々は川崎といえども確実に人口減少であるということをしっかり考えて、知恵を出していかなければならない。

都市型で深刻な高齢化がやってくる中で、共同体をどうつくるのか。その中で区の機能をしっかり備えて、区民会議のような仕組みの中ではまだまだ課題はありますが、住民の方にそれを受け止めてもらって、単純な地方のコストということではなく、もう少し幅広い意味でのメリットを考えていく必要がありますね。

森田 そうですね。ただなかなかそれを、エンジンかけてプロモートしていくのは容易ではないですね。

森下 いま新しく入ってくる若い世代の方々は、享受している地域力に気が付いていないということもあるのです。子どもが学校に行けば学校という集団を通して地域にかかわっていると思つのですが、夜には防犯灯がついて明るのは誰が維持管理しているのかとか、不審者がいるのではないかとそれとなく見守っている地域があるとかなどに気がついていない人も多いのではないのでしょうか。

森田 誰かがコストを払っているのであつて、一回止めてみるとよく分かるのです。

本当の自治というのは自分たちの得る便益、自分では購入できないけれども一部分を負担してみんなで供給するものだと思つので、それは受益と負担、これがまさに地方自治なのですから、これをどういふかたちで見えるようにするか。その仕組みをどうやって

盛り込んでいくかでしょう。

閉ざされた社会ですと何かコストが発生するとみんなで負担するし、負担が増えるのが見えるわけですけれども、大都市になると自分が得ている便益は見えたとしても、便益を増やしたところで自分の負担が増えるという点はほとんど見えない。そういうところだと、どんどん便益だけ要求していくことになるでしょう。これはその人が悪いというより、メカニズムに対して認識がなければそれは自然なことなのです。そのメカニズムをどうやって分かってもらうかということだと思いません。

事業仕分けでの議論

鈴木 さきほど森田先生から仕分けという言葉もありましたが、先生は政権交代後の行政刷新会議や事業仕分けにも関わっていらつしゃいました。自治体としてはとくに拠点整備などいろいろな交付金事業なども活用しながらやっている中で、冒頭に先生から分権改革が制度や枠組みが先行してお金の面がついてないという話がありました。が、あのような仕分け結果がでてくるとなると、また同じことを繰り返すことになりはしないのか、地方としては権限と、税源や財源とをセットで議論してほしいところになるわけです。国と地方の関係としては、その点

に戸惑いもあるというのが正直なところ。その点はどうでしょうか。

森田 事業仕分け自体は非常に注目されて一定の効果はあったと思います。あれは何を狙ったかといいますと、国の財政が厳しい厳しいといわれていて、無駄を減らすといって行革をやってきたのですが、たぶん多くの国民の方には何が無駄であって、どれほど厳しい状態かをあまりご存じないのではないかと思います。そのときにこういう無駄があるのではないかとみんなで考えてみる。

もう一つのおそこの議論というか視点は、あくまでも国の財政だったのです。事業が必要で、しかし国はやる必要がないというときには、どうして



森田 朗教授

も必要なら民間か地方にやってもらったらどうですかといいたすフレームだったのです。しかし、地方がやるにしても、地方でやる財源はやっぱり国から出るのではないか。交付税はけしからんと言いながら、仕事を地方へ回すならば、財源をどうするのだと、そういう議論もありました。

地方はある意味でもっと苦しいという実情を、今度は地方の仕分けでアピールしていきませんと、だんだんツケが回ってくる可能性があるのではないかと思いました。

地方で事業仕分けをしているところもあります。地方には国の無駄も含めて追及していくという意気込みとか発想がないように感じています。都市部もそうですが、農村部にいくと財政は非常に厳しくなってくると、今回もそうですけれど、とにかく国に、一時的なものでもいいから交付金でもいいから財源を手当てしてくださいという、陳情のような行動が見られます。私などには、これまでの分権の意気込みはどうしたんだという気がしないでもないのですが。

事業仕分けは国民に対してアピールする一つの手段であって、効果そのものは、国民の意識が変わったあとどうするかが問題なのです。もつと言えば、自分が無駄だと言われてみんな怒ったわけですが、それだけ切り込みにくいことになれば、それ相当の

負担の引き上げを考えていかざるを得ない。そういう導線がだんだんつながってくるのではないのでしょうか。

鈴木 国と地方のこれまでの関係の中では、国の財源のスキームを活用して地方がやりたいことを工夫してやるという流れが何十年間か繰り返されて、積み重ねられてきました。これからは、いわゆる特定財源、補助金などの確保ということから、比較的一般財源の色が強い交付金あるいは交付税も含めた新しい財源になってきた中で、まちづくりなり基盤整備なりという事業に、どういうかたちで優先順位をつけてどういうものを目指すかということになると思います。そうした中で地方の責任感がこれから高まるものと考えています。

求められるガバナンスの能力

森田 そうですね、あちこちでそういう話を耳にします。ただ、ひとつ言えますのは、皆さんが、「こういうふうにしたいけどできない」、「財源がない」と言う発想の前提がまだ右肩上がりになっているということです。どうやって地域を發展させていくか、人口を増やしていくか、というイメージがある。そのため今の財政状況ではつじつまが合わない。そういう発想でものを考えていらつしゃる方が多いと思います。

これから人口が減ってくるわけですから、首都圏はまだしばらく増え続けまされども、大半の地域では、これからはどう考えても人口は増えません。そうすると将来の姿として何を描くかということですが、よく言われますのは、これまでだと都市公園では、人口が増えてくると一人当たりの公園面積が狭い。それではいい町にならないので、一人当たりの公園面積を拡大するために公園をつくっていいこうという発想になる。しかし、仮に人口が半分になると、いままでと同じ面積でも倍になるわけです。

このような意味で分母が小さくなる時代に、分子をふくらます必要が本当にあるのでしょうか。むしろ限られた資源をどういったかたちで活用していくか。長期的に人口が減っていくときに、いわば質を維持しながらいらぬ部分で切って縮小していく。そういう発想で計画という手法ももう一度見直していく必要があると思います。

いままでは計画というと、いまあるものを所与の条件にして、税収増と人口増を前提にして、何を積み重ねていくかという発想だったと思うのです。これからは、「ダウン・サイジング」と言うイメージが良くないかもしれませんが、むしろ質を高めるかたちでどうやってシステムをコンパクトにすることができるか、どこを削いたらというより、何を優先的にやっていくか

を考えなければいけません。縮小ではありませんが、優先順位をつけて限られた資源を有効利用するツールとして、行政計画を使うべきではないかと思えます。

都市部の場合は農村部に比べればまだ財政的に余裕があると思えますし、いろいろな意味で力もあるのですが、先ほども申し上げましたように、これからの高齢化は都市部に顕著に現れます。将来のピークはどれくらいで、それに対して適正な規模の投資はどれくらいかを、もう少し長期的にきめ細かく見ていくという手法。それを積極的に皆さんで議論して考えていく。減らすところがありますから、これについて合意を得るのは容易ではありません。しかしそれがきちんとできるところが、まさにガバナンスの能力が高いといえると思います。

川崎市で行った“仕分け”

鈴木 そういう意味では、川崎市では平成一四年に、仕分けに近い部分はあるのかもしれませんが、財政危機宣言をした上で、行財政改革のプランをつくり、優先順位を出しました。最終的なゴール地点の一つのシンボルとして、減債基金からの借入れを平成二一年にゼロにする。当時は一般財源一五〇億、二〇〇億というオーダーの借入れを当時していましたので、それ

をしないということを目指にやってきました。

森田 右肩上がりのトレンド自体は間違いということではないと思えますが、人口が減り経済の規模が縮小していくと、それを前提として新たな発展の方向や改革を見出さなければいけない。先ほども言いましたが、いいところを残して維持するためにいらぬところを切る。事業仕分けもそういうことだったのですが、そういう発想を身に着けて、そのような意識を持つていただきたい。だから何でも予算をとって、次の事業は何をやるかばかりを考えるのではなく、限られた予算や財源を有効に使うということに知恵を出す。かつて政令指定都市の三点セットといわれたようなお金がかかる施設というのも、自前で持つのもいいのですが、今はそういう時代ではありません。簡単ではないと思いますが、頭を切り替えていく必要があると思えます。

鈴木 かつては国の新しい補助制度ができたときにどうやってそれを取るか、というところへ知恵を出す。それがいい職員だといわれる面もありました。分権も一つのきっかけとして、逆説的ですがいいきっかけになるかもしれませんね。

森田 そうです、これだけしかない、自分たちでやってくださいとなると、そういう発想をせざるを得ないと思

ます。

森下 分権ということで区の職員も意識が変わっていかねばならないですね。区民は、抱えた問題をそれぞれ分野別の局に早くつなげてくれる窓口を区役所の職員に求めていることも多いと思えますし、それがいい職員と言われてきたのだと思いますけれど、これからは区にある課題を、区民と一緒に考えるために職員が区民の近くの区役所にいる、それが区の職員だということになっていくと思っています。

森田 そうですね。なかなか区民にそう思ってもらうのは大変ですが、区役所の職員がすぐ市役所に向くのではなく、自分たちでどう解決できるかという発想になることが大切です。

鈴木 ありがとうございます。分権に対応できる職員の育成・今いる職員の意識改革がさらに必要ということでしょうか。新政権のもとでの分権改革をはじめこれからの環境変化と首都圏に位置する大都市としての課題についてなど、幅広く森田先生からアドバイスをいただけたと思います。本日はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございます。

区民会議「第二期の現状と課題」

総合企画局自治政策部行政改革推進担当課長補佐

金子浩美

1 はじめに

二〇〇五（平成一七）年に施行した「川崎市自治基本条例」は、自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的としている。その中で、自治運営を担う主体の役割、責務等を明らかにし、区にあっては地域社会の課題を解決するための市民の参加と協働の拠点として位置づけた。

区民会議は、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議を行う機関として七区に設置したものである。

本市では、このような区と区役所の役割が適切に果たせるよう「窓口サービス機能中心の区役所から地域の課題を自ら発見し解決できる市民活動拠点へ」を基本的な考え方として、様々な施策を「新総合計画川崎再生フロンテ

イアプラン（以下、「フロンティアプラン」という。）に位置づけ、行政改革として総合的に推進している。

平成一七年度から試行で始まった区民会議は、二〇〇六（平成一八）年四月に「川崎市区民会議条例（以下、「区民会議条例」という。）」が施行され正式にスタートした。

区民会議条例では、区長の役割、その他の執行機関の役割を明示し、調査審議を経て、区長へ提言された内容については、その結果を尊重し、必要な措置を講じ、当該結果を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するように努めるものとしている。

第一期区民会議の審議を踏まえた取り組みについては、フロンティアプランの第二期実行計画（平成二〇年度、平成二二年度）において、区計画に反



多摩区区民会議風景

映し、必要な予算についても区課題解決の予算や、協働推進事業費として確保し、事業を実施している。

2 第二期区民会議

「区民会議条例」を施行してまもなく四年が経過しようとしている。第二期の区民会議は二〇〇八（平成二〇）年七月（宮前区は五月）から各区でスタートした。

委員の任期は一期二年間で再任可。委員数は各区とも二〇名で、地域で活動する団体からの推薦、公募、区長推薦により選出された区民で構成され、全体会議は年四回程度開催されている。調査審議を効率的に進めるため、各区では、企画運営会議などで事前の準備や議論の整理を行ったり、専門部会を設置し、集中的に活発な審議や調査を行うなどの工夫をしている。

審議を進めるにあたり、まず初めに行うのが地域課題の把握である。区役所が業務を通じて把握した課題に加え、区民会議委員が日ごろの活動等を通じて把握した課題のほか、提案箱を設置し

第二期区民会議の取組状況

■区民会議の経過と今後の取組

平成20年度

- ◆会議開催
 - ・5月～8月 第2期 第1回区民会議開催
 - ・各区と昨年3～4回の区民会議（全体会議）開催
 - ・必要に応じて専門部会を開催
- ◆かわさき市民アンケート（20年7月～8月）
 - ・区民会議の認知状況 …… 「知っている」⇒2割
 - ・区民会議への期待 …… 「審議結果の実現」⇒7割
 - ・「区民意見取り入れ」「広報」「委員の多様化」⇒各4割
- ◆中間報告等（右表参照）
 - ・1年間の審議結果をまとめた中間報告作成
 - ・区民フォーラム等で区民に報告、意見交換

平成21年度

- ◆会議開催
 - ・区民会議（全体会議）及び専門部会開催
 - ◆22年度事業、第3期実行計画への反映
 - ・21年度秋までの審議結果を22年度の事業計画に反映
 - ・22年度の審議結果を第3期実行計画に反映
- ◆報告等
 - ・第2期の審議結果や課題解決への取組をまとめた報告書を作成
 - ・各区区民会議フォーラム等で区民に報告、意見交換
 - ・自治推進委員会に報告
- ◆区民会議交流会（22年3月14日）
 - ・各区の委員が集まり、互いの取組状況や運営方法の情報交換を行うとともに、相互の連携を深めることで、今後の区民会議の発展につなげる

第3期区民会議

- ◆委員公募 22年1月～又は4月～
- ◆第3期区民会議開始 22年4月～又は7月～

■自治推進委員会からの提言に基づく取組

- ・情報発信の推進 ⇒区民会議の認知度を高める取組を進める。
- ・関係団体との連携 ⇒関係団体との連携を深め、取組の輪を広げる。
- ・各区区民会議間の情報共有・交流 ⇒各区の委員が交流し、各区の取組や工夫について共有する機会を設ける。

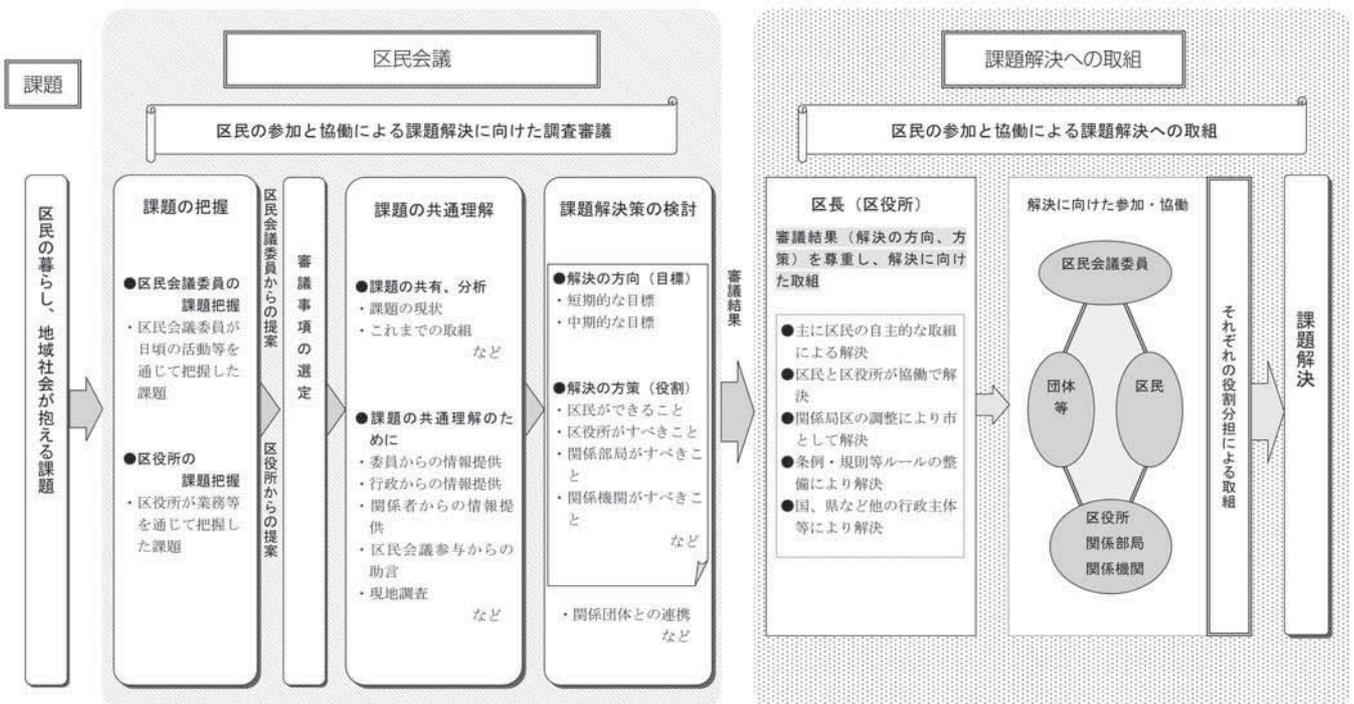
■第2期区民会議の課題

- ・認知度向上及び区民意見収集のための新たな広報媒体の活用
- ・区民会議の目的について、委員や区民への理解促進
- ・区民会議のサイクル(委員任期)と予算化のサイクルの連携
- ・取組を地域に広げ、継続的に実施すること
- ・委員推薦団体との連携強化、事業実施団体の確保
- ・審議結果に基づく取組についての地域での合意形成

■各区区民会議の状況（22年2月時点）

区	審議テーマ	課題専門部会	課題解決に向けた取組の方向性	報告等
川崎区	◆手をつなごう、地域のつながり	◎地域力・つながり部会	●スポーツを通じた交流の推進 ●シニア世代の地域活動参加促進ツアーの開催 ●防災訓練への外国人市民や障害者などの参加促進 ●外国人市民向けメルマガの配信 など	■21年4月 中間報告 ■22年2月27日 集会
川崎区	◆地球環境とエコ	◎区民が取り組む環境エコ部会	●緑のカーテンづくり ●第1期の「まちを花で飾る活動」の拡充 ●環境意識向上ポスターの作成 ●環境エコ期間(週間)の設定 など	
幸区	◆地域防犯活動の推進	◎安全・安心・生きがい部会	●わんわん/トロールのモデル実施 ●あいさつ運動の推進 ●万引きを防止するための大型店舗への働きかけの検討 ●ルール遵守・マナー向上の推進	■21年5月 中間報告 ■22年3月20日 フォーラム
幸区	◆自転車通学のマナー向上	◎子育て・環境・魅力づくり部会	●町内会・自治会活動の魅力と必要性を伝える取組推進 ●大規模マンション居住者の町内会・自治会への加入実態把握 ●夢見ヶ崎周辺の魅力の活用によるコミュニティ活動の推進	
幸区	◆地域コミュニティ活動の推進	◎子育て・環境・魅力づくり部会	●町内会・自治会活動の魅力と必要性を伝える取組推進 ●大規模マンション居住者の町内会・自治会への加入実態把握 ●夢見ヶ崎周辺の魅力の活用によるコミュニティ活動の推進	
中原区	◆地域で取り組む放置自転車問題	◎課題調査部会	●自転車利用者に対するマナー・モラル啓発活動 ●駅周辺の商店街における放置自転車対策の取組推進 ●地域における放置自転車対策の取組との連携 ●小杉駅をモデル地区として駐輪場への的確な誘導と利用促進 キャンペーンの実施を検討 など	■21年4月 中間報告 ■22年5月 市民報告会（予定）
中原区	◆これからの地域コミュニティづくりを考える		●地域コミュニティの創出 ●地域コミュニティ活性化のための事業を実施 ●町内会・自治会活動を活性化するための支援 など	
中原区	◆まちの魅力を見つける		●なかならの歌による魅力の発信・共有 ●写真によるまちの魅力の発信・共有 ●中原区魅力紹介冊子による魅力の発信・共有 など	
高津区	◆環境まちづくり	◎企画運営会議	●緑のカーテン大作戦の展開 ●エコエナライフコンクールの開催 ●災害用備蓄倉庫の現地調査 ●防災に関する区民ニーズ調査の実施 ●関係団体・関係機関の連携による防災講座の開催 ●防災をテーマとしたフォーラムの開催	■21年3月 中間報告 ■21年11月28日 フォーラム
高津区	◆地域防災とコミュニティ		●公園の利用促進に向けた魅力発信 ●コミュニティのきっかけづくり ●維持管理・運営の担い手、組織など ●小さな地域単位で資源を発掘 ●地域の資源を区全体で共有化 ●区全体の資源を内外へPR	■21年3月 中間報告 ■21年12月14日 区長へ報告 ■22年3月27日 フォーラム 総括報告
宮前区	◆公園を活用した地域づくり	◎公園・地域づくり部会	●公園の利用促進に向けた魅力発信 ●コミュニティのきっかけづくり ●維持管理・運営の担い手、組織など ●小さな地域単位で資源を発掘 ●地域の資源を区全体で共有化 ●区全体の資源を内外へPR	■21年3月 中間報告 ■21年12月14日 区長へ報告 ■22年3月27日 フォーラム 総括報告
宮前区	◆地域の宝物(顔)を通じた地域づくり	◎宮前区の宝がし～ときめき再発見～部会	●子ども・F・不二ミュージアムのアクセスロード整備 ●生田緑地の観光やPR ●コミュニティづくり ●道路整備 ●世代間交流 ●地域交通	■21年11月 中間報告 ■21年11月29日 フォーラム
多摩区	◆多摩区の魅力発信	◎環境・観光部会	●子ども・F・不二ミュージアムのアクセスロード整備 ●生田緑地の観光やPR ●コミュニティづくり ●道路整備 ●世代間交流 ●地域交通	■21年2～3月 出前フォーラム (3か所) ■21年11月29日 環境フォーラム ■22年2月7日 フォーラム
多摩区	◆高齢者と世代間交流	◎地域コミュニティ部会	●生ごみリサイクルと地産地消の取組 ●生ごみリサイクルと地産地消フォーラム開催 ●エコカレの作成 ●環境家計簿コンテストへの協力 ●文化芸術のまちづくり ●地域交流(世代間交流) ●あいさつが交しあえる地域づくり ●市民活動支援	
麻生区	◆全体テーマ「心が響きあう地域づくり」 ・エコのまちあそびの推進 ・文化芸術・地域活性化 ・市民活動推進 ・地域交流・子育て	◎環境部会 ◎地域交流部会	●生ごみリサイクルと地産地消の取組 ●生ごみリサイクルと地産地消フォーラム開催 ●エコカレの作成 ●環境家計簿コンテストへの協力 ●文化芸術のまちづくり ●地域交流(世代間交流) ●あいさつが交しあえる地域づくり ●市民活動支援	

各区の第二期の審議テーマと専門部会、課題解決に向けた取り組みの方向性について



たり、区民アンケートを実施するなど、さまざまな方法で把握に努めている。審議課題は、その中から区民会議の委員によって選定されている。

第二期の審議課題は、第一期で取り上げた課題以外の分野から選んだり、第一期から継続した審議課題もいくつかある。審議課題を選定したら、まず課題に対する共通理解を深めるよう、委員や行政などからの情報提供等を受け、情報の共有を図った。現地調査や関係者からの説明を求めるなど、さまざまな方法で情報を入力し、解決に向けて審議を重ねている。

課題解決策の検討は、多くの区で、自分たちの手で何ができるのか、より実現可能な提案を意識し、誰が何をいつまでにするのかというように、課題解決までの「実行計画」を策定したり、実際に関係団体と連携してモデル事業を行ったりと、実現性を高める工夫をしている。

さらに、全ての区が区民を対象としたフォーラム等を開催し、区民会議の取り組みの発信や区民意見の把握に努めており、より多くの人の参加を促すために、講演会を行ったり、別のイベントと同時に開催したりの工夫を行っている。

(各区の第二期の審議テーマと専門部会、課題解決に向けた取り組みの方向性については別表を参照)

3 各区の特徴的な取り組み

川崎区では、スポーツ(カローリング(注1))を通じた交流やシニア世代の地域活動参加促進ツアーの開催などを提案している。

幸区では、夢見ヶ崎動物公園をコミュニティの拠点にと検討を進めている。

中原区では、放置自転車対策が深刻な課題となっており、モデル

地区を設定し、地域で何ができるかをテーマに取り組んでいる。

高津区では、「地域防災とコミュニティ」の中で、地域防災体制の進捗状況の把握や、防災備蓄品がどこにどれだけ保管されているのかを実際に調査し、その実践の中で自主防災組織の活性化にもつなげている。

宮前区では、第一期でも取り上げたコミュニティの活性化を大きなテーマに、公園や地域資源を活用した地域コミュニティの活性化の手法について提案を行った。

多摩区では、平成二三年度開設予定の(仮称)藤子・F・不二雄ミュージアムに合わせ、アクセスロードの整備について地域の目線で実際に現地を歩いて課題の整理を行った。

麻生区では、地域性を生かし、生ごみリサイクルや地産地消の取り組みを行い、モデル事業を実施している。

これらの取り組み、提案はほんの一部であるが、他にも、課題に対する取り組みはさまざまな形で行われている。

また、同じような課題でも、解決策が一律でないところに各区ごとの地域性が現れており、身近な地域で取り組む区民会議の意義が表れているといえる。

4 今後の課題

(1) 認知度向上

二〇〇八(平成二〇)年七月に行われた「かわさき市民アンケート」によると、区民会議の認知状況は二割以下であった。

区民会議は、部会も含めてほとんどが公開で行われているが、残念なことには各区とも傍聴者の数は少ない状況にある。市民自治としての同じ区民による地域での取り組みに関心を持ってもらうよう工夫を凝らしていきたい。

ホームページや市政だよりでの広報は相当行っており、区民会議からの提案による事業などはチラシにその旨記載するなどの工夫も行っている。市民意見を求める場として、区民会議フォーラムやアンケートなどを行うなど、各区で創意工夫して認知度向上を図っているが、なかなか認知度が上がらないのが実状である。今後も新たな媒体を模索するなどの必要がある。

自治推進委員会からも「区民会議の認知度を高める取り組みを進める」という提言がなされており、関係団体との連携を深め、取り組みの輪を広げることの必要性が指摘されている。そう



備蓄倉庫の現地調査

した、情報発信の取り組みや区民意見収集のための広報、提言で示された取り組みを地域に広げ、継続的に実施する仕組みづくり、審議結果に基づく取り組みについての地域での合意形成を行うことがまさしく課題となっている。

(2) 提言の実行について

区民会議の審議を重ねていく上で、その取り組みを地域でどのように実行していくかという課題がある。区によっては、ネットワークを活用して活動団体を把握したり、モデル事業などを実施し、実効性を高めたりとさまざまな工夫を行いながら提言に結び付けている。しかし、取り組み内容によっては、行政との協働を担う団体や区民全体に浸透させていくための仕組みの構築が難しい場合がある。

今後は、市民全体に、区民会議の取り組みが市政に反映していく過程に参画していることを認識してもらうことが重要であり、審議過程から興味を持ってもらうことが必要なのではないだろうか。

そして、参加と協働による区民会議での提言が、政策にどう生かされ、どう実行していくかをわかりやすく表現し、更なる市民自治への取り組みとしていくことが大きな課題といえよう。

(3) その他

その他の取り組みとして、第三期区

民会議に向けて課題の継続性や既存組織との連携やネットワークの形成、第一期および第二期区民会議の提案に対する取り組み状況、進捗状況の把握なども課題となるであろう。

5 行政の役割

区民会議の取り組みは、区長が調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進を尊重し、適切な取り組みにより課題の解決に努めると規定されており、区役所だけでは解決できない課題についても事務局と連携、調整を行ったり、市以外の機関にも働きかけるなどの役割を担う。

区民会議のこの四年間の取り組みは、多くの課題は残しつつも少しずつ区役所内外の所管の枠を越えた地域課題解決への実践に大きな効果をあげ、市民の参加と協働の仕組みを築き始めているといえよう。

行政の意識改革も重要なものとなる。調査審議された結果をまとめた「提言」を基に形どおりに実行するのではなく、審議の過程で、埋もれがちな少数意見や、本来行政が解決しなればならないこともその過程のなかで、たくさん問題提議されているはずである。それらを適切に受け止め、行政の役割を的確に果たすことで、市民との信頼関係が築かれていき、市民が本當の意味の自分たちの役割と責任を認識し、参加と協働によるまちづくり

を推進していくのではないだろうか。

6 おわりに

地域分権が進み、社会の仕組みや制度の再構築が求められているなか、暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や、自治体と国の関係はどうあるべきか。市民は地域が抱える課題を解決する主体であることを認識し、自治運営の基本原則である参加と協働のあり方を改めて確認し、市民と行政との役割分担をきちんとしていかなければならない。自分たちのまちをどうしたいのか、それを実行するためにはどうしたらよいか。一人ひとりが考え、行動に移すことが今後重要になってくる。区民会議の活動はその大きなきっかけ作りを担っているのではないだろうか。

先ほども述べたが、行政の意識改革も当然必要である。区民が自分で考え自分たちで実行することが普通になつたとしても、それに甘んじてはいけない。

職員は、市民協働の拠点としての区役所を目指すという方針を再認識し、日ごろから市民の声によく耳を傾け、対話しながら、参加と協働による市民自治のまちづくりを共に考え、支えていく存在となっていく必要がある。

審議方法や会議の運営方法は七区の全体会議を実際に傍聴すると、趣が異

なり、なかなか興味深いものがあった。区民会議をよく知らないという人は、まず、市政だよりやホームページを見てほしい。その上で少しでも興味が湧いたら、フォーラムに参加したり、会議を傍聴することから始めてほしいと思う。そして、さらに自分たちの住むまちの地域の活動に参加してほしい。ほんの少しかもしれないが、自分たちの地域が自分たちの手で変えられるという実感が持てるようになれば活動も活発化し、それが自然と市民自治へつながるのではないだろうか。

注1 カローリングとは、水上で行うカローリングをフロアーで手軽に行うことができるように考えられた新しいスポーツである。こどもから高齢者まで楽しめる。

参加と協働を進めるための 区民会議の役割

第二期川崎区区民会議の取り組みと課題から

川崎区役所企画課 主査

中岡祐一

1 はじめに

川崎区区民会議（以下、「区民会議」という。）では、これまでの二期四年間で次の地域課題を審議し、課題解決に向けた提案を行ってきた。

一期目は、「区のイメージアップ」「次世代を担う子どもの安全・安心を中心とした地域子育て支援」「地域コミュニティの充実」

二期目は、「手をつなごう、地域のつながり」「地球環境とエコ」

ここでは、区民会議の提案に基づき取り組まれた具体的な事例を紹介しながら、現状と課題および区民の参加と協働を促進するために必要な区の果たすべき役割について論じていきたい。

2 区民会議の提案に基づく 主な取り組み

(1) 区民会議による「実行計画」の策定

これまで、それぞれの審議テーマごとに「実行計画」（表1）を策定し、課題解決に向けた取り組みについて、誰がいつまでに何を行うかを明確にしてきた。

第一期からの「実行計画」の概要は表2のとおりである。

(2) 取り組み内容

区民会議の提案に基づき取り組んだ事例を審議テーマごとに一例ずつ紹介していきたい。

まちを花で飾る

この取り組みは二〇〇七（平成一九）年七月に実施された「第三回アメ

リカンフットボールワールドカップ」の観客をおもてなしの心で迎える目的で実施した。

川崎駅から会場の川崎球場までを、区民団体（海風の森をMAZUつくる会）が、川崎駅東口地区のたばな通り商店街および平和通り商店街の協力を得て、「プランターで飾ったものである。

地域見守り看板の設置

地域みんなの目で子どもを守るため、登下校時間に合わせ、町内会・自治会が校門で児童の下校を見守るとともに、地域の人が自宅の外で仕事をしながら子どもを見守りをするよう「地域見守り看板」を作成した。

この看板は、町内会・自治会、学校、PTAなどの協力を得て、小学校や町

内会館など区内各所に掲出された。シニアが参加しやすいイベントの開

催

シニア世代の地域活動への参加を促すことを目的に、二〇〇八（平成二〇）年六月に区が、地域活動の紹介、わがまちを考える講演、川崎港一帯の見所を見学する「臨海部から地域活動を考えるツアー」を実施した。続いて翌年一月には、区と区民団体（NPO法人かわさき歴史ガイド協会）との協働事業として、旧東海道ウォーキングや地域活動の紹介等を行う「かわさき再発見！旧東海道川崎宿ウォーキングツアー」を実施した。

防災訓練への外国人市民や障害者などの参加促進

地域の防災訓練に外国人市民や障害者などの参加を促し、実際に災害が発生したときの防災対策を、地域の人と一緒に体験することによる防災意識の共有を目的に実施した。

外国人市民への参加呼びかけは、区民団体（かわさきコミュニケーションボランティア）と区が協働して、外国人市民が通う日本語学校へのPRチラシの配布、多言語による携帯メールアドレスの配布、多言語による携帯メールアドレス（区民会議提案事業）を活用しながら行った。

当日は、区内の大島地区連合町内会の協力を得て、地域の防災訓練にボランティアを含め二〇人の外国人市民が参加した。

（なお、障害者への参加呼びかけは新型インフルエンザが流行していたため自粛した。）

表1 実行計画（「手をつなごう、地域のつながり」部会の例）

課題	解決策	取組内容	誰が	何を	いつ(までに)				その他 (どこで、どのようになど)
					21年1月	4月	7月	10月22年1月4月～	
人づくり、世代のつながり	・スポーツを通じた交流の実施	・子ども、高齢者、障害者なども含め、誰でも気軽に参加できるスポーツを通じて、地域の交流を促進する	・町内会 ・体育指導委員 ・川崎区役所	・誰でも気軽に参加できるスポーツである「カローリング」を地域に紹介し、それを通じて地域の交流を図る ・参加者の目標になるようにカローリングの大会を開催する					・スポーツを通じて地域の交流を図るために実施する ・用具は購入したり、他都市から借りたりして川崎区役所がそろえる ・体育指導委員が競技の指導や審判を務める ・地区ごとに、区民にカローリングを知ってもらい楽しむことから始める ・町内会など30チーム程度の規模を想定して実施する ・参加者の目標になるように、年に1回カローリングの大会（区長杯など）を開催する
	・シニア世代の地域活動参加促進ツアーの開催	・シニア世代の地域活動への参加を促進するため、地域活動の紹介や地域の魅力の見学などをツアーを実施する	・区民団体（かわさき歴史ガイド協会など） ・川崎区役所	・シニア世代を対象に、区民団体の地域活動紹介、地域の魅力の見学などの内容でツアーを開催する					・ウォーキングによる地域の魅力（旧東海道など）見学ツアーを実施する ・区民団体が参加者に団体の地域活動を紹介する ・地域の魅力は区民団体が説明する
	・「地域の縁側」の支援	・地域の身近な交流の場を充実させるため、新たな「地域の縁側」の設置や、既存の「地域の縁側」の機能の充実を図る	・町内会 ・区民団体 ・川崎区役所	・新たな「地域の縁側」の設置を支援する ・既存の「地域の縁側」の機能の充実を支援する					・既存の「地域の縁側」の機能（たまり場、相談、ふれあい、情報の受発信など）の充実を支援する
防災訓練	・防災訓練（防災フェア）への外国人市民や障害者などの参加促進	・地域の防災訓練（防災フェア）に外国人市民や障害者などの参加を促し、実際に災害が発生したときの状況を地域の人と一緒に体験する	・町内会 ・PTA ・学校 ・川崎区役所	・地域の防災訓練（防災フェア）に外国人市民や障害者などの参加を促す ・実際に災害が発生したときの状況を、外国人市民、障害者などと地域の人と一緒に体験する					・地域で実施している既存の防災訓練（防災フェア）に外国人市民、障害者などの参加を促す ・実際に災害が発生したときの状況を外国人市民、障害者などと地域の人と一緒に体験し、注意点（炊き出しの食材、避難支援など）を認識する
	・東扇島東公園防災施設の視察	・基幹的広域災害拠点である東扇島東公園の防災施設の視察や防災講演会を実施する	・自主防災組織 ・川崎区役所	・東扇島東公園の防災施設の視察や防災講演会を実施する					・対象は自主防災組織など地域の防災組織とする
外国人市民	・外国人市民向けメルマガの配信	・外国人市民向けに行政情報、地域情報などをまとめたメルマガを外国語ややさしい日本語で配信する	・かわさきコミュニケーションボランティア ・川崎区役所	・現在、区民団体のかわさきコミュニケーションボランティアが取り組んでいる外国人市民向けメルマガの配信を拡充する					・メルマガはケータイ向けに配信する ・英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語の4カ国語とやさしい日本語で配信する ・行政情報などの一部の情報の提供や広報は川崎区役所が行う
	・外国人市民向け広報の充実、強化	・外国人市民向けの広報を充実、強化する	・川崎区役所	・区ホームページの外国人市民向け情報を充実させる ・「外国人市民のための相談窓口」をPRする					・区ホームページの外国人市民向けのページに、区役所、支所の周辺図やフロア図などを新たに作成し、掲載する ・PRチラシを外国人登録窓口などで配布する

公共施設の緑化推進
区内四力所の公共施設に区民団体と区が呼びかけ緑化を実施した。また、区民団体（海風の森をMAZUつくる会）と区が協働で、環境局、総務局の協力を得ながら、市役所第三庁舎の南側にある公開空地に、鉄パイプで組み立てたトンネルにゴーヤー等を巻きつけさせた。

また、「緑のトンネル」の緑が一番深くなる八月に合わせて、打ち水やエコいけばな講座、子どもを対象にした環境紙芝居の実演等を行う「環境の広場展」を開催した。このイベントも「実行計画」に記載された環境エコー期間の取り組みとして実施されたものである。

(3) 取り組みの特徴と課題
「実行計画」に記載された取り組みについては、区の単独、区と区民団体と協働、区民が主体的に取り組むものまで様々である。ここで紹介した取り組みについては、区民会議委員自らが所属している団体に提案を持ち帰って、その団体がそれぞれの設立目的に沿って実施した事例であり、地域の課題を行政と民間が地域で協働して解決するという出発点に立ったものとして、一定の成果があったものと考えられる。

また、第二期区民会議では、提

表 2

	審議テーマ	課題解決策(抜粋)	実施主体
第1期 (H18)	「区のイメージアップ」	・まちを花で飾る ・わかりやすいサインの新設	商店街・海風の森をMAZUつくる会 地域教育会議・学校・区役所 まちづくりクラブ・区役所
	「次世代を担う子どもの安全・安心を中心とした地域子育て支援」	・地域見守り看板の設置 ・「安全・安心推進の日」の新設	町内会・区民・区役所 安全・安心まちづくり推進協議会 区役所
第1期 (H19)	「地域コミュニティの充実」	・シニアが参加しやすいイベントの開催 ・外国人市民のための防災マップの作成	区民・関係団体・区役所 区役所
第2期 (H20・21)	「手をつなごう、地域のつながり」	・シニア世代の地域活動参加促進ツアーの開催 ・防災訓練への外国人市民や障害者などの参加促進	かわさき歴史ガイド協会 区役所 町内会・PTA・学校・区役所
	「地球環境とエコ」	・公共施設の緑化推進 ・環境エコ期間の設定	海風の森をMAZUつくる会 区内公共施設 町内会・商店街・区民団体・区役所



外国人市民が参加した防災訓練



旧東海道川崎宿ウォーキングや地域活動の紹介等を行ったシニアツアー

案一四項目の取り組みのうち、委員の所属団体が取り組み主体となっているものが一項目でおよそ八割にのぼっている。このことは、区民会議の提案を委員自らが所属している団体が取り組んでいるため、実効性を担保することにつながっている。

しかし一方では、推薦団体以外の区民団体との連携が少ないということでもあり、区民団体との連携などの課題も浮き彫りになってきた。このほか、地域課題の的確性、審議時間の確保、認知度の低さ、委員の世代構成など今後の課題も浮き彫りになってきた。

3 区民会議委員が示した今後の方向性

これらの課題について、提案の実効性を高める必要があるという観点から、二〇〇九(平成二一)年六月の第一回区民会議で、「課題解決の実効性を高める部会(通称「実行推進プロジェクト」)を設置することになった。

この部会において、これらの課題について活発な議論を行い、その審議結果を二〇〇九(平成二一)年一二月の第二回区民会議に諮り、原案どおり全員一致で承認された。

主な提案項目は、

委員が自ら決定するものとして、委員長任期を七月開始から四月開始に変更(十分な審議時間確保のため)

第三期区民会議委員への提言として、審議関係情報の共有、会議への関係者招致などによる情報収集、イベントでのチラシ配布や町内会掲示板などの広報媒体を活用した区民会議PRの実施、「区民会議だからこそこできる」取り組みの実施

区役所への提言として、若者、主婦や子育て世代などの地域人材を活用するために区長推薦枠の活用、的確な地域課題の把握のための区民アンケートの実施

については、提言に基づき第三期区民会議は二〇一〇(平成二二)年四月から開始されることになった。

については、第三期委員に対して事務局からこの提案と検討経過等を説明し、尊重するよう要請する予定である。

特に、「区民会議だからこそこできる」取り組みの実施については、区民自らが地域課題の解決の方向や方策について調査審議するという区民会議の特性を活かし、的確な地域課題の把握、より多くの区民団体との連携、ネットワ



「環境の広場展」で実演した“環境紙芝居”

「ク化が進むことにより、地域課題解決の仕組み化」（課題解決策が地域に根づくこと）され、区民の参加と協働が促されるような審議・提案を期待したい。

は、区への提案で、これを受けて区長推薦による選任が行われ、また、アンケートについては、二〇〇九（平成二一）年一二月に区民二千人を対象に実施した。

この区民会議の実効性を高める方策を、いかに第三期区民会議の調査審議に反映できるのか、事務局の担う責任も大きくなるだろう。

4 終わりに

ここで取り上げた事例は、地域課題と課題解決の担い手としての区民参加と協働の可能性としての一例を示したに過ぎない。

また、「課題解決の実効性を高める部会」からの提案は委員の多くが二期四年、調査審議と実行計画の実施に関わった自らの経験を基に作成されたものであり、今後の会議運営のあり方にとって大変貴重なものと受け止めている。

区は、提案に基づき、委員任期の変更手続、区長推薦による選任を実施し、また、審議時間の確保、各区民団体との連携や区民会議PRの支援、アンケートの集計結果のほか、調査審議に関連する情報をわかりやすく提供す

るなど事務局機能を充実させ、区民会議の審議を促進する必要がある。

同時に、提案の実施にあたっては、その内容によって、区民が主体、区民と区役所が協働、区役所が主体など、官民それぞれの役割を果たすことを通じて地域のつながり、区民団体との連携を促進し、「協働の拠点としての区役所」として機能することを目指していくことが必要と考える。



川崎市自治基本条例に基づく 市民自治の推進

川崎市自治推進委員会の取り組みから

総合企画局自治政策部

菊池剛露

1 はじめに

川崎市自治基本条例の
制定まで

(1) 地方分権改革の大きな潮流と社会経済環境の変化

現在の分権の歩みは、一九九三(平成五)年に国民がゆとりと豊かさを実感できる社会をつくりあげていくため、衆・参議院において、地方分権の推進に関する決議が行われたことにはじまった。一九九五(平成七)年に成立した地方分権推進法に基づき地方分権推進委員会が設置され、そこでの議論を経て、二〇〇〇(平成一二)年四月、地方分権を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、当時の法律の約三分の一にあたる四七五本の法律を一括して改正する地方分権一括法が制定された。

この制定により、地方自治体は、分権時代にふさわしい自己責任、自己決定に基づく自律的運営などの新しい自治システムの構築を強く求められるようになった。そして、高度経済成長の終えんや本格的な少子高齢社会の到来などにより、改めて地域社会の在り方に市民の関心が向かいつつある中で、それぞれの自治体がどのようにまちづくりを進めていくか、その基本的な方向性を示すものが必要になったのである。

(2) 自治基本条例の検討、制定までの経過

こうした流れを受け、本市では二〇〇一(平成一三)年から「市民自治の拡充に向けた制度・枠組み研究会(かわさき市民自治基本条例研究会)」(注1)により川崎市における「自治基本

条例」の導入の検討を開始した。この研究は、四回の研究会を開催した後に報告書としてとりまとめられ、二〇〇二(平成一四)年からは「かわさき版自治基本条例研究準備委員会」(注2)としてさらに研究が深められた。そして、二〇〇三(平成一五)年には、公募の市民委員三〇名と学識経験者四名で構成される「川崎市自治基本条例検討委員会」が発足し、「市民が主役のまちづくり」を実現するための自治基本条例を策定する意義や目的、また、「かわさき版自治基本条例」に盛り込むべき内容についておよそ六〇回に及ぶ会議が行われ、検討結果について、二〇〇四(平成一六)年八月に市長報告がなされた。その市長報告の後に、条例素案の作成、条例素案に関するタウンミーティングやパブリックコメント

ト手続の実施、それらの市民意見の反

映という手続きを経て、二〇〇四(平成一六)年二月の第四回市議会定例会に条例案を提案、賛成多数により可決された。このようにして、二〇〇五(平成一七)年四月一日に政令指定都市初となる「川崎市自治基本条例」が施行されたのである。

2 川崎市自治基本条例とは？

川崎市自治基本条例は、前文と四章、三四条の条文で構成され、体系的な整理がなされている。この条例にはさまざまな特徴があるが、ここでは大きな特徴に少し触れておきたい。(図1)

(1) 「市民」の定義(第三条)

この条例に定義されている「市民」とは、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民の方や法人を含む。)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体を指している。このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、住んでいる人だけでなく、暮らし、働き、学び、活動する人など多様な主体により暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があると考えているからである。

図1 川崎市自治基本条例

第一章 総則		
1 目的(第1条) 市民自治の確立	2 位置づけ等(第2条) 最高規範性	3 定義(第3条) 市民／参加／協働
4 基本理念(第4条) 市民自治の確立をめざすための基本理念 市民の自治／市民の手による自治／市民のための自治	5 自治運営の基本原則(第5条) 情報共有の原則／参加の原則／協働の原則	
第二章 自治運営を担う主体の役割・責務等		
1 市民(第6～9条) ○市民の権利 ○市民の責務 ○事業者の社会的責任 ○コミュニティの尊重等	2 議会(第10～12条) ○議会の設置 ○議員の責務 ○議会の権限・責務	
3 市長等(第13～22条)		
市長等 ○市長の設置 ○市長等の権限・責務等	行政運営等 ○行政運営の基本等 ○評価 ○苦情、不服等に対する措置	区 ○区及び区役所の設置 ○区長の設置・役割 ○必要な組織の整備等 ○区民会議
第三章 自治運営の基本原則に基づく制度等		
1 情報共有による自治運営(第23～27条) ○情報提供 ○情報公開 ○会議公開 ○個人情報保護 ○情報共有の手法等の整備	2 参加及び協働による自治運営(第28～32条) ○多様な参加の機会の整備等 ○パブリックコメント手続 ○協働推進の施策整備等 ○審議会等の市民委員の公募 ○住民投票制度	
3 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条) 自治推進委員会		
第四章 国や他の自治体との関係		
国や他の自治体との関係(第34条) 国や他の自治体との相互協力等		

(2) 自治運営の基本原則(第五条)

本条例では、市民自治を確立するため、自治の基本理念を明らかにするとともに、「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」という自治運営の基本原則を定めており、本市では、施策を展開する場合、この自治運営の基本原則を踏まえて進める必要がある。

(3) 区の在り方等(第十九条～第二十一条)

「区」は、身近な場所で行政サービスを実施する役割と地域の課題解決を進めるための市民の参加と協働の場としての役割があり、これら二つの役割を果たすための重要な拠点として位置づけられている。第十九条から第二十二条では、「区」に関する施策や役割等についての重要性を改めて規定している。

3 川崎市自治基本条例に基づく制度・仕組み

次に、この条例に基づいて整備された制度や仕組みなど代表的なものを紹介したい。

(1) 区民会議(第二十一条)

区民会議は、自治基本条例第二十一条の規定に基づき、二〇〇六(平成一八)年四月の「川崎市区民会議条例」の施行により設置された。区民会議では、区における地域社会の課題を把握し、参加と協働によってその解決を図り、暮らしやすい地域社会をつくるための方針および方策について調査審議している。また、区民会議委員は公募、各分野からの団体推薦、区長推薦の二〇名以内で構成され、全体会での会議のほかに身近な環境問題や地域コミュニケーションづくりの部会、あるいは安全・安心のまちづくりの部会など、各区の特性や地域課題に応じたテーマで話し合われている。

(2) パブリックコメント手続(第三十条)

パブリックコメント手続は、自治運営の基本原則の一つである「参加の原則」に基づいており、自治基本条例第三十条に位置づけられている。パブリックコメント手続制度を制度化するために、二〇〇七(平成一九)年四月に「川崎市パブリックコメント手続条例」が施行された。この条例は、市民の生活にとつて重要である政策等を策定する際に、その内容を案の段階で公表し、市民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表する一連の手続を本市の共通ルールとして定めたものである。

(3) 住民投票制度(第三十一条)

住民投票制度は、パブリックコメント手続制度とともに自治運営の基本原則の一つである。「参加の原則」に基づく重要な制度とされ、自治基本条例第三十一条に位置づけられており、二〇〇九(平成二一)年四月に「川崎市住民投票条例」が施行された。

本制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて住民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策の決定や実施につなげていくことができるものである。なお、本市では、制度の安定性、継続性といったメリットがあることから「常設型(注。)」として創設されている。

(4) その他

自治基本条例に基づき制定された制度・仕組みは、この他にも「協働型事業のルール」などがある。これは、自治基本条例第三十二条の「協働推進の施策整備等」に基づいて整えられた制度であり、市民活動団体と行政が共通の目標に向かって協働で行う公益的な事業を実施する際の基本的な考え方や手順を示すものとして策定されたものである。

4 自治運営の状況について

これまで紹介したように、本市で

は、自治基本条例に基づいてさまざまな制度などの新しい市民自治の仕組みが整えられてきたところである。しかし、今後はそれらの制度や仕組みなどをどのようにして運用していくかが重要であり、課題でもある。川崎市の自治の制度や仕組みなどがどのように運営されてきたかを検証する必要があるため、ここではその検証状況について述べていく。

(1) 川崎市自治推進委員会(第一期)の設置

委員会の趣旨

川崎市自治推進委員会とは、自治基本条例第三十三条に基づき、市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議する委員会である。第一期の川崎市自治推進委員会(以下「第一期自治推進委員会」という。)は、学識経験者三名、公募委員三名により構成され、二〇〇七(平成一九)年二月から二〇〇八(平成二〇)年三月まで設置された。

第一期自治推進委員会の審議事項

第一期自治推進委員会では、自治に関する制度を全体的に見渡して検証するといった観点から、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の策定に合わせ、市民自治と区役所機能の拡充に関わる部分を中心に自治運営に関する制度等の構築・実施状況について確

認し、取り組み状況や課題等を明らかにするとともに、特に重点的な審議事項として、「協働のまちづくり」、「情報共有の原則」、および「区民会議」を選定し、調査審議した。

第一期自治推進委員会の提言

第一期自治推進委員会は、七回にわたって委員会を開催し、これまでの取り組みや方向性などを踏まえて、自治基本条例に基づく市民自治の推進に向けた効果的な手法や仕組みなどについて、「総合的な自治の醸成」、「協働のまちづくり」、「情報共有」、「区民会議」の四つの項目に整理し、「市民自治の推進に向けた一〇の提言」をまとめた。(図2)

(2) 「市民自治の推進に向けた一〇の提言推進プラン」の策定

提言の具現化の必要性

自治基本条例が施行されてから、条例に基づく制度や仕組みが整えられ、第一期自治推進委員会での調査審議を経たわけであるが、この条例そのものについては十分に浸透してきたとはいえない状況である。本市では、まちづくりの基本目標「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現に向け、「川崎再生フロンティアプラン(新総合計画)」の「着実な推進」、「新行財政改革プランの推進」とともに、「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を市政運営の三本柱として取り組んでいること

からも、この条例に基づき、行政・市民相互に自治を推進していく必要がある。

また、市民自治を確立するためには、市民が主役で進められることが基本となるが、市政運営への参加や協働を進めるために、行政における取り組みをさらに推進しなければならぬ。特に、職員は市民とともに自治を運営するものとしての認識に立ち、条例の趣旨を理解、尊重することが求められるため、第一期自治推進委員会からの提言を尊重し、それぞれの立場から提言の具現化に努めていく必要がある。

この提言の具現化における取り組みは、全庁において、課題の共有化、連携、調整を図り、計画的・継続的に取り組む必要があるため、「市民自治の推進に向けた一〇の提言推進プラン」(以下「推進プラン」という。)を二〇〇八(平成二〇)年一月に策定し、着実に推進していくことになった。そして、その進行管理は総合企画局自治政策部で行うこととした。(図3)

(3) 第二期自治推進委員会の設置と審議事項

二〇〇八(平成二〇)年一月から二〇一〇(平成二二)年三月まで、第二期の川崎市自治推進委員会(以下「第二期自治推進委員会」という。)を設置し、引き続き自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方についての調査審議を行うこととした。

図2 第1期自治推進委員会からの提言
市民自治の推進に向けた10の提言



図3 川崎市自治推進委員会の提言と取組の関係

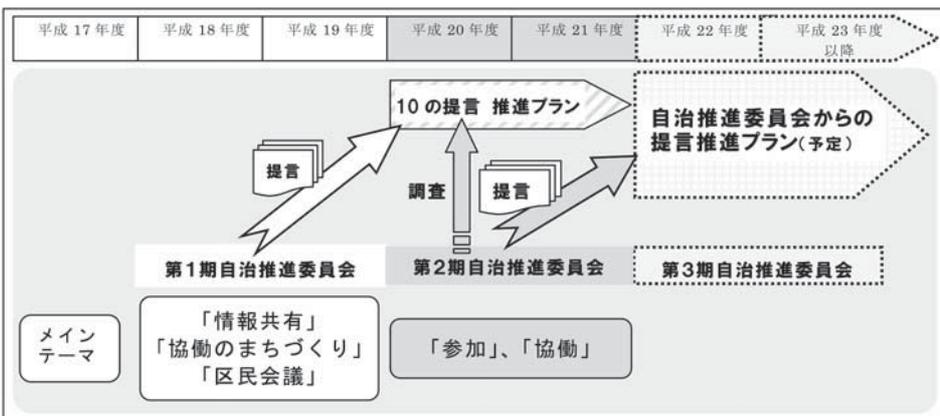


写真1 第2期自治推進委員会審議の様子

第二期自治推進委員会では、第一期で重点的に調査審議した「情報共有の原則」、「協働のまちづくり」、「区民会議」の調査審議結果を踏まえて、「参加」、「協働」をメインテーマとして、条例に基づく制度・仕組みの検証や参加・協働の事例などを七回にわたって調査審議するとともに、二〇〇九

(平成二一)年一月には、自治基本条例に基づく自治の理念を広く周知するために「あなたの参加と協働が自治を進めます！」をタイトルとして、第二期自治推進委員会主催による講演会を開催した。第二期自治推進委員会での具体的な調査審議事項は図のとおりである。(図4)

(4) 審議事項から見えてきた川崎市

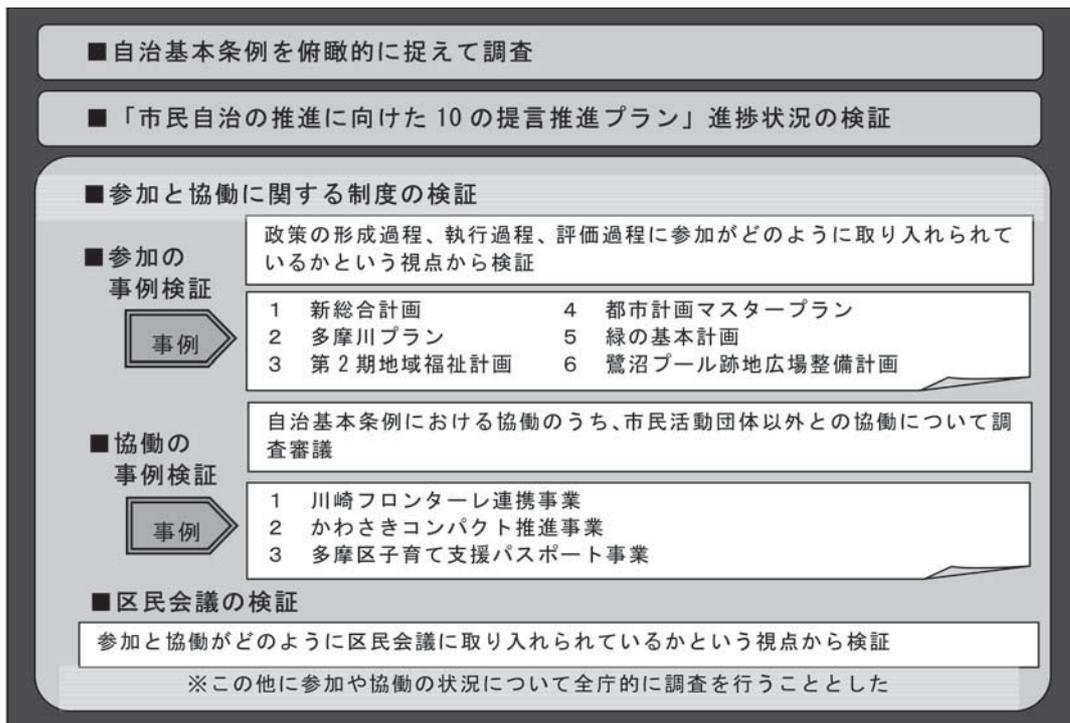
における「参加」と「協働」の現状と課題

このように第二期自治推進委員会では、メインテーマの「参加」と「協働」や自治基本条例を俯瞰的に捉えた調査、推進プランの進捗状況調査、区民会議の検証など自治基本条例の運用面について幅広く調査審議を行い、川崎市の現場レベルでの「参加」と「協働」

の現状を確認することができた。

「参加」について、特に行政計画、「条例、施設整備以下、計画等」という。)の分野で取り上げた事例検証のケースは、川崎市における参加のミニマムライン(取り入れるべき水準)ともいえる条例の第二十九条「審議会等の市民委員の公募」、第三十条の「パブリックコメント手続」の二つの手法を取り入れ

図4 第2期自治推進委員会の調査審議事項

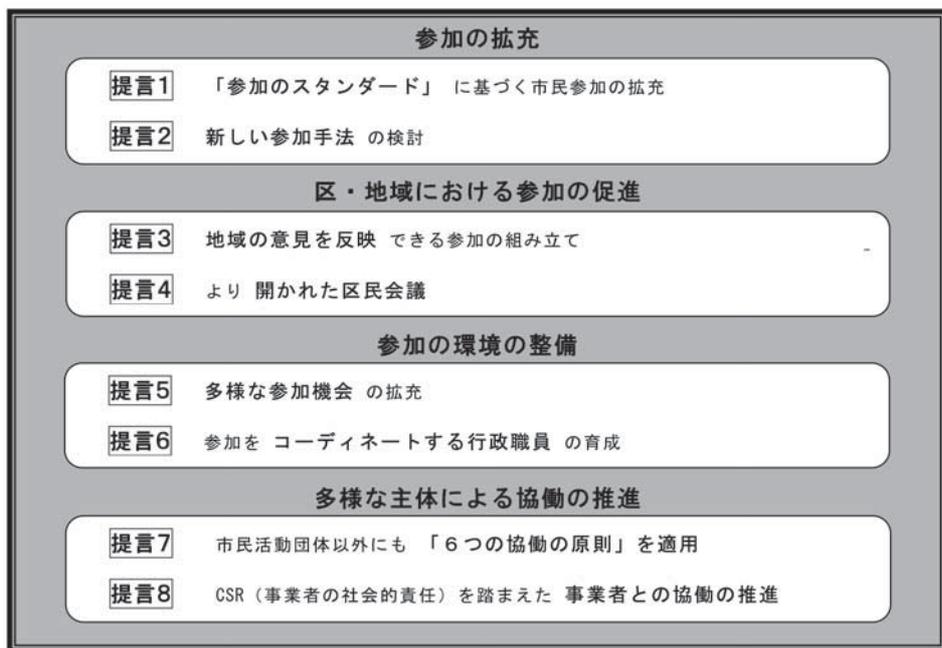


ているだけでなく、多様な参加手法を組み合わせるものであった。しかし、全庁的に調査した「市民参加の状況調査」の結果では、計画等の所管部署によつては参加手法の取り入れ方に差異が見られたことから、今後、望まし

い参加の水準へ引き上げていくことが課題であることもわかった。また、「協働」について、自治基本条例では、協働の相手方を広く捉えることにより市民活動団体以外の事業者等も含めているが、事例の検証から市民活

図5 第2期自治推進委員会からの提言

参加と協働の推進に向けた8の提言



動団体以外との協働に関する現状を知るとともに、その推進に向けた課題も見えてきた。これらの課題は、「参加の拡充」、「区・地域における参加の促進」、「参加の環境の整備」、「多様な主体による協働の推進」という四つの項目に整理され、第二期自治推進委員会より、「参加と協働の推進に向けた八の提言」として取りまとめられ、二〇一

5 自治を広げていく
きっかけづくり

推進委員会(第二期)報告書を参照されたい。

地方分権の本格化、社会経済環境の変化などから川崎市自治基本条例が施行され、二期にわたる川崎市自治推進

○(平成二二)年三月に市長へ提言された。提言の大きな柱は、提言一の「参加のスタンダード」に基づく市民自治の拡充である。これは市民生活に密接に関わる計画等の策定・執行(執行状況の管理)・評価の過程における望ましい参加の在り方として示すより高い水準の目指すべき目標である。提言二から提言六は、この「参加のスタンダード」に基づく参加プロセスをより望ましいものとする重要な要素として提言されている。この他の提言の詳しい内容や第二期自治推進委員会の審議経過等については、紙面の都合もあることから、川崎市自治

委員会を通じ、その取り組み状況等が調査審議されてきたわけであるが、本条例の第四条「基本理念」では、市民は地域社会の課題を自ら解決していくことを基本とし、市政に主体的に関わり、よりよい地域社会の創造をめざすことを規定している。このようなことから、この条例を市民に広く知ってもらう必要があるため、今年度は次のような取り組みも行った。

(1) 川崎市自治基本条例の認知度を高めるために

今年度は自治基本条例のパンフレットを制度や仕組みをよりわかりやすく全面的に改訂し(五万部)、町内会・自治会を通じて、二〇〇九(平成二二)年六月に全戸回覧を行うとともに、広報用のDVDを制作した。このDVDは、日本女子大学の学生に協力していただき、街頭インタビューを行うなど、市民の目線で自治基本条例を一緒に考えられるストーリーになっているため、パンフレットとあわせて視聴していただくにより理解が深められるようになってきている。(写真3)

(2) 自治について考えるきっかけとして

また、二〇一〇(平成二二)年三月には「かわさき自治推進フォーラム二〇一〇」(写真2)を中原市民館で開催した。これは、自治基本条例施行前の二〇〇三(平成一五)年から二〇〇



写真2 かわさき自治推進フォーラム2010

九(平成二二)年まで七年にわたり開催された「市民自治創造・かわさきフォーラム」を発展的にリニューアルし、自治基本条例における市民自治の推進、多様な主体による参加の拡充、市民活動のさらなる発展を目的として開催する自治の啓発のイベントである。このフォーラムの開催を通じて、自治意識の醸成に一定の成果をあげられたものと考えている。

6 おわりに
 ～来年、再来年、
 もっと先の
 未来へ～

川崎市自治基本条例が施行されて五年。この条例は、理念の条例であり、「大きな枠組み」という性格を有しているため、「どう運用していくか」という部分が重要である。そのような意味において、この条例にゴールは無いといえよう。来年、再来年、そしてもっと先の未来へ。暮らしやすい地域社会を実現していくためには、市民、行政(職員)にこの条例の基本理念や自治運営の基本原則が広がり、定着し、そして着実に運用されていくことが必要である。この条例に携わらせていただいた一職員として、自治の基本理念や自治運営の基本原則等を忘れることなく、市民と協働しながら地域課題の解決を図れるような職員に成長していきたい。

最後に、本稿が自治基本条例の検討段階から施行後五年間の概略をつかめるようなものとして、五年後、十年後

に少しでも役に立つことができれば幸いである。



写真3 川崎市自治基本条例DVD

注1 市民自治の拡充に向けた制度・枠組み研究会(かわさき市民自治基本条例研究会)のメンバーは学識経験者五名と事務局により構成され、研究会は四回開催された。

注2 かわさき版自治基本条例研究準備委員会のメンバーは学識経験者四名と事務局により構成され、委員会は五回開催された。

注3 常設型のほかに、「個別設置型」がある。個別設置型とは、必要が生じたつと議会の議決に基づいて条例を制定し実施するものである。

住民自治組織の現状と課題

〈町内会・自治会の今

市民・こども局市民協働推進課課長補佐

大良美臣

はじめに

行政にとつて、地域のまちづくりに取り組んでいる町内会・自治会との協力関係は不可欠である。町内会・自治会は全市的な連合体である川崎市全町内会連合会を組織し、その事務局機能は財団法人川崎市市民自治財団が担っている。ここでは、財団と連携しながら地域団体支援業務を担当している市民・こども局市民協働推進課の職員として、今、川崎市の町内会・自治会がどのような課題を抱えて活動しているのか、行政との関わりはどのようになっているのか等について述べることで、自らの課題の整理と、町内会・自治会の存在を広く知っていただくことを目的とする。

1 町内会とは

(1) 歴史的経過

町内会の原型をどこに求めるかは、近世の五人組、大化の改新時の五人組隣保制度等様々な見方・解釈があるようだが、現在の形に近づくのは一九四〇年代のことである。都市に町内会、町村に部落会、上部団体に市町村レベルの連合組織、下部団体に隣組組織を持っていた。終戦後、一九四七（昭和二二）年に占領軍は町内会を解散させるが、その後の三か月以内に八割近くの町内会等が名目を変えて再建され、一九五二（昭和二七）年の占領終了までにはほとんど全ての地域で町内会等が存在していた。このころから自治会組織が仲間入りをしたようだ。

一九六〇年代に日本経済は急速に成長し、高度経済成長期を迎え都市化の

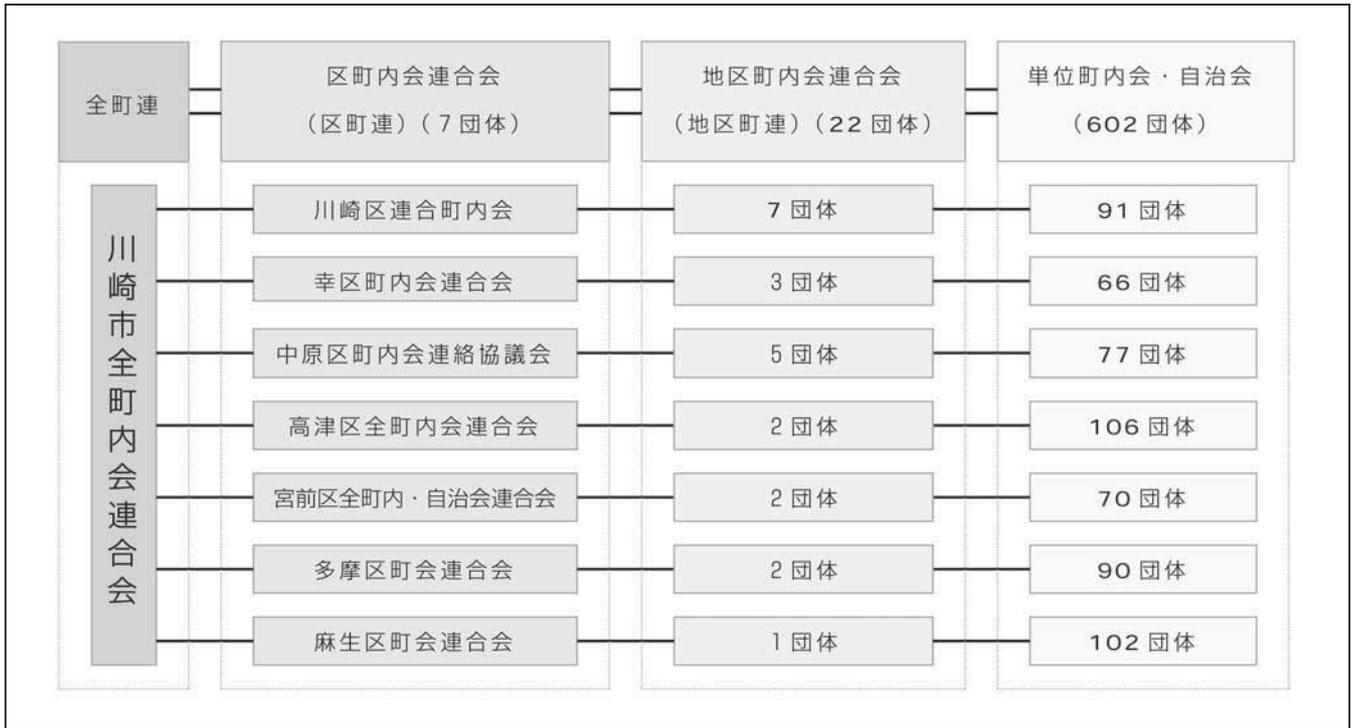
波が広がった。産業構造や地域構造も変化し地域連帯意識の希薄化、核家族化の進行などにより家族制度を基本とした地域共同体の存在は危うくなってきた。一方公害など新たな地域課題が発生し、様々な地域での要求を掲げて実現を迫る住民運動が高まる中で、生活圏の拡大等により伝統的な町内会の範囲を越えた問題も出てきた結果、地域住民組織の再編が必要という議論から「コミュニティづくり」という政策が生み出された。

一九六九（昭和四四）年、国民生活審議会が「コミュニティ生活の場における人間性の回復」という中間報告を提出し、伝統的な町内会等に代わる新たな住民組織として、市民としての自主性と責任を自覚し、共通目標のもとに相互に信頼感のある「人々の心のつながりによって維持される自主的

集団」、いわゆるコミュニティを創設していくことが提案された。一九七二（昭和四六）年には、自治省がコミュニティ施策「コミュニティに関する対策要綱」を開始し、全国に八三カ所のモデルコミュニティ地区を指定した。しかし、一部の地域を除いて町内会・自治会は解体せず、現在も行政と町内会・自治会の相互依存関係は引き継がれており、町内会・自治会が地域の代表である姿には変わりはない。多くの地域において、町内会・自治会は地域コミュニティの核であり、町内会・自治会が活性化することが、よりよいコミュニティを作るために必要であるとの認識から、その後、国や自治体によるコミュニティ施策と住民による多彩な取り組みが展開され現在に至っている。

(2) 川崎市の状況

川崎市の町内会は一九四〇（昭和一五）年には一九一団体あり七つの町内会連合会に分かれていた。一九四七（昭和二二）年に占領軍が町内会を解散させると一九四九（昭和二四）年に川崎市は町内会に代わるものとして出張所単位に二五の広報（弘報）委員会（委員数七八六名）を発足させ行政と住民のパイプ役にしようとした。一九五二（昭和二七）年に占領が終了したが、一九五六（昭和三一）年には川崎市に町内会は二三一団体あり、名称は町内会、町会、自治会、部落会、公民



住民組織状況一覧（平成21年4月1日現在）

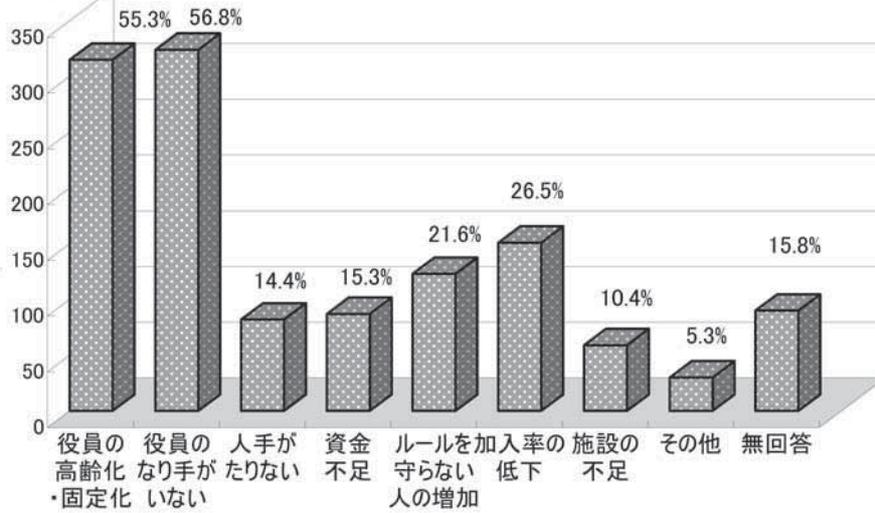
区	団体数	総世帯数 H21.4.1 (A)	団体加入 世帯数 (B)	加入率 (B)/(A)	平均加入 世帯数
川崎	95	104,182	68,237	65.5%	718
幸	66	68,749	49,858	72.5%	755
中原	77	113,717	82,030	72.1%	1,065
高津	107	98,902	65,088	65.8%	608
宮前	72	90,049	59,822	66.4%	831
多摩	106	102,283	61,601	60.2%	581
麻生	124	69,343	47,692	68.8%	385
全市	647	647,225	434,328	67.1%	671

会など様々であった。二九（平成二一）年現在、全国には三〇万弱の町内会・自治会があると言われており、川崎市では六四七団体となっている。安全・安心で住みやすいかわさきのまちづくりのため日々地域活動に従事している町内会・自治会の活動は地域の支えとなっている。住民ニーズが多様化する今日、行政がその全てに対応することは難しく、公共的な分野にも町内会・自治会などをはじめとした様々な市民活動団体がその活動を繰り広げていくことが今後さらに求められ

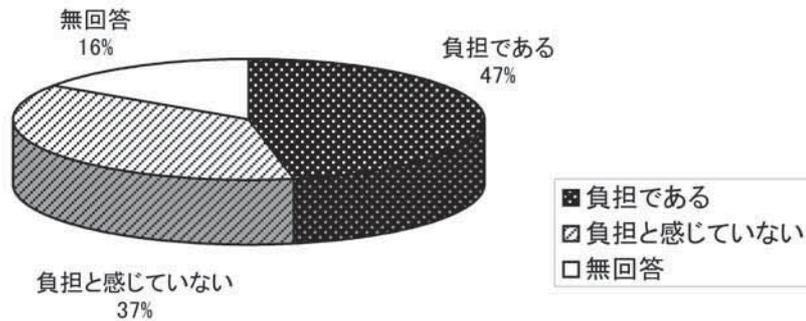
（一）アンケート結果
二七（平成一九）年三月、市民局（現市民・こども局）は町内会・自治会アンケート調査報告書を発表した。町内会・自治会は住みよいまちづくりを目指して活動している地域を代表する重要な組織だが、近年の都市化の進展により地域における人と人のつながりが希薄になっている状況等から、町内会・自治会が抱える課題やニーズも多種多様となっており、今後の地域振興に向けて施策を実施する参考資料とすることを目的として行ったもので

ている。
川崎市全町内会連合会は一九六一（昭和三六）年二月、三一八の町内会・自治会が参加した川崎市連合町内会結成大会から始まり、現在六〇二団体が参加している。川崎市全町内会連合会は七区の町内会連合会、二二地区の町内会連合会の集合体となっている。
上の表は川崎市統計書に住民組織加入状況として毎年発表している資料の基データだが、区による違いなどがよくわかる資料である。川崎市全町内会連合会に加入している単位町内会・自治会数は六〇二団体であり、未加入団体を含めると全市では六四七団体となる。
2 町内会・自治会の抱える課題

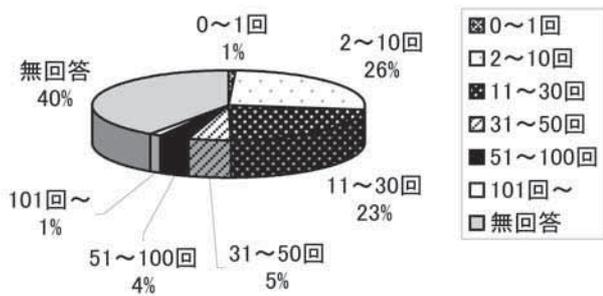
現在の課題について



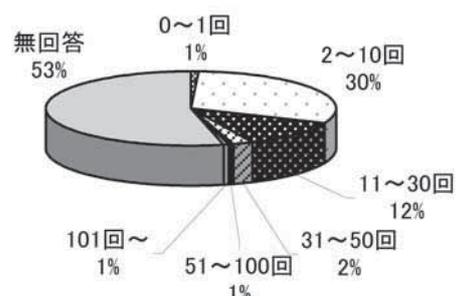
行政から町内会・自治会に対する各種依頼の負担感について



行政から町内会・自治会への会議出席依頼回数について



行政から町内会・自治会への事業協力依頼回数について



「町内会・自治会アンケート調査報告書」(平成19年)より

ある。

まず、現在の課題についての質問では、一位…役員のなり手がいない、二位…役員の高齢化・固定化、三位…加入率の低下等の課題があがった。高齢化した役員が懸命に活動をしているが新しい若者層の加入は進まず一層活動が停滞している姿が浮かんでくる。しかし一方では若い指導者が加わり、魅力ある活動を行っている事例もあるようだ。

次に、行政からの各種依頼の負担感について質問したところ、負担であるとの声が四七％だった。負担に感じる事業を尋ねたところ、一位…会議等への出席・動員、二位…委員の選出、三位…ちらし類の回覧、四位…住民意思のとりまとめという順番であった。

具体的に、「行政からの事業協力依頼回数」は年平均一四回だったが、二二二回という回答もあった。「行政からの会議出席依頼回数」は年平均二三回だったが、三四五回という回答もあった。町内会としては行政の下請業務を行っている意識を強く持っている現状がある。

(2) 課題の解決に向けて
アンケートの結果、町内会・

自治会が現在抱えている課題が明らかになった。これらの課題に対して、自らの課題については町内会・自治会が主体的に解決していくことが基本ではあるが、行政として川崎市全町内会連合会とも連携をして、町内会・自治会が自立的に活動できるように支援をしていく必要を強く感じ、いくつかの支援を実施している。その具体例として、大型マンション建設や転入者の増加、地縁意識の希薄化等により、町内会・自治会の加入率が年々低下していることへの対策として、加入促進パンフレットを作成して、川崎市への転入時に窓口で配布をしたり、あるいは宅建業者を通じて配布をするなどして加入を促進したり、町内会の活動を広報している。また、役員の高齢化や固定化などの要因により魅力ある活動を行うことができず、活動のマンネリ化が進み活性化がままならないといった町内会・自治会のために、魅力ある町内会・自治会活動を進めるための一助として「ハンドブック」を作成し、今後その活用を図る予定である。さらに、市内には六四七の町内会・自治会があり、四三四の団体が四一五の町内会・自治会館を利用しているが、風水害時には避難所補完施設として、また災害時には安否確認など情報センター機能を担うことが期待される等、重要な位置付けのある全町内会・自治会館の耐震化事業を進めている。平成二一年度から耐震診断士派遣事業を実施し

ている。

行政は行事などのお知らせ、制度の周知など広報物の配布や回覧、イベントへの参加、様々な行政関係会議への出席依頼、地域の意見の集約など多くのことを依頼している。このことが町内会・自治会にとって非常に大きな負担感を与えている。広報物の配布を例にとれば、過去、大きさなどを統一し整理した経過があるが、あまり効果はなかったようである。全庁的な課題であり、ハードルも高いが、解決に向けて縦割り行政の弊害をなくすなど改善策を検討する余地があると考ええる。

3 町内会・自治会の活動

川崎市における町内会・自治会の活動についてふれる前に、町内会・自治会の基本的な特徴について挙げておきたい。

一定の地域区画をもち、相互に重なりあわない

世帯を単位として構成される

地域の全世帯が加入できるとの考え方に立つ

様々な地域の課題に包括的に関与する

行政や第三者に対して地域を代表する組織となる

概ね以上のような特徴が挙げられるが、一定エリアを占めていることと、特定されない課題へ対応することが、特に他の市民活動団体との大きな相違

点であると考えている。

町内会・自治会は、住民が安全で安心しつと住み続けられるまちをつくるため、毎日昼夜を問わず活動している。川崎市としても「参加と協働に

よる市民自治のまちづくり」を進めるため、地域社会が抱える課題に包括的に対応している町内会・自治会は大切なパートナーとして位置付けているが、ここでは町内会・自治会の具体的

川崎市全町内会連合会作成「加入促進パンフレット」から

こんなこと、あんなこと! 町内会・自治会の活動

災害に強いまちづくり
いつ来るかわからない災害(地震・火事・水害)。そのとき、隣近所で助け合う協力体制として自主防災組織をつくっています。

きれいなまちづくり
誰もが望む花や緑が美しく、ごみのないきれいなまち。ごみ集積場所の維持管理、資源分別収集、公園・道路の清掃など地域の美化活動に力をいれています。

安心して暮らせるまちづくり
非行や犯罪のない安心して暮らせる「まちづくり」は私たちがみんなの願い。地域を巡回する「防犯パトロール」、暗い夜道を照らす防犯灯の設置や維持管理などを行っています。

ふれあいのあるまちづくり
祭り、盆踊り、運動会などは、みんなが気軽に参加できる地域の行事。人と人とのふれあいが地域のつながりを強くします。

交通事故のないまちづくり
こんなところで交通事故が。子どもや高齢者を守るため、地域ぐるみで交通安全活動をしています。

情報を共有するまちづくり
「市政だより」「議会かわさき」は役立つ情報がいっぱい。広報紙などの回覧で市民と行政の橋渡しをしています。

町内会・自治会にはいりましょう!

な活動の一端をパンフレットでご紹介したい。ご覧のように様々な分野の活動を地域で町内会・自治会が行っているのである。ここで紹介されている内容はごく一般的ではあるが、個別の町内会・自治会ではそれぞれ個性豊かな特色ある活動を行っている例もつがっている。

4 行政と町内会・自治会

朝、起きて朝食後、ごみを出し、駅に向かう。途中できれいに清掃された公園を横切り、駅から電車に乗り職場へ到着。一日の仕事を終え、防犯灯に照らされた道を家へ向かう。玄関には町内会の回覧板があり、内容を確認して隣の家に持参する。普段の一日の生活の中にも町内会と関係が多くあることがわかる。生活様式や価値観の多様化が進み、行政が様々な課題に対して全ての対応をすることが難しくなってきた今、地域主体のまちづくりを進めていくためには、地域のことは地域で考え解決することが求められている。地域の安全・安心を守り、美しいまちを守り、地域のつながりを守る活動を地道に行っている町内会・自治会の存在は、今後必ず見直され、ますます大切なものとなっていくものと考えられる。

行政としても互いに補完するものとして町内会・自治会との協力関係は必須のものである。町内会・自治会の活

町内会・自治会の活動に対して行政からの主な支援・補助等を行っているもの

項目	内容
全町内会連合会の活動助成	町内会・自治会の全市的な連合体である川崎市全町内会連合会に対して活動費を助成
町内会・自治会会館建設資金補助	町内会・自治会会館の新築・改築・購入資金の融資受付・金融機関への取次・利子補給
市民自治財団による町内会館寄付受入	町内会・自治会会館の寄付受入により財団名義登記をした上で町内会・自治会が使用
防犯灯設置・維持管理	市内の防犯灯を設置・管理している町内会・自治会への支援
公園・緑地・街路樹等	公園及び緑地の維持管理、街路樹の保護育成、公園の利活用・管理運営について支援
資源回収・廃棄物減量	資源化物の集団回収実施団体、廃棄物減量指導員の活動を支援する団体に支援
自主防災組織の活動等	自主防災組織の組織活動の活性化、防災活動に必要な資器材の購入等の支援
町内会・自治会会館耐震化	旧耐震基準の木造会館に耐震診断士を派遣して無料で診断を行う事業

動に対して行政からの支援・補助等を行っているもの、協力関係によっておこなっているものなどが多くある。その一部を挙げてみよう。
様々な身近なまちづくりにおいて、川崎市と町内会・自治会が協力して活動していることがわかれると思う。

5 地域コミュニティの活性化をめざして

全ての方が安心してまちに住み続けるためには、地域を網羅している町内会・自治会を核としたコミュニティづくりと活性化が必要であると強く感じている。本稿では、主に町内会・自治会の支援について述べたが、地域コミュニティの活性化に向けて、市では都市型コミュニティについての検討や、協働、市民活動支援等に取り組んでいるところである。

ここで、本稿をお読みの皆さんに提案したい。地元の町内会・自治会に参加して活動しよう。住民組織に内部から関わり地域を住民自らの力でよりよくして、地域の方が「ここに住むことができ、本心に良かった」と思うような地域にしよう。地域での活動は地域のために貢献するだけではない。同時に地域の中で得るものは、きっと思いがけないほど大きいものだと思はう。

コミュニティの核となる町内会・自治会が元気になればコミュニティが活

性化し、よりよい方向に向かうことができると思う。行政が町内会・自治会を支援してコミュニティの活性化を図ることは、地域のためにきつと役立つと私は考えている。また、町内会・自治会を支援するための市の政策としては、コミュニティが自ら持つ力を自由自在に発揮できるようにサポートしながら、同じ目標に向かって互いに協力していくことが何より重要だろう。

そして、私にはこうした政策の具体的な中身は現場から生まれてくる気がする。私たち一人ひとりがどう社会とつながって生きるのか、人間関係をどのように築いているのか、これらが全ての基本になるように私には思えるのだ。
私自身が一市民として活動に参加し、得られた経験も活かしながら、今後も地域コミュニティの活性化に向けて取り組んでいきたい。

「タテ」と「ヨコ」のつながり強化による 職員意識の向上への取り組み

総務局行財政改革室

北村卓也

1 はじめに

一般的に、組織活動はトップダウンとボトムアップがバランスよく統合・調和して初めて、大きなパワーとなり成果を生むことができる。また、急速な少子高齢化に伴い社会環境が変化中、地方自治体は多様な行政需要に的確かつ柔軟に対応していく必要がある。そのため、組織整備および人材育成は急務である。

本市では平成一六年度に「川崎市人材育成基本計画」(注1)を策定した。地方分権の進展による地方自治の新しい時代を迎え、多様な地域の課題や市民ニーズに的確に対応できる行政のプロフェッショナルを育成するため、職員の能力を最大限に活かせるような人事制度の構築や職員の意識改革に取り

組んできた。

なかでも、「人事評価制度」(注2)は、職員の能力や実績を適正に評価して昇任や給与等の処遇に結びつけ、職員のやる気や働きがいを引き出し、人事管理を旧来の横並び意識が強い年功序列的なものから能力・実績を重視した方向へ転換するとともに、市の政策目標が組織の目標となり、それが個人の目標へと繋がっていくものであり、当該制度により、トップダウンの組織活動が確立されたところである。

一方、ボトムアップの組織活動としては、以前から職員の提案や声を市政運営に反映させる制度は存在していたものの、積極的に活用されていない状況であった。

そこで、「新行財政改革プラン」(注3)においては、既存の「職員提案制度」および「職員の声制度」を抜本的

に見直し、職員意識改革を図り、それが市政運営に反映される制度を構築することとした。

本稿では、これまでの取り組みについて紹介したい。

2 取り組みのポイント

今回の制度構築に当たっては、組織活動をより一層高めるために、トップダウンとボトムアップという、いわゆる「タテ」のつながりだけでなく、「ヨコ」のつながりを強化するための取り組みについても検討してきた。既存の「職員提案制度」や「職員の声制度」は「タテ」のつながりを強化するためのものであるが、「ヨコ」のつながりの強化策として、「改善・研究事例のデータバンク」(以下「チャレンジバンク」という。)および「チャレ

ンジ かわさき選挙手続(以下「チャレンジバンク」という。))を新設したところである。それぞれの取り組みのポイントは次のとおりである。

(1)「職員提案制度」の見直し

「職員提案制度」は、広く職員から事務および事業に関する改善意見を求め、最終的には、優れた提案を実施することによって行政サービスの向上を図るものである。一九六四(昭和三九)年にできた歴史ある制度だが、「制度自体の認知度が低い」「提案方法が分からない」「審査過程が分からない」といった点から、ここ数年提案がほとんどない状況であった。

これらの問題点を改善すべく、次のように見直しを行った。

まず提案内容について、従来どおり原則自由としつつ、より参加しやすい仕組みとするため、毎年度、各局区室からの推薦に基づき、政策や施策等に即したテーマを設定した。

第二に、提案可能な期間について、これまでどおり常時可能としながら、より提案を促すため、募集強化期間(五月から一〇月まで)を定め、重点的に提案募集のPRを実施した。

第三に、提案の審査について、審査過程に専門性の観点を取り入れた。これまで総務局、総合企画局、財政局の三局で審査を行ってきた。しかし、提案を担当すべきと考えられる局がその内容について一番詳しいはずであ

図1 取り組みの概要

<p>職員提案制度</p> <p>テーマ募集開始 平成21年4月</p> <p>●対象者 すべての職員 個人もグループも可（ただし、1グループにつき5人まで）</p> <p>●提案できる内容 担当業務以外のもの（人事評価制度における課の組織目標や業務命令でないもの）が対象となります。例：市民サービス向上、事務事業の能率向上、経費節減・収入増加、イメージ向上、職員の意識改革</p> <p>●テーマと強化期間の設定 提案できる内容は、原則として自由ですが、より参加しやすい仕組みとするため、毎年度、各局区室の政策や施策等に即したテーマを4月に推薦してもらいます。また、提案は常時できますが、5月から10月までの間を募集強化期間として、提案募集PRを重点的に実施します。</p> <p>●審査 一次審査：提案を担当すべきと考えられる局で、局長、部長級職員、庶務担当課長、企画担当課長等で構成する局職員提案審査委員会で行う。 二次審査：総務局長並びに、総務局、総合企画局、財政局等の部長級職員で構成する職員提案審査委員会、一次審査の結果を踏まえ審査を行う。</p> <p>●市長報告・提案実施 審査結果を市長に報告し、具体化したほうがよいとされた提案については、担当する局室区に対して実施に向けた検討をお願いします。</p> <p>●人事評価等への反映 委員会の審査結果に応じて、課長補佐以下の職員に対して、当該審査年度の人事評価で加点します。 なお、有用な提案をしたことを人事記録に記載し、提案の事業化や事業実施への参画が可能となるよう考慮いたします。</p> <p>●データ化・公表 原則として、すべての提案をデータ化し、イントラネット上で公表します。また、有用な提案や実施したほうがよいとされた提案は、ホームページで外部にも公表します。</p>	<p>職員の声制度</p> <p>リニューアル 平成21年5月</p> <p>●市長メッセージの発信 イントラネット上で市長メッセージを積極的に配信します。 ①職員への動画メッセージ（四半期に一回程度） ②職員への年頭あいさつ ③施政方針 ④各種研修での講話 等</p> <p>●提出できる意見 ①自由意見：範囲の限定はなし。誹謗・中傷、異動希望など個人的意見等は除く。 ②特定テーマに関する意見：市長又は局区室は、政策や施策に関して、必要に応じてテーマを設定し、意見を募集することもできることとします。 ※匿名による投稿を認めず。</p> <p>●提出者への回答 ①自由意見：提出された意見の受理決定後速やかに、市長の指示を踏まえて提出者へ回答します。 ②特定テーマに関する意見：意見を集約後、市長の閲覧に供するとともに、必要な指示を仰ぎ、集約した意見及び市長の指示を関係局区室に連絡します。</p>
<p>市長・副市長とのオフサイトミーティング</p> <p>第1回 平成21年7月</p> <p>●目的：市長・副市長と若手職員の市政運営のビジョンの共有化と風通しの良い組織風土づくり</p> <p>●対象者：希望する、各局区室が推薦する若手職員（35歳まで）15名程度</p> <p>●時間：18時～19時30分</p> <p>●内容：市政への提案、担当業務等に関する相談 等</p>	<p>チャレンジ☆かわさき選手権（愛称：チャレ☆かわ）</p> <p>平成22年2月</p> <p>●日程：毎年2月</p> <p>●発表：①職員提案の部、②研究成果の部、③業務改善の部</p> <p>●推薦：各局区室は、研究成果や業務改善事例、発表者1名（又はグループ）を推薦します。</p> <p>●表彰：市長賞受賞者（最優秀者）は、全国大会への出場権を獲得</p> <p>●公表：推薦された研究成果及び業務改善事例はすべてデータ化しイントラで共有し、特に優秀なものはホームページで公表します。</p> <p>●運営：事務局内有志若手職員で構成する運営委員会を設置します。</p>

る。そこで、該当する局の局長、部長級職員等で構成する委員会を設置し、一次審査を前段で行うよう改めた。また、提案者への審査結果を通知する際、ポイントだけでなく審査委員の意見概要も含めるようにした。

第四に、優秀者へのインセンティブについて、これまでの賞金の授与を改め、人事評価制度において加点するとともに、提案の事業化や事業実施への参画が可能となるよう考慮した。

第五に、提案内容について、概要等を庁内イントラネット上で公表し、有用な提案や実施したほうがよいとされた提案は、市ホームページで公表することとした。こうすることで、内部（職員）に対しては次の新たな提案を促すことができ、外部（市民）に対しては市職員の積極的な取り組みをアピールできると考えた。

（2）「職員の声制度」の見直し

「職員の声制度」は、市長と職員の双方向的な意見交換の場を設け、市長が職員へ市政運営に関するメッセージを発信するとともに、職員が市長に対し自由に意見を述べることで、その意見が市政運営に寄与することを目的としている。阿部市長就任後、二〇〇二年（平成一四）年に作られた制度で、発足時は新しい市長と職員との互いの認識の差を縮めていくツールとして活躍していたが、市長の考えが職員に浸透していくにつれ、ここ数年は意見数

は減っていた。また、異動希望など、個人的事項に関する意見も散見され、制度の趣旨に沿わないものについての対応に苦慮していた。

見直すにあたって、制度発足時の目的は果たしたため廃止という選択肢もあったが、職員が市長に直接意見を言える貴重な制度であるという点を重視し、以下の四点の見直しを行い、制度を存続させることにした。

まず、市長から職員へのメッセージの充実・強化を図った。具体的には、庁内イントラネットを活用し、市長の動画メッセージを配信、その他、職員への年頭あいさつや施政方針、各種研修での講話等も配信し、常に、職員が市長の考えや姿勢に触れることができるようにした。

第二に、要綱を改め、制度の趣旨にそぐわない意見（注4）は排除できるように、明確に規定した。

第三に、市長または局区が特定のテーマを設定して意見を聴取することを可能にした。

第四に、職員の声の提出状況を庁内イントラネット上で公表することにした。

（3）市長・副市長との「オフサイトミーティング」の開催

職員には、自分の担当業務だけでなく、市政全体に関する幅広い知識と理解が求められている。しかし、業務に

表1 「チャレ かわ」発表テーマ

発表担当	テーマ
総務局	文書集配業務の見直し～円滑かつスピーディーな行政運営～
市民・こども局	市民便利帳～互いのメリットを求めて経費削減～
環境局	焼却炉もエコ運転！
建設局	職場が起点となる“人材育成・能力開発”～用地のグループ研究～
川崎区役所	高校進学支援プログラムの策定～生活保護世帯への支援の取組～
幸区役所	幸プロジェクト(『幸S60』・職員表彰)～職員意識向上の取組～
中原区役所	外国人市民にも利用されやすい区役所づくり～フロア案内・対応マニュアル～
高津区役所	すぐ確認できる！「この要望は対応中？」～陳情要望のDB化～
宮前区役所	チラシ類の町内会への一括送付～サービス向上と経費節減を実現～
多摩区役所	案内カードの作成～合理的かつ統一的な案内が可能～
麻生区役所	保健師の専門能力向上に向けて～マニュアルとマップを作成～
交通局	目指せ！市バスマスター～小学生向けパンフレットの発行～
議会局	議会図書室・市立図書館のネットワーク化大作戦！
健康福祉局	川崎市におけるQFT検査の現状
水道局	低コスト次亜貯蔵槽冷却装置による塩素酸低減化の効果
政策形成研修	「川崎市のイメージ戦略」をたどる
職員提案	「かわさきAap戦略」の実施

関係する以外の職員との接点がありません。そのため、常にアンテナを立て、自ら新聞や広報紙等で情報を入手していくことが必要とされている。

一方で、局(区)によっては、「局(区)長と語る会」を開催することで、若手職員が局(区)長との意見交換を通して、様々な知識や考え方を習得するなど、職員の意識向上と人材育成と

いう面で、一定の成果を上げている。

そうした成果を踏まえ、市長・副市長と若手職員が直接意見交換を行うことができる場を設け、市政運営に対するビジョンの共有化と風通しの良い組織風土づくりを目的として、「オフサイトミーティング」を、今年度から新たに始めた。

(4)「チャレンジバンク」および「チャレかわ」

「ヨコ」のつながり強化策として行うこの二つの取り組みのキーワードは「水平展開」である。

ひとつの作業・工程・職場・自治体で起こったことは、他でも起こる可能性があることから、不安の芽を事前に取り除

き、改革の成果を先手必勝で他に及ぼす「水平展開」が極めて重要であると見える。例えば、一つの区で解決した課題・事例は、他の区にも共通するところが多く、それらを他の区に「水平展開」することができれば効率的・効果的である。

そこで、職員一人ひとりが意欲をもつて主体的に考え、改善・研究したこ

とを、一つの財産と捉え、それらを水平展開していくため、「チャレンジバンク」と「チャレかわ」という二つの取り組みを新たに実施することとした。

「チャレンジバンク」とは、各局(区)室から推薦された優れた改善や研究の事例集のことである。それらをデータベース化し、庁内イントラネット等で公開することで、全職員が欲しい情報を迅速かつ的確に検索し活用できるようにすることを目指す。

また、「チャレかわ」とは、改善や研究の事例のうち、各局(区)室から推薦された代表事例や、職員提案のうち特に優れたものを発表する場のことである。発表者にとっては、プレゼンテーション能力が向上し、認められることによる達成感を得ること、また傍聴者にとっては、視野が拡大し、改善点や改善のヒントを得ること、さらなる改善に繋げていくというのが、この取り組みの狙いである。

また、会の運営を庁内の若手有志による実行委員会形式で行うこととしており、若手職員の新しい発想を取り入れた、従来とは違う発表会として開催することとしている。

こうした発表会は全国的に行われており、各自治体の代表者が集う全国大会がここ数年開催されている。今年三月一九日に中野区で開催され、本市も含めた二〇都市が参加した。

3 今年度の取り組み内容

(1)「職員提案制度」

提案数については、現在のところ一七件提案がされている。改善前は提案自体がなかったことを考えると、一定の見直し効果があったと言える。

提案内容の内訳は、各局区室が設定したテーマに関するものが四件、その他一三件であり、テーマ設定についても一定の効果が見られた。

審査の結果、四件が提案の事業化に向けて検討することになり、一件が人事評価制度において加点されることとなった。

(2)「職員の声制度」

以前は一桁台であった意見数も、改善後の現在、一五件の意見が寄せられており、一定の見直し効果があった。

(3)「市長・副市長との「オフサイトミーティング」

今年度は計八回開催した。時間は業務終了後の午後六時から概ね一時間半程度で、場所は区役所会議室や市長応接室等で実施した。終了後は場所を変えて懇親を深める席を設けたが、本番より更に盛り上がることも多く、好評であった。

記念すべき第一回は七月一五日に中原区役所および中原区内事業所の三五歳以下の若手職員一五名を対象として、市長がコーディネーターとなつて



「チャレかわ」表彰式



オフサイトミーティング

同区役所で開催した。前半は、市長から「川崎市の魅力」に関する今までの取り組みや今後の可能性について話をしてもらい、後半は、若手職員が日頃悩んでいる課題について、市長が一人ひとりに直接回答した。当初は一時半の予定であったが、議論が盛り上がり、一時延長するほどであった。参加者の感想は、

「貴重な経験だった」「市長の川崎市に対する熱い思いを感じた」「市長に丁寧な話を聞いてもらえてよかった」などといった意見が寄せられ、成功に終わったと感じている。

その後、八月、九月、一〇月に、砂田、曾禰、小田三副市長をそれぞれコーディネーターに迎え、川崎・幸、高津・宮前、多摩・麻生の各区役所および区内事業所の三五歳以下の若手職員一五名を対象に開催、各回とも大変な盛り上がりを見せた。

一月以降は、阿部市長のマラエストを参考にテーマを設定し、本庁職員を対象に実施してきたところである。

(4)「チャレかわ」

第一回である今年度は、二月二二日にラゾーナ川崎プラザソルで開催した。

当日は、各局区の代表チームが趣向を凝らした発表を行い、他の自治体職員や市民を含め、一八二名が参加した。また、溝の口を舞台とした地域密着型アニメとしてTVKで放送中の「天体戦士サンレッド」のキャラクターが運営の応援に駆けつけ、会場を盛り上げた。

全一七チームの発表後、審査員による審査の結果、最優秀賞にあたる市長賞は、生活保護世帯の高校進学支援プログラムの方策に取り組んだ、川崎区役所代表の「チーム田島」が受賞した。取り組みの内容は、田島地区の生活保護受給世帯の高校進学率が低いことに

着目し、市の進学支援の取り組みをマニュアル化して、福祉事務所全体で情報共有するとともに、生活保護だけではなく、子育てなどさまざまな悩みを抱える市民に対して、様々な情報を提供し、縦割りの弊害を取り除く努力を行ったことが評価された。

また、他の特別賞として、ベスト政策賞は、シンプルで分かりやすい窓口案内カードの作成と活用に取り組んだ、多摩区役所代表の「TEAM*IKUTA」が、ベストチャレンジ賞は、エコと経費節減の両方を実現する焼却炉の運営改善に取り組んだ、環境局代表の「王禅寺のボランチ」が、ベストアイデア賞は、窓口サービスについて、サービス達成シールや区長表彰の制度を導入して、その向上に取り組んでいる、幸区役所代表の「しあわせプロジェクト」が、ベストプレゼン賞は、結核接触者検診においてBCG接種の影響を受けない検査方法の導入に取り組んだ、健康福祉局代表の平山春香さんが、それぞれ受賞した。

五つの受賞チームのうち、三つが区役所の取り組みであったが、いずれも他の区においても実施可能な取り組みであった。その他の発表の中にも業務やアイデアがたくさんあったことから、発表の模様を庁内システムで閲覧することにより、情報を共有できるようにするとともに、今後構築する「チャレンジバンク」のデータベース等を

活用して他の部署へ取り組みを広げていく支援を行っていく予定である。

4 おわりに

この取り組みの成否のポイントはいかに多くの職員に取り組みを知ってもらい、理解してもらい、参加してもらうかだと思っている。多くの職員がこの取り組みに参加することによって、モチベーションが向上し、それが市政運営の発展につながることを目指している。

今年度は、庁内システムや局長会議、係長級以上の全職員への人事評価研修での説明など様々な場を通じて、多くの職員に周知することができ、一定数の職員に参加してもらったことができたと感じているが、今年度の検証を確実に、課題を解決し、来年度以降、この制度をさらに発展させていきたいと考えている。

注1 平成一六年四月策定の第一次基本計画のこと。現在は平成一九年に策定した第二次基本計画に基づき、人材育成の取り組みが進められている。

注2 平成一六年度試行実施。平成一八年度から本格実施。

注3 二〇〇八(平成二〇)年三月策定。

注4 同一の職員からの同一の内容の複数回にわたる意見。誹謗、中傷など公序良俗に反する意見。異動希望など個人的事項に関する意見。単なる情報提供など意見とみなされないもの。その他、制度の趣旨を踏まえ、不適切である意見。

川崎市地球温暖化対策推進条例の制定

川崎の特徴を活かした地球温暖化対策の推進に向けて

環境局地球環境推進室

鈴木利康

1 はじめに

二〇〇九（平成二一）年一二月に「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」が制定された。地球温暖化対策を積極的に推進していく視点に立ち、地球温暖化対策に特化した条例としており、政令指定都市では、京都市、広島市に続き、三番目となる。

地球温暖化については、限定的な地域環境の問題ではなく、その影響が地球規模に及ぶものである。また、旧来の公害問題とは異なり、原因となる二酸化炭素等は、市民の日常生活等の多様な発生源から生じる。さらに、その対策についても、工場などの固定発生源での対策だけでなく、自動車などの移動発生源への対策、吸収源としての役割が期待される緑の保全など様々な分野にわたる。

このため、川崎という地域にとらわれず地球規模での対応が求められると

ともに、公害対策、緑地保全といった分野別でなく、総合的な対応が必要となる。

こうしたことを踏まえながら、川崎市地球温暖化対策推進条例は、川崎市の地球温暖化対策のルールとして制定したものである。

2 地球温暖化の現状

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）（注1）の第四次報告書によると、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、大気や海洋の全球平均気温の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されていることから今や明白であり、二〇世紀半ば以降に観測された全球平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高い」などとされており、現在の政策を継続した場合、

世界の温室効果ガス排出量は今後二、三〇年増加し続け、その結果、二一世紀には二〇世紀に観測されたものより大規模な温暖化がもたらされるとされている。

地球温暖化に対する世界の動きとしては、一九九七（平成九）年に京都で開催された気候変動枠組み条約第三回締約国会議（COP3）において京都議定書を採用し、先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値約束を各国ごとに設定している。しかし、多量排出国である米国の未批准や、京都議定書発効後の経済成長が著しく、温室効果ガス排出量が増加している中国やインドなどには削減義務が無いなど問題点があった。二〇〇九（平成二一）年一二月にコペンハーゲンで行われたCOP15では、京都議定書の約束期間後の温室効果ガス削減に向けた国際的枠組づくりが期待されたものの、方向性を示すコペンハーゲン

ン合意の留意にとどまっている。

一方、京都議定書を批准した日本は、二〇〇八（平成二〇）年から二〇一二（平成二四）年までの温室効果ガスの総排出量を一九九〇（平成二）年比で六％削減する義務が課せられた。この削減目標を達成するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）を改正するなど地球温暖化対策を強化し、温室効果ガスの削減に取り組んでいるが、国全体では、二〇〇八（平成二〇）年（速報値）における温室効果ガス排出量は、一九九〇（平成二）年比で一・九％の増加となっている。

3 川崎市のこれまでの取り組み

本市は、一九九八（平成一〇）年に「川崎市の地球温暖化防止への挑戦」地球環境保全のための行動計画」を策定して以来、地球温暖化対策に取り組んでいる。この行動計画では、「ライフスタイル」、「交通」、「みどり」、「廃棄物」、「エネルギー」の五つのテーマを設定し、テーマごとの目標を定めて、市民、事業者、学校、行政の協働により推進してきた。国の京都議定書の批准を受け、二〇〇二（平成一四）年に川崎市環境基本計画を改訂し、重点分野の一つに地球温暖化対策の推進を掲げ、二〇〇四（平成一六）年には行動計画を改訂し、「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」川崎市の地球温

暖化防止への挑戦」を策定した。地域推進計画では、環境基本計画に掲げる重点目標の達成とともに京都議定書の削減義務を考慮し、二〇一〇（平成二二）年における温室効果ガスの排出量を基準年レベルに比べ六％削減するという目標を掲げている。また、この地域推進計画に基づき、かわさき地球温暖化対策推進協議会を設置し、市民、事業者、学校、行政等の意識啓発や行動様式の変更等、地域での実践活動を展開してきた。

一九九八（平成一〇）年には、「川崎市役所環境管理システム（エコオフイス計画）」を策定し、市役所の省エネルギーや紙類使用量の削減等、環境負荷低減に取り組んできた。

また、二〇〇八（平成二〇）年二月に、地球温暖化対策への取り組みの基本方針となる「カーボン・チャレンジ川崎工コ戦略（CCKかわさき）」を発表し、環境と経済の調和と好循環を推進し、持続可能な社会を地球規模で実現するために、川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進、環境技術による国際貢献の推進、多様な主体の協働によるCO₂削減の取り組みの推進の三つを柱に、全市をあげて取り組んでいる。

4 本市の温室効果ガス排出量の状況

本市の温室効果ガスの排出量をみると、二〇〇七（平成一九）年度（速報

値）は、一九九〇年比で一〇・一％の減少となっている。しかし、温室効果ガス排出量の九〇％以上を占める二酸化炭素は、三・九％の減少にとどまっている。

二酸化炭素排出量の部門別構成比を見ると、産業部門が約七五％を占めており、全国の三六・一％と比較して高いものとなっている。他の部門については、民生部門（家庭系）が七・二％、民生部門（業務系）が六・八％、運輸部門が四・六％などとなっている。

各部門における二酸化炭素排出量の推移を見ると、産業部門については九・九％、転換部門（注2）や工業プロセス部門（注3）についても基準年に比べて減少しているが、民生部門（家庭系）や民生部門（業務系）は、それぞれ六六・四％、五二・二％の増加となっている。

一方かわさき市民アンケート（注4）によると、地球温暖化対策に「とても関心がある」あるいは「関心がある」との回答は、全体の八二％に及んでおり、関心の高さがうかがえる。人口が増加しているという要因はあるが、二酸化炭素排出量は

図1 本市の二酸化炭素排出量の部門別構成比（2007年度速報値ベース）

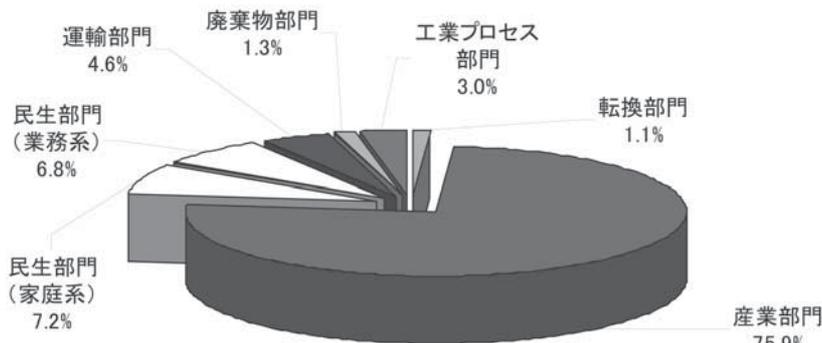
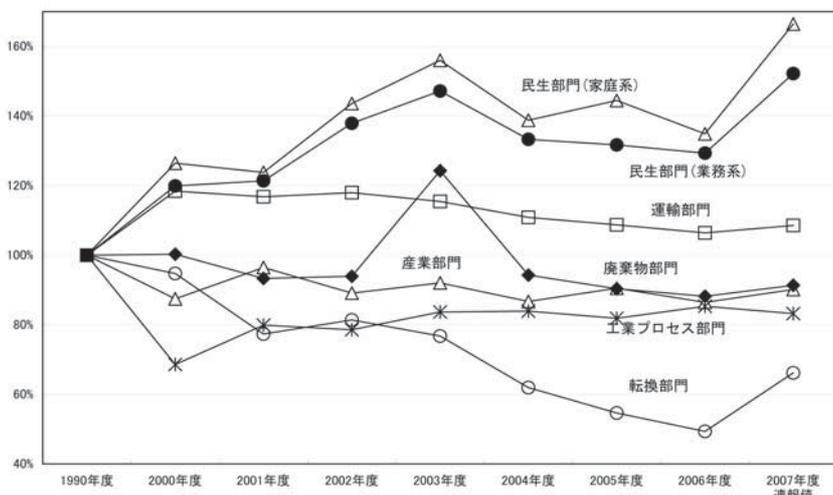


図2 部門別の二酸化炭素排出量の推移（1990年度を100%とした場合）



増加しており、関心はあるが、なかなか行動に結びついていないという現状がうかがえる。産業部門については、産業構造の転換や省エネルギーの取り組み、優れた環境技術の導入などにより削減が進められていると思われる。

5 条例制定に当たって

条例の制定に当たっては、二〇〇八（平成二〇）年一〇月に川崎市環境審議会に川崎市における今後の地球温暖

化対策のあり方について諮問し、市民公募委員や学識経験者からなる温暖化対策特別部会にて計六回の審議を重ね、二〇〇九（平成二一）年六月に答申（仮称）川崎市地球温暖化対策条例の基本的な考え方について」をいただいた。答申に基づき、条例の基本的な考え方を作成し、七月にパブリックコメント、環境ミーティングを実施した。環境ミーティングでは、延べ参加人数は約五八〇人で、四五件の意見が寄せられ、パブリックコメント手続で

は、六二通、四六〇件の意見をいただいた。

6 地球温暖化対策推進条例の 主な内容

条例の体系は（図3）のとおりであり、その内容は次のとおりである。

（1）地球温暖化対策推進基本計画等
 第六条と第七条は、地球温暖化対策の目標などを定める地球温暖化対策の推進に関する基本計画と具体的に実施する措置を定める実施計画を定めることを規定している。本市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施していくために策定するものであり、また、地球温暖化対策推進法に基づく法定計画としての位置づけも併せ持つものである。

（2）事業活動に係る地球温暖化対策
 第八条から第十四条は、温室効果ガスを多量に排出する大規模事業者への対策として、事業活動地球温暖化対策計画書・報告書の作成および提出を義務づけたものである。市内における環境省の算定・報告・公表制度（注5）（平成一九年度）に該当する事業者の温室効果ガス排出量は、全市の排出量の約七割にあたり、こうした大規模事業者の温室効果ガス排出量の削減を促すとともに、こうしたデータを基礎資料として活用し、地球温暖化対策を推進していくこうとするものである。規則

図3 条例の体系図

第1章 総則	(第1条～第5条)
第2章 地球温暖化対策に関する施策等	
第1節 地球温暖化対策推進基本計画等	(第6条・第7条)
第2節 事業活動に係る地球温暖化対策	(第8条～第14条)
第3節 開発事業等に係る地球温暖化対策	(第15条～第21条)
第4節 再生可能エネルギー源の利用による地球温暖化対策	(第22条・第23条)
第5節 日常生活等に係る地球温暖化対策	(第24条～第28条)
第6節 環境技術による国際貢献の推進等	(第29条・第30条)
第3章 地球温暖化対策の推進のための体制整備	(第31条・第32条)
第4章 雑則	(第33条～第37条)

で定める一定規模以上の事業所に対して、事業活動地球温暖化対策指針に基づき、削減目標を含む三年間の地球温暖化対策に係る計画書の作成および提出、また、毎年度、排出量の状況を含む報告書の作成および提出を義務づける制度である。提出された計画書や報告書の概要を市が公表し、取り組みを

（4）再生可能エネルギー源の利用に
 ための措置を講ずるような取り組みを促すものである。計画書の記載事項としては、温室効果ガスの排出の抑制等に関するもののほか、再生可能エネルギー源の利用の検討の結果などである。この計画書についても、市が概要を公表することとしている。

見える化」することで、事業者の自主的な取り組みを促すものである。また、一定規模に満たない事業者に関しても、計画書・報告書を作成および提出ができることとし、あわせて、市は必要に応じて支援できることとしている。

（3）開発事業等に係る地球温暖化対策
 第十五条から第二十条は、一定規模の開発事業（建築物の新築を含むもの）に対して、開発事業地球温暖化対策指針に基づき、開発事業地球温暖化対策計画書の作成および提出を義務づけたものである。開発事業については、当該事業終了後、長期にわたり供用されるため、事業の計画段階において、自主的に温室効果ガスの排出の抑制等の

よる地球温暖化対策

第二十二條は、事業者および市民は再生可能エネルギー源の優先的な利用に努めることを規定したものである。太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギー源については、温室効果ガスを発生しないこと、地域に存在し、地産地消エネルギーであるといった特徴を持つており、重要な対策の一つである。しかし、市内では、普及は十分に進んでおらず、特に工場や業務ビルなどでは普及が進んでいないことから、優先的な利用を促すものである。

（5）環境技術による国際貢献の推進
 第二十九條と第三十條は、環境技術による国際貢献の推進である。本市には、公害問題を契機として培われてきた高度な環境技術を有する事業者が多く立地しており、排出量のより少ない製品等の開発に努めること、また環境技術を有する事業者が事業活動を通じて地球温暖化対策に係る国際貢献を推進することにより、地球全体での温室効果ガスの削減への寄与を促すものである。

（6）地球温暖化対策の推進のための体制整備

第三十一條と第三十二條は、地球温暖化防止活動推進員に対する支援と地域地球温暖化防止活動推進センターに対する支援に関することである。本市には、環境問題に高い意識を持つ市民が多く、地域で実践活動を行っている。こうした実情から、地球温暖化防

止活動推進員に対する支援を行うこと
で、率先して地球温暖化防止活動を実
践し、地域におけるきめ細かな普及啓
発活動を行うことにより、市民の地球
温暖化対策の行動を促すことが期待さ
れる。また、地球温暖化対策は、市民
や事業者の協働の取り組みにより相乗
効果をあげていく必要がある。その取
り組みを担う推進員の活動拠点でもあ
り、意識啓発や情報提供も担う地域地
球温暖化防止活動推進センターへの支
援に関して規定したものである。

7 おわりに

京浜臨海部を有する本市には、日本
全体、さらには地球全体で活動してい
る企業が多数立地している。川崎の特
徴である環境技術を活かした取り組み
をさらに推進し、環境と経済の調和と
好循環を推進していくことで、市域に
とどまらない温室効果ガスの削減を促
していくことが必要である。

一方で、地域の自治体である本市と
しては、民生部門（業務系）では、市
内最大規模の多量排出事業者として、
率先して地球温暖化対策に取り組んで
いくとともに、多様な発生源から排出
される温室効果ガスを削減するため
に、条例に基づく取り組みを推進し、
環境負荷の少ない社会の構築を目指し
ていく必要がある。

二〇一〇（平成二二）年二月には、
環境審議会から地球温暖化対策推進基

本計画の考え方について答申をいただ
いたところであり、これから、この答
申を踏まえて、地球温暖化対策推進基
本計画および実施計画の策定が本格化
する。地球温暖化対策の目標や施策の
基本的な事項、具体的に実施する措置
を定めるものであり、条例とともに、
本市の地球温暖化対策を総合的かつ計
画的に推進していくものである。この
計画は、本市の温暖化対策の方向性を
示し、さらには、推進するものとして
大きな役割を担うこととなる。国は、
地球温暖化対策基本法の制定を予定し
ており、その中では中期目標として二
五%の削減を掲げることを検討してい
る。こうした動向を踏まえつつ、CC
かわさきの理念の具現化として施策の
体系化を図り、地球温暖化対策に資す
るものとして策定していければと考え
ている。

また、環境審議会第一次答申にもあ
るとおり、「地球温暖化対策に「ゴール
はない」。今後も、国内外の動向や技
術水準を十分注視しつつ、川崎市域の
状況に応じた地域からの地球温暖化対
策を推進していく必要がある。

注1 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

国連環境計画（UNEP）・世界気象機関
（WMO）により一九八八（昭和六三）年に設
立された国連の組織。IPCC総会の下に、第
一作業部会（科学的根拠）、第二作業部会（影
響・適応・脆弱性）、第三作業部会（緩和策）、
温室効果ガス目録に関するタスクフォースがあ
り、気候変動に関する最新の科学的知見の評価
を行っている。

注2 転換部門

石油、天然ガス、石炭などから電力や都市ガ
ス等のエネルギーに変換する部門のこと。「電
気事業者」「都市ガス事業者」等が該当する。

注3 工業プロセス部門

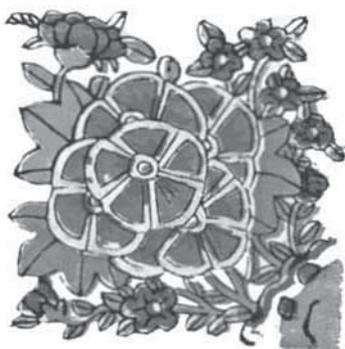
セメントや生石灰、アンモニアの製造時、石
灰およびドロマイド使用時、アルミニウムの
生産時、その他化学製品を工業的に製造する際
など、物理的・化学的プロセスから温室効果ガ
スを排出する部門のこと。

注4 かわさき市民アンケート

市民生活に関するいくつかのテーマについ
て、市民の生活意識や行政に対する意識を調査
し、市政運営や政策立案の参考資料とすること
を目的として、年一回、各回二、〇〇〇人の市
民を対象として実施している。ここでは、平成
二〇年度第一回市民アンケートの「環境問題に
ついての関心の程度」の結果から引用した。

注5 算定・報告・公表制度

地球温暖化対策推進法に基づき、二〇〇六
（平成一八）年四月一日から、温室効果ガスを
多量に排出する者（特定排出者）に、自らの温
室効果ガスの排出量を算定し、国に報告するこ
とを義務付けた制度。また、国は報告された情
報を集計し、公表することとされている。



福祉・介護人材の確保と定着に向けて

健康福祉局高齢者事業推進課主任

柿森篤実

1 はじめに

少子高齢化や核家族化の進行により、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、福祉・介護サービスへのニーズが高まってきている。さらに、認知症高齢者への対応など複雑で専門的なケアが必要となっていくことを背景に、そのニーズがより多様化・高度化してきている。近年の制度改正により、福祉・介護サービスは少しずつ充実してきているものの、今後も安定したサービス提供を行っていくためには、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が必要である。

しかし、少子高齢化の進行により、一五歳から六四歳までの生産年齢人口は減少しており、今後さらなる労働力人口の減少が見込まれるうえ、福祉・介護サービス分野では、高い離職率により、人材の確保に苦慮しているという状況もみられる。働きやすい環境づく

りを行うことで離職者を減らし、福祉・介護の仕事に就きたいと思う人を増やしていくことが必要であるが、福祉・介護の現場は3K職場と言われており、またマスコミのネガティブな報道により、大変な部分だけがクローズアップされ、世間では、マイナスのイメージが定着している。このため、「マイナスのイメージ」を払拭するために、福祉・介護の仕事の魅力ややりがいなど、良い部分を世間に広く周知することで、イメージアップを図るとともに、従事者の処遇改善に資するた

表1 高齢者人口、要支援・要介護認定者数の推移（各年10月1日現在）

	20年度	21年度	22年度	23年度	26年度
総人口	1,380,656	1,388,363	1,398,252	1,406,800	1,432,442
高齢者人口	219,957	227,597	234,785	243,269	268,721
前期高齢者	127,692	129,690	132,319	136,253	148,057
後期高齢者	92,265	97,907	102,466	107,016	120,664
高齢化率	15.9%	16.4%	16.8%	17.3%	18.8%
40歳～64歳	448,796	458,617	468,505	476,451	500,290
要支援・要介護認定者	34,341	35,840	37,348	39,179	44,670
第1号被保険者	33,012	34,496	35,976	37,783	43,205
第2号被保険者	1,329	1,344	1,373	1,396	1,466
第1号被保険者認定率	15.0%	15.2%	15.3%	15.5%	16.1%

第4期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険計画より（平成21年度以降は推計値）

表2 離職率

	全体	正社員	非正社員
全産業平均	14.60%	11.70%	24.80%
介護職員	18.70%	18.20%	27.50%
訪問介護員		22.10%	13.10%

厚生労働省「平成20年雇用動向調査」より

（財）介護労働安定センター「平成20年度介護労働実態調査」より

この計画では、第三期計画における新たな課題や引き続き検討すべき課題、高齢者の実態調査の結果を踏まえ、「川崎市福祉文化を育む地域社会の構築」をめざすことを基本方針とし、「高

めのような取り組みを行っていく必要がある。

2 「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定

本市では、二〇〇〇（平成一二）年四月の介護保険制度の開始から、老人福祉法第二十條の八に基づき、介護保険制度とそれ以外のサービスを組み合わせ、健康・いきがいくくりなど、高齢者総体の地域における福祉水準の向上をめざす「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第一百七條に基づき、介護保険サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組み内容を定める「介護保険事業計画」を一体的に策定しており、三年ごとに見直しを行うこととしている。二〇〇九（平成二一）年三月には、平成二一年度から平成二三年度までの三年間の計画として、「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定した。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり。介護が必要となっても「かわさき」で暮らし続けられる支えあいのまちづくり。を基本目標として、すべての高齢者が安心して生活できるような施策展開をめざしている。

また、施策の展開にあたっては、日常生活に必要な買い物をする場所や医療機関などの地域資源が比較的集約されているという地理的な特徴やボランティア活動などの市民活動が盛んに行われているという「川崎らしさ」を活かして計画を推進している。

3 人材確保の必要性と五つの視点

この計画を着実に推進するために、五つの具体的な方向性(表3)を示しており、その一つが「利用者本位の福祉サービスの提供」である。

介護が必要となった際に、介護保険サービスや在宅生活を支えるその他のサービスを効果的に組み合わせる利用することが必要であり、このためには、介護保険サービスを着実に提供するとともに、在宅生活を支えるその他のサービスの充実や、介護人材の確保、介護サービス提供事業者への質の向上に向けた研修の実施など、介護サービス提供基盤の環境整備に努めることとしている。

平成一九年度に市内に居住する高齢者や介護保険事業所を対象として実施

表3

第4期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系図



した高齢者実態調査の結果によると、介護保険事業所が事業を展開する上で問題点・課題(表4)として、居宅サービス事業所の八五・三%、施設サービス事業所の九一・七%が「人材の確保が困難」と回答しており、また、人材確保に向けて実施している取り組み(表5)として、居宅サービス事業所の八七・七%、施設サービス事業所の九三・三%が「採用に当たり、多様な募集ルートを活用して募集を行っている」と回答している。

この調査結果からも介護人材の確保が困難な状況であり、事業を運営するうえで大きな支障になっていることがうかがえる。

このような状況の中で、本市では、国が二〇〇七(平成一九)年八月二八日に示した「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を参考として、就職期の若年層から魅力ある仕事として評価・選択されるようにし、さらには従事者の定着の促進を図るため「労働環境の整備の推進」を図る。

今後、ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質向上が図られるよう、「キャリアアップの仕組みの構築」を図る。

福祉・介護サービスの仕事は今後の少子高齢化を支える働きがいのある仕事であることを理解し、福祉・介護サービス分野への積極的な参入・参画が

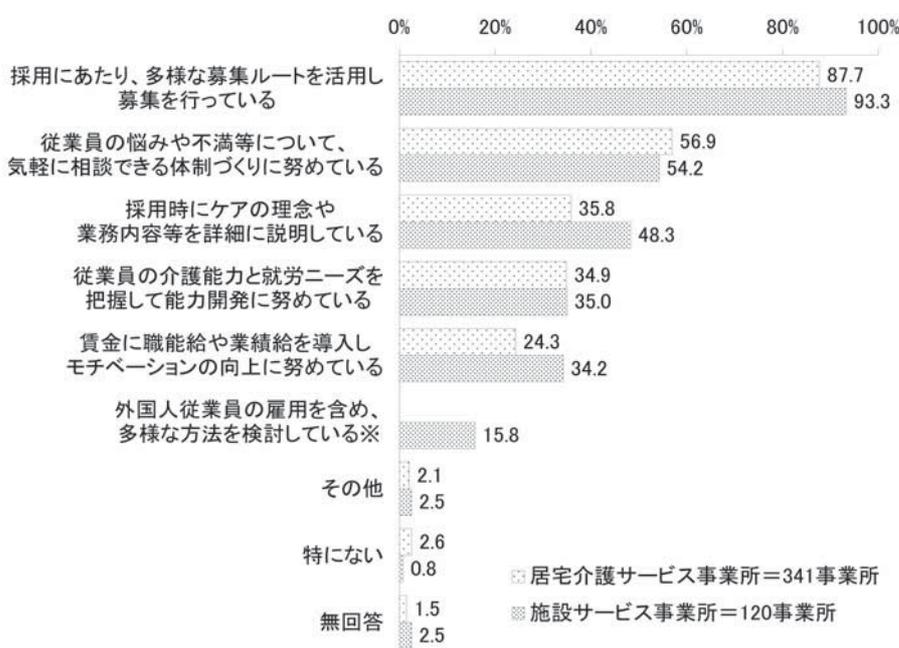
表4 事業を展開する上での問題点・課題

	回答者数(事業所)	利用者確保が困難	人材の確保が困難	従業員の雇用条件・福利厚生が不十分	事務など間接経費が高い	人件費が高い	経理・介護報酬請求事務など事務作業が多い	介護報酬が低い	介護報酬に反映されない業務が多い	運営・運転資金の確保が困難	事業所の確保・維持が困難	従来から地域でサービス提供をしてきた事業主体が強い	サービス提供地域内に他の事業者が多すぎて競争が激しい※	その他	特になし
居宅サービス事業所	341	24.0	85.3	30.2	14.1	21.4	32.6	61.0	62.8	11.4	4.1	5.9	17.9	2.1	1.5
施設サービス事業所	120	5.0	91.7	32.5	5.8	20.0	16.7	63.3	45.8	16.7	11.7		12.5	3.3	0.0

平成19年度川崎市高齢者実態調査報告書より

促進されるよう「福祉・介護サービスの周知・理解」を図る
 介護福祉士や社会福祉士、ホームヘルパー等の資格を有しながら、実際に福祉・介護サービス分野に就業していない者を有効に活用するため、潜在的有資格者の掘り起こしを行うなど「潜在的有資格者等の参入の促進」を図る
 他分野で活躍している人材や高齢者

表5 人材確保に向けて実施している取り組み



平成19年度川崎市高齢者実態調査報告書より

この五つの視点に立つて、地域住民に福祉サービスについての啓発・育成・就労促進を行い、福祉人材の確保を推進する「川崎市福祉人材バンク」や福祉職員向けの研修や市民向け普及啓発等を実施する「人材開発研修センター・保健福祉研究センター」等の取り組みの充実を図ることとしている。

4 本市における具体的な取り組み
 (1) 人材の掘り起こし
 福祉・介護の仕事についてのPR
 中学校や高等学校などの教育機関が生徒に対して、ボランティア体験の機会を提供するなど、成長段階に応じて福祉・介護サービスの意義や重要性についての理解と体験ができるよう働きかけを行うため、神奈川県・横浜市と

連携して、授業で活用できるような中学生・高校生向けのパンフレットやDVDを作成している。
 また、「映像のまち・かわさき」の取り組みと連携して、介護の仕事の魅力をPRするための動画を作成し、アゼリアビジョンなどの街中大型ビジョンや区役所や銀行などの待合室にあるテレビにて上映することにより、広く市民に対して魅力を発信するため、映像製作会社との打ち合わせを進めている。
 福祉関係学校との連携
 二〇〇九(平成二一)年の夏に、日本女子大学(西生田キャンパス)や田園調布学園大学のオープンキャンパスに参加する機会を得た。高校生や保護者、さらには在校生に対して、本市の取り組みを紹介し、現場で実際に就労している職員の体験に基づき、福祉・介護の仕事の魅力を伝えることができた。
 今後についても、市内にある他の福祉関係学校と連携を図りながら、市内の施設や事業所への就労につながるような取り組みを進めていく。
 福祉関係学校新卒学生等への就職相談
 川崎市福祉人材バンクでは、福祉施設の人事担当者や福祉職場への就職希望者が個別に面談できる「福祉のお仕事相談会」を行っている。
 二〇〇九(平成二一)年六月六日に、川崎市総合福祉センター(エポックな

かはら)で、福祉関係学校の卒業予定者を主な対象として実施し、二〇一〇(平成二二)年二月一八日にも高津市民館で実施した。

また、二〇〇九(平成二一)年一月二七日に、福祉の仕事に興味のある方を対象として、福祉施設・事業所の管理者や職員から職場での現状や仕事のやりがいについて話を聞くことで、就職するうえで不安や疑問を和らげることを目的として、「福祉のお仕事ガイドランス」を実施した。

地域雇用創造推進事業による就労支援

二〇〇九(平成二一)年七月から、川崎市・川崎商工会議所・福祉団体・工業団体などで構成する川崎市地域雇用創造推進協議会を立ち上げた。

この協議会が実施主体となつて、「かわさき基準」(通称KIS)の理念を活かした、福祉関係のものづくりやサービスを支える新しい人材育成と就業支援事業に取り組み、福祉産業の振興と福祉サービスの向上をめざすものである。

本事業では、福祉産業の振興を担う人材を育成し雇用に結びつけることを目的としており、人材育成の研修メニューとして三学科八コースを設けている。このうち、福祉サービス学科の福祉サービスコースでは、訪問介護員養成研修二級課程(ヘルパー二級研修)の標準カリキュラムに加え、福祉の理念や認知症ケアなどの実践的な知識を

身につけた人材を育成するための研修を実施し、質の高い介護職員を養成している。

二〇〇九(平成二一)年一月に、福祉サービスコースの約一〇〇名の受講生が研修を終了し、企業合同就職説明会などを活用して就職活動を行っている。なお、平成二二年度および平成二三年度は福祉サービスコースだけで毎年二〇〇名の人材を養成する予定である。

再就職に向けた相談・研修事業の実施

現在、市内には介護福祉士やホームヘルパーの資格を有しながら、介護現場で就労していない者(いわゆる「潜在的有資格者」)が多数いると考えられる。

潜在的有資格者に介護現場へ復帰してもらうためには、再就職への不安や障害を取り除くことが必要であると考へ、多摩区長沢にある「人材開発研修センター・保健福祉研究センター」において、有資格者を対象とした研修を開始した。

この研修は、介護技術を再確認し、介護現場で働く先輩職員との座談会で疑問や不安な点を解消することを目的としている。

研修を受講した方へのアンケートで、研修を受けることにより、福祉現場へ復帰する自信がついたという意見も聞かれた。

潜在的有資格者に対して、このよう

な取り組みを地道に続けていくことは人材発掘という点において非常に有効であると考えられる。

(2)人材の定着に向けたサポート
従事者へのメンタル相談の実施

福祉・介護職場では、燃え尽き症候群(バーンアウト)や人間関係の悪化により、退職したり、転職したりするケースが多くみられる。

これを予防するための取り組みとして、二〇〇九(平成二一)年一〇月に川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)の五階にある「川崎市福祉人材バンク」において、横浜国立大学の教授である臨床心理士による、福祉・介護職員向けのメンタル相談窓口「こころの健康相談室ふぁーえむ」を開設した。

「ふぁーえむ」は、「fom」(ほほえむ(微笑む))をかけた名称であり、Mはメンタルヘルス、メンテナンス、メンバー、マネジメントを表しており、福祉・介護職員が心の健康を点検、調整、自己管理する場所という意味と、心を軽くして、微笑みを取り戻す場所という意味を込めて名付けられた。

一回の相談だけで完結しない場合でも、最大五回まで継続して相談することが可能であるため、相談者からの評判は良好である。

しかし、まだ開設して間もないため、パンフレットを配布するなど広く

周知していくことが必要と思われる。働き続けたい職場づくりに向けた管理者等への研修

二〇一〇(平成二二)年三月二六日に、メンタル相談を実施する臨床心理士による、人材の定着と離職の予防を図るための福祉施設・事業所の管理者向け研修を実施した。

管理者が本研修を受講することにより、職員の心理的不安に気付いてその解消を図り、職員の元気を取り戻して、いきいきとした職場をつくることで、サービスの質や組織力の向上を目指すことを目的としている。

今後は管理者だけでなく、フロアリーダーや現場職員向けにも研修を実施することも検討している。

(3)事業所に対する運営支援

厚生労働省が策定した緊急雇用創出事業を活用して、特別養護老人ホーム等の高齢者施設において失業者の雇用を行う「介護人材雇用創出事業」を二〇〇九(平成二一)年一月から実施している。

本事業は、介護福祉士やホームヘルパーなどの資格や介護経験の有無を問わず、失業者を介護補助職員として雇用することで雇用の創出を図るとともに、施設に対して人件費を助成することにより、施設に対する運営支援を行うことを目的としている。

これにより、職員の負担が軽減できるほか、職員を研修に参加させて職員

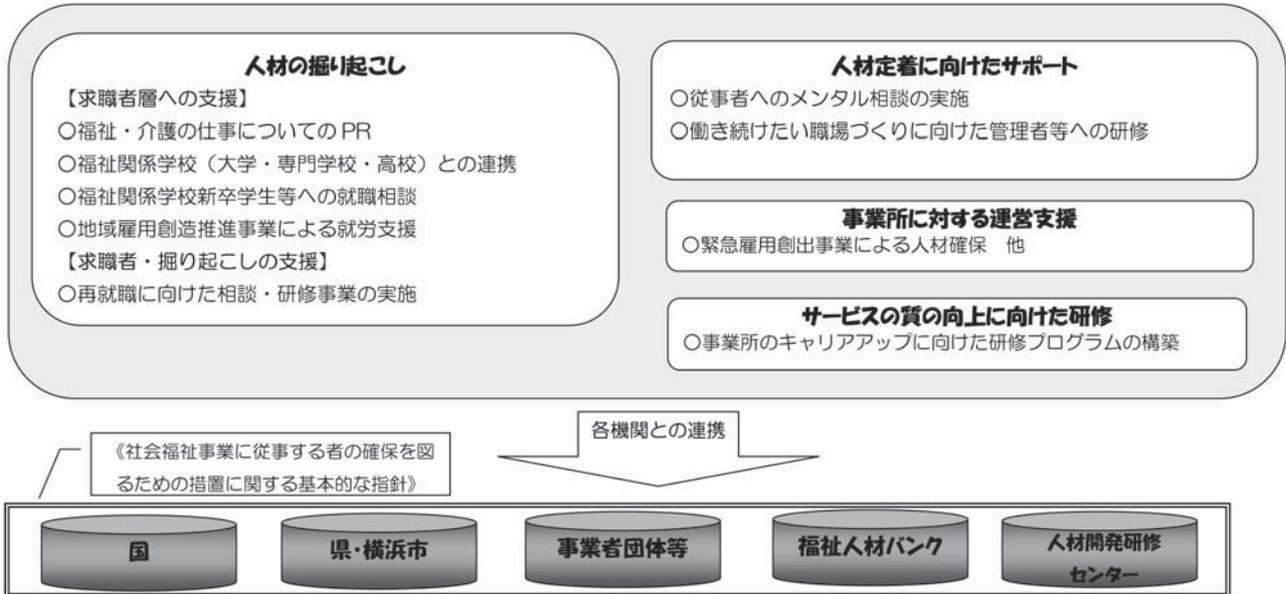
川崎市における福祉 介護人材の確保に向けた取り組み

1 福祉・介護人材に関する状況

- ①介護人材について、特に高齢者分野でその必要性が急速に伸びを見せており、従事者数も着実に増加しているが、人材確保が困難な状況にある。(介護関連職種の有効求人倍率が、神奈川県では、全国平均よりも高い数値)
- ②給与水準が、他の業種と比べて低く、入(離)職率も、全業種と比べて高い。



2 福祉・介護人材の確保に向けた取組のイメージ



の資質及びサービスの質の向上を図ることが可能になる。

平成二一年度は、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・小規模多機能型居宅介護事業所を対象としており、市内の四九施設と委託契約を結んでいる。

二〇〇九(平成二一)年二月八日に、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定されたことから、その中にある「重点分野における雇用の創造」を活用することも検討している。

(4) サービスの質の向上に向けた研修

介護人材の質の向上に向けた取り組みとして、「人材開発研修センター・保健福祉研究センター」において、福祉職員向け現任研修、介護支援専門員への研修、その他の従事者への研修、認知症介護に関する研修などを実施している。

福祉職員向け現任研修については、現場経験一年未満を対象とする初級者向け、現場経験一年以上三年未満を対象とする中級者向け、現場経験三年以上を対象とする上級者向けの三段階に分けて、各人のレベルに合った知識が習得できるような内容となっている。

また、現在増加の一途をたどっている認知症高齢者については、対応が非常に難しく、症状の進行にあったケアが求められるため、認知症に関する

新の知識やケアの手法等が習得できるように、認知症介護実践研修等を実施している。

さらに、財団法人川崎市看護協会へ委託して、訪問看護技術や在宅ケアシステムなどを学ぶ「訪問看護師養成研修」も実施している。

5 おわりに

本市における、人材確保に関する様々な取り組みを列挙してみたが、これらの取り組みはまだ始まったばかりである。

国や市の取り組みを有効に活用することで、質の高い人材を確保し、その定着を図るために、適正な給与水準や働きやすい職場環境の整備などを行っていくことが、福祉・介護サービス事業所に課せられた使命である。

福祉・介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質の高いサービスの提供は困難であるという考え方の下に、福祉・介護サービス事業所、関係団体、国、川崎市がそれぞれの役割を果たしながら、今後もより一層人材確保に取り組んでいく必要がある。

これからも、福祉・介護サービス事業所等と十分な連携を図りながら、取り組みを推進していきたい。

「アルテリツカしんゆり」と文化・芸術を活かしたまちづくり

市民・子ども局市民文化室主査

岡野佐和

1 「アルテリツカしんゆり」をめぐる取り組み

(1) 経緯

川崎市北部地域は、芸術家や芸術に造詣の深い市民の方が多く居住しており、音楽祭や映画祭など市民主体のアーティストイベントや芸術活動が根付いている地域である。

特に小田急線新百合ヶ丘駅周辺の徒歩五分圏内には、音楽、映画、演劇の公演等や展示が行えるホールなどの文化芸術施設および教育機関が集積立地しており、席数の合計は四千席を超えている。

駅前に位置する麻生市民館ホールは、一九八五（昭和六〇）年に開館以来、地元の公立文化施設として市民の方々に親しまれている。

また、映画監督の故今村昌平氏が創設した日本映画学校が、一九八六（昭和六一）年に新百合ヶ丘駅前に移転

し、現在ではわが国屈指の映画人養成機関となっており、平成二三年度には、市立白山小学校跡地を活用して、日本初の単科大学「日本映画大学」開校を予定している。

二〇〇七（平成一九）年には、本格的なオペラ劇場の「テアトロ ジーリオ ショウワ」やクラシック室内楽コンサートホールの「ユリホール」をキャンパス内に有する昭和音楽大学の移転開学、小劇場と映像館の二つのホールを持ち、芸術文化の創造・発信・交流拠点である川崎市アートセンターのオープン、アートセンターの指定管理者である川崎市文化財団による多目的ホールの新百合トウエンティワンホールの運営など、さらに芸術のまちにふさわしい文化芸術施設の充実がみられた。

一方、こうした動きに合わせて「しんゆり・芸術のまち」を広く内外にPRするシテイセールスの取り組みが行

われ、さらに二〇〇八（平成二〇）年からは麻生区の推進する「しんゆり・芸術のまちづくり」としての地域主体の取り組みが展開されている。

また同時に、二〇〇七（平成一九）年度から施設の代表者などで構成する連絡会を開催し、これらの文化芸術施設および教育機関がネットワークを強化し、相互連携を図るための方策について、意見交換を行った。

それぞれの施設では、様々な公演や催しなどの特色のある良い取り組みが行われているものの、個々の独自の取り組みの展開となっており、PR、チケット販売、共通統一テーマによる企画制作などを模索する意見交換を進める中から、文化芸術施設および教育機関の個々の力を結集し、地域の文化資源を最大限に活用して、「芸術のまち」にふさわしいイベントを開催する機運が盛り上がった。

開催時期は、各施設が同時に開催可

能であり、競合するイベントがないこと、子ども向けの催し物を行うことからも大学施設が空いているゴールデンウィークが最適ということになった。その後、施設の代表者などで構成する企画会議での検討を進め、各々の持つ能力を発揮したイベントとするため、実行委員会形式で推進していくこととした。映画は日本映画学校、音楽・オペラ・演劇は昭和音楽大学、伝統芸能やアートセンターでの企画は川崎市文化財団、「ドラえもん」なかまたち展」は川崎市がそれぞれ企画を持ち寄り、川崎市文化財団が全体を統括する事務局となって準備を進めた。

二〇〇八（平成二〇）年七月八日には実行委員会が発足し、日本映画学校、昭和音楽大学、アートセンター、新百合トウエンティワンホール、麻生市民館、小田急電鉄、川崎市観光協会、地元麻生区の町内会連合会、子ども会連合会、文化協会、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、川崎西法人会、麻生区・多摩区の大学・高校等教育機関からの推薦による委員と「しんゆり芸術のまちづくり」フォーラム幹事会メンバーが委員となり、五〇名を超える実行委員が参加する大きな組織となった。

なお、アルテリツカとは、イタリア語で「豊かな芸術」という意味であり、実行委員の寺川光洋氏（日本映画学校企画調整部長・しんゆり・芸術のまちづくり「フォーラム幹事長」）からの提



劇団飛行船「オズの魔法使い」[アルテリッカしんゆり2009](撮影者 小池 汪)

〔文化芸術を享受〕とともに、文化芸術による都市政策の展開、持続可能な地域主体の取り組みの展開を目指す。

具体的には、新百合ヶ丘にふさわしい良質で大人向けの芸術を提供する。出演者(団体)は、地元出身や地元に関点や稽古場があるなど地元ゆかりが深い方を中心に公演企画を立てていくこととした。また、こどもの日を含むゴールデンウィークのイベントであることから、子ども向け催し物も実施し、新百合ヶ丘で誰もが楽しめる地域主体のプロによる演出および公演などの様々な芸術イベントを実施する。

案である。
 (2)「アルテリッカしんゆり二〇〇九」の趣旨と概要
 コンセプト
 アートのまちづくり事業の実践的な取り組みとして、地域主体のイベントである芸術祭「アルテリッカしんゆり」を支援し、多くの市民が楽しめる

さらに、「しんゆり・芸術のまちづくり」フォーラムと連携し、まち全体の活力を活かし、地域の盛り上がりに対応する。芸術によるまちづくりをテーマに、文化芸術施設や関係機関の個々の特性を活かし、それぞれの持つ力を結集し、事業実施を通じて持続可能なイベントのあり方を模索していくこととした。

開催概要

期間は、二〇〇九(平成二一)年四月二四日から五月一〇日までで、芸術祭の主な内容としては、オペラ「タツシ」(ジャズ落語(林家正蔵と佐山雅弘)、クラシック(東京交響楽団、トリオリベルタ)、EMバンド・国府弘子などのコンサート、演劇(民藝、青年座、飛行船、こんにやく座、河東けい他)、ミュージカル、和太鼓(梵天)、人形劇(ひとみ座)、狂言(大蔵流山本家三兄弟)、クラウン、近隣学校生による「明日の巨匠たち」等の二七演目、「ドラえもんとなかまたち展」、映画(「日本映画学校特別上映会」八作品、「今に生きる今村昌平」二三作品)の上映であった。

会場は、昭和音楽大学のテアトロジリオ ショウワ、ユリホール、北校舎第一スタジオ、日本映画学校大教室、アートセンターアルテリオ小劇場、同アルテリオ映像館、麻生市民館ホールと大会議室および新百合トウエントワンホールの九会場であった。屋外での催しものとしては、麻生区役所前広場で子ども広場を実施した。

推進主体

本事業は財団法人川崎市文化財団自主事業として実施し、財団は川崎・しんゆり芸術祭(アルテリッカしんゆり)二〇〇九実行委員会を二〇〇八(平成二〇)年七月八日に組織して、市からの補助金を実行委員会に負担金として支出する一方、財団独自の主催

公演の実施や新百合トウエントワンホール内に設置した実行委員会事務局の運営など人的・資金的負担とともに、このイベントの中核的役割を果たした。

また、行政としては、このイベントのPR・チケット販売促進に対する支援とともに、実行委員会事務局への人的な応援に取り組むこととした。

(3)アルテリッカしんゆり二〇〇九の結果と効果
 結果概要

実行委員会の事業規模は、約四千万円で、各主催者の事業を合算したアルテリッカ全体では約一億円であった。入場者総数は、二万人を超え、公演では国府弘子コンサート、東京交響楽団公演、トリオリベルタコンサートなど八公演が満席となった。特に、国府弘子コンサートでは二〇〇枚を超える当日券が販売され、時間を要したことから開演時間が遅れるというハプニングを招いたほどであった。

広報広告

PR戦略として、市外からの来場者も期待し、小田急線各駅にポスター掲示し、その結果半数以上市外からの来場者があった。また、地域メディアの活用による地元の集客、シテイセールス・広報室による各種広報媒体での広報、特に直前である市政だより四月二一日号一面での広報は、配布当日にチケット申込電話が殺到するなど、顕著



国府弘子 ピアノdeコンチェルト ~昭和音楽大学管弦楽団とともに~ [アルテリッカしんゆり2009](撮影者 吉田由美子)

な効果があった。

公演をご覧いただいたお客様には総合プログラムを配布した。発行部数は二万部であったが、作成にあたっては、広告掲載を募り、制作費に充当した。

新百合ヶ丘駅前コンシェルジュ

駅改札口前の小田急アコルデ新百合ヶ丘北館入口付近に場所をお借りし、公演内容や会場の案内をするためのコンシェルジュを設置した。また、明治大学、専修大学の学生たちの協力で、改札前や街角に立て札を持って案内誘導を行った。

実際には、イベントに関するご案内にとどまらず、まち全体に関する様々な案内相談が寄せられ、学生たちにとつてもとまどう場面が多かった。途中から麻生区の観光マップなども配布したが、イベント期間のみならず、日常的にもまち全体に関するコンシェルジュの必要性を痛感した。

地元事業者との連携(チケット半券サービス)

このイベント期間に約二万人の方々が新百合ヶ丘にお越しいただいたが、そのお客様に対する「おもてなし」として、駅周辺の商業店舗二八店舗でアルテリッカチケットの半券を持参されたお客様に割引などのサービスをしていただいた。しんゆり映画祭スタッフの協力を得て、チケット半券サービス内容と店舗案内図、裏面には公演カレンダーを記載したチラシを作成し、各

会場、コンシェルジュ、協力店舗で配布した。

終了後にヒアリングをしたところ、期待したほどのサービスの利用があったわけではないが、概ね各店舗とも感触が良く、各店舗でもチラシを置いてもらうことで、アルテリッカのPRになり、相乗効果が生まれた。今後も引き続き充実を図っていく必要がある。

地域での様々な取り組み

このイベントの開催に当たり、地域の方々から御支援・御協力をいただき、様々な取組展開が図られた。

その具体例をいくつか挙げると、地域団体をはじめとする各種団体や法人の皆様によるチケット販売促進のための周知PR、広告協賛、来場者への飲食店サービス、麻生区区民会議の声かけで実施した駅周辺清掃活動や新百合ヶ丘駅北口ペDESTリアンデッキでの区内小学生の絵画展示、「しんゆり・芸術のまちづくりフォーラム」や地域メディアの方々による宣伝PR、コンシェルジュや公演会場などでの運営スタッフとして市民ボランティアや近隣大学生の参加、また、一月から二月にかけてイルミネーションでまちを華やかにしたKirara@アートしんゆりでのPRや終了後のバーナフラッグの利用等々である。

さらに、プレイベントとして、一月には川崎フロンタールの新体制発表式がテアトロ ジーリオ ショウワで、三月には「しんゆりプレ芸術祭美術



イベント開催前に麻生区区民会議主催で駅前清掃が行われた

展」が新百合トウエンティワンホールで開催された。

(4) アルテリッカしんゆり二〇一〇に向けて

「アルテリッカしんゆり二〇〇九」の成功を受けて、再び平成二二年度もゴールデンウィークの期間に開催することとなった。実行委員会は九月二四日に立ち上がり、実行委員には、新たに麻生区四大学、多摩区三大学、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、川崎商工会議所、多摩区長にも就任依頼し、顧問には画家の大矢紀氏、歌人の馬場あき子氏にご就任いただき、総勢六〇名程度の実行委員会となった。

前回の反省を活かした工夫として、各ホールでは華やかな公演は行って



北口のペDESTリアンデッキに掲示された小学生の絵画展

たが、必ずしも街の盛り上がりにつながったとはいえなかったことから、新たな取り組みとしてアルテリッカ・アート市や大道芸も行い、街のにぎやかしも行うこととした。また、前回、「ドラえもんとなかまたち展」の入場待ち対策として企画した子ども広場は、単独で好評だったため、二〇一〇では単独でも子ども広場を開催することとした。

実行委員会が買い取る公演は、ともすると出演団体はただ公演をやるだけ、となりがちだが、主催者とともに集客に努めていただくよう、出演団体との交渉を進めていくこととなった。

芸術祭の運営費については、今後とも工夫を重ねる必要がある。初回の成功と関係者の皆様のモチベーションの

高さから、平成二二年度の企画は前回よりもさらに充実拡大している。公演チケット販売の善し悪し（不確定要因）が本イベントの成否を握っており、実行委員会事務局を支える立場から事務局運営経費はもとより、広報宣伝費・当日運営人件費・各施設賃料などの費用の圧縮に努めていく必要がある。

今回の大きな特徴点としては、イベントの担い手となる市民サポーターを育成するためのアートマネジメント講座や、子ども狂言教室・クラウンなど市民参加型で長期間共に学び、研さんし、アルテリッカで発表の舞台を踏むという公演プログラムが現在進行中である。

2 これからのアートのまちづくりの展望について

アルテリッカしんゆりは、川崎再生フロンティアプランの第二期実行計画でも位置づけている「アートのまちづくり事業」の芸術のまちイベントとして取り組んでいるものである。

地域に愛着と誇りを持ち、熱意あふれる地元の人々によって運営されるように、持続的に展開できる方策を模索していくことが大切である。

持続的な展開を図るためには、地域の豊富な人材を活かして、推進体制を構築することはもとより、企画段階からも様々な方々のアイデアを持ち寄

り、興行イベントとしての事業採算性にも考慮しつつ、地域とのコンセンサスが得られるよう、たゆまぬ努力を続けなければならない。

アートに触れ、アートを介して人と人との関係が深まり、文化芸術を活用した様々な取り組みを通じて、市民の方々が心の豊かさを感じることでできる生き生きとした暮らしや、創造的な活動の活性化、創造的人材の育成集積、地域経済の活性化などを図り、都市アイデンティティを形成していくことがアートのまちづくりにつながることを考える。

そのためには、市民力・地域力を土台に文化芸術を生み、育て、創造発信していくという展開を模索していきたいと考えている。

地域に愛される拠点づくり

有馬・野川生涯学習支援施設オープン

教育委員会生涯学習推進課

高山省吾

分館を九館設置することが構想され、また、一九九八（平成一〇）年の一〇月に市民館・図書館分館等の施設を公共施設の皆無地区解消のために関する陳情を受け、一九九九（平成一一）年の四月に作られた「二〇一〇プラン第三次中期計画」において、有馬・野川地区に市民館・図書館分館を既存施設である「旧有馬小売市場」を活用し、改修により整備する計画が立てられた。

2 有馬・野川地区市民館・図書館分館建設計画

で遊ることになる。一九八六（昭和六一）年に作られた「二〇〇一 かわさきプラン第二次中期計画」において旧支所・出張所の単位で市民館・図書館

有馬・野川生涯学習支援施設は、様々な委員会等において市民の方や関係団体の方々から意見をいただく中で検討・建設を進め、市民が主体的な学習活動を行う「生涯学習の場」「市民参画による地域主体のまちづくりの場」の機能を持った施設として二〇〇九（平成二一）年五月にオープンした施設であるが、開館に至る道のりは大変長く、険しいものであった。

1 建設計画のはじまり

「有馬・野川地区」に施設建設を検討することになったのは一九九九（平成一一）年の四月ま



開館記念式典



旧有馬小売市場

この計画の中にある「旧有馬小売市場」とは、一九七〇（昭和四五）年に宮前区の有馬第二団地の建築にあわせて公設の小売市場として開設し、市民への利便性を図ることを目的とした施設であったが、民間商業施設の発展とともに市場としてのにぎわいも次第に低下し、全国的な公設小売市場の見直しに合わせて本市においても公設小売市場の見直しを進め、一九九九（平成一一）年に有馬小売市場の廃止を決定したところである。跡地の活用にあたっては、市民館・図書館分館として活用していくことが確認され、二〇〇〇（平成一一）年七月に市民と行政とのパートナーシップ事業として町内会や各種団体関係者、市民館関係者等による「（仮称）有馬・野川地区市民館・図書館分館基本構想策定委員会」が発



小・中学生と一緒に行った施設機能に関するワークショップ

して活用できる生涯学習施設として、「誰にでもやさしく、環境に配慮した分館づくりが必要である」などの分館整備における基本的な考え方がまとめられた。

その後、「基本構想」に基づき、二〇〇一（平成一三）年九月に町内関係者、各種団体代表者、市民館関係者等による（仮称）有馬・野川地区市民館・図書館分館基本計画策定委員会」が発足し、より具体的な計画案について、協議・検討を

行った。さらに小・中学生を含めた地域の方々とともに「ワークショップ」や「まちづくり広場」^{（注）}を開催し、市民館・図書館分館のイメージをより具体化させ、二〇〇二（平成一四）年三月には基本計画を策定した。

3 新たな整備の考え方

地域住民の方々とともに建設に向け

た取り組みを進めてきたが、二〇〇二（平成一四）年九月の川崎市行財政改革プランにおいて、新規着工事業が原則として三年間凍結されることとなった。有馬・野川地区の市民館・図書館分館としての建設そのものは見送られることとなったが、地域の方々とのパートナーシップを進めてきた経緯を尊重し、市民館・図書館分館が持つ生涯学習拠点機能に加え、市民活動拠点機能を付与し、多様化した市民ニーズに対応できる場や拠点づくりとして、二〇〇六（平成一八）年三月に策定された新総合計画の中で生涯学習拠点施設として位置づけられ、（仮称）有馬・野川生涯学習拠点施設として整備されることとなった。

4 生涯学習拠点施設

生涯学習拠点施設における市民活動拠点機能については、二〇〇一（平成一三）年九月に出された川崎市市民活動支援指針に基づき、地域の拠点としての機能を付与するものであり、有馬・野川地区については、これまでに基本構想・基本計画策定の中で市民活動支援の機能に関わる提案をいただいていたことから、それまでの経緯を踏まえながら検討を進めていくものであった。また、有馬・野川地区の生涯学習拠点施設の整備にあたっては、市民とのパートナーシップにより、二〇〇五（平成一七）年四月に整備検討委員

会を設置し、既に策定されていた基本構想、基本計画に示された機能を踏まえて、施設のあり方等について協議を行い、二〇〇六（平成一八）年三月に整備検討委員会の報告書を策定した。この報告書の中で生涯学習拠点施設の考え方がまとめられ、地域の人々の自発的な学習、文化活動の拠点であるとともに、人々の協力の輪による学び合い、福祉での支え合い、助け合いの場、まちづくりや市民活動の想像の場、そしてそれらを知恵や人材や情報等で支援する地域の拠点となる施設とした。

施設の特徴としては、「（１）より多くの人々が来て様々な目的に使える（２）オープンスタイルで、コミュニティの場として活用できる（３）若者・こどもの居場所になれる（４）ＩＴ化に対応できる」の四つである。

具体的な機能としては、ふれあいネットでの貸し館による学習の場の提供、図書の閲覧、貸し出しなど、既存の市民館・図書館分館と同様の機能に加え、区役所で行っている市民活動支援コーナーのようなスペースを持ち、市民グループを側面的に支援するとともに情報発信の場等のスペースを持ちながら、さまざまな活動をするグループが横のつながりも持てるよう市民活動の活性化に寄与するなど市民の主体的な学習活動を支援する機能を重視している。また、今までの市民館・図書館分館との違いとして、喫茶コーナー

足し、有馬・野川市民館・図書館分館の基本構想について検討・協議を行った。さらに地域の方が参加する「まちづくり広場」を開催し、様々な意見や提案をいただき、策定委員会で集約・検討を行い、二〇〇一（平成一三）年三月には基本構想を策定した。この「基本構想」では、市民館・図書館分館は、有馬・野川地区の生涯学習の拠点であり、「コミュニティや交流の場と



施設基本設計案の市民説明会

やフリースペースコーナーを設置し、地域のコミュニティの交流の場としての機能も持っている。

5 施設の管理運営手法

施設の管理運営手法については、施設整備検討委員会において協議を行い、これまで市民とのパートナーシップによって設置に至った経過があり、

地域住民との合意形成のもとに整備されていることを踏まえ、指定管理者制度を導入することとした。

指定管理者の選定にあたっては、地域活動の継続性や安定性を考えると、地域の実情や要望を施設管理や事業運営にダイレクトに反映させ、地域の活性化につながる団体に運営を任せていくということが重要であると考え、運営事業者にまちづくり協議会や町内会・自治会、青少年指導員の方々、元PTAの方々など、地域と密接につながった方々で構成

する地域のNPOが関わり、地域人材の活用等、地域活力を利用した事業運営等を提案された「有馬・野川生涯学習支援施設共同運営事業体」を選定した。

実際の運営段階においても利用者のアンケートを定期的を実施することや、市民活動支援コーナーの利用方法について市民活動団体の意見を調整する場を設けるなど、利用者や地域の声

を聞く仕組みを取り入れ、利用者等の意向が反映された施設運営を進めている。

6 開館からの取り組み

(1) 市民活動支援事業

市民が生き生きと健やかに暮らせる地域社会を創造することを支援するため、地域における住民との交流、自主的活動の拠点となるようグループ室・作業室・フリースペースで構成する市民活動支援コーナーを利用登録団体に提供している。運営にあたっては、利用登録団体の中で意見調整を行う場を設け、地域の方々が主体的にかかわり、予約方法や利用時間、施設内にある設備の利用方法などについて検討している。

また、活動団体等の情報を収集・提供することを通して地域住民や施設利用者に対して市民活動への参加を促し、活動の活性化を図るとともに、市民活動経験者による相談コーナーを設置し、市民活動に関する悩みや新たな市民活動団体の創設など相談体制を整備する。

(2) 生涯学習支援事業

【主催事業】

個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築を目指し、生涯学習振興の一助として市民が気軽に参加できる機会や、あらゆる分野における知識や技術を持

つ人材を発掘し指導者として関わる機会を提供できる事業を実施している。

〔主な事業〕

- ・有馬の歴史探求講座
- ・初心者向け囲碁講座
- ・男の料理教室、バランス料理ランチ
- ・軽スポーツ(カローリング、太極拳、卓球)

【協賛事業】

地域における生涯学習に関連する事業を実施している個人・団体に協賛し、講座の募集や広報の支援および施設内の会場確保を施設側が行い、会場費を講師が負担する形で施設の利用者や登録団体の需要に応じた事業を実施している。

〔主な事業〕

- ・絵手紙教室
- ・書道教室
- ・フラワーアレンジメント
- ・3B体操
- ・ペーパージュガ

【地域図書室の運営】

読書活動を通じて子どもから高齢者まで地域の方々が集い、ふれあう場として児童図書を一万冊前後所蔵し、読書や学習のための居心地のよい空間を提供するとともに、地域の情報の拠点として地域の情報を収集提供することにより、様々な情報へアクセスできる場としている。

(3) 施設提供事業

施設の認知度を高め、施設利用が促

進されるように施設のホームページやリーフレット等を活用するとともに、施設内に利用団体等が情報発信するための掲示板を設置し、イベントの告知や企画の呼びかけ、利用団体間の交流の機会を提供する。

(4) 指定管理者による自主事業

施設内に軽スポーツを実施できる集会室や、地域の利用団体等が会議等で利用する学習室およびフリースペースを有しており、施設の利便性を向上させるため、清涼飲料水を販売する自動販売機を設置している。

また、乳幼児から高齢者の方まで幅広い年代の地域住民のニーズにあつた事業として宮前区に居住するアーティストによるクラシックコンサートを実施し、地域のつながりや交流を促進していく。

7 施設の愛称募集

市民の生涯学習振興や市民活動支援を行うために設置された有馬・野川生涯学習支援施設であるが、市民の交流の場、つながりの拠点、活動の発信地として、市民からより親しまれ愛される施設づくりを目指し、施設の目的や機能を広く発信していくため子どもから高齢者まで多くの方々に親しみやすい愛称募集を行うこととした。

一月月の募集期間の間に二四〇件の応募があり、様々な年代の方々から

募をいただくことができた。その多くは宮前区にお住まいの方々からのものであり、地域住民の皆様の施設に対する関心の高さを改めてうかがうことができた。

選定にあたっては、宮前区内の町内会・自治会関係者の方、社会福祉協議会関係者の方、小・中学校の教職員の方、行政関係者などで構成する「有馬・野川生涯学習支援施設愛称選定委員会」を設置し、多くの皆様に委員としてご協力いただき、

選定作業を進めた。最終的に西有馬小学校六年生からご応募いただいた「アリーノ」に決定した。選定委員の意見としては、「シンプルで覚えやすく、多くの方々に親しまれる愛称になって欲しい」という願いを込めた、「表現的にもかわいらしい愛称なので、子どもから大人まで幅広く親しみを感じられる愛称になっている」という意見があり、今後はこの愛称を活用し、多くの市民が利用できる施設づくりを行って



愛称「アリーノ」の入った看板

いきたい。

8 有馬・野川生涯学習支援施設が 目指すもの

これまで有馬・野川生涯学習支援施設の建設経過などを振り返ってきたが、市民の皆様の期待が詰まった施設である。しかしながら、開館後間もないことから施設運営が軌道に乗っていないこともあり、施設構想の中でうた

われた取り組みが十分でない面もあることから、さらなる施設運営の向上が求められている。

有馬・野川地区周辺には、「影向寺(よっしんじ)」や「橘樹郡衙(たちばなぐんが)推定地」など文化的遺産が多くある一方、マンションの建設等により、人口が急激に増えている地区もあり、新しい文化と古くからの伝統がそれぞれ良さを生かし、自然を大切に守りながら地域のコミュニティづくりや、文化・スポーツ活動を進め、心の通った生活のまちづくりが進められている。

この有馬・野川生涯学習支援施設が、新しく転入される方と元々お住まいの方との「架け橋」となって、身近な親しまれる施設として、学習活動や文化・芸術活動、まちづくりや市民活動のため、多くの市民の皆様からご利用いただけるよう、よりよい利用者の声を反映した施設運営を行っていきたい。

注1 宮前区役所区政推進課が事務局を担っていた、「(仮称)有馬・野川地区市民館・図書館分館づくり推進委員会」主催で開催したもので、区民に対して施設に関する基本計画案を説明した上で意見を集めたもの。

水道事業における料金制度の見直し

水道局経営管理室主任

吉田純一

1 はじめに

平成二一年第三回川崎市議会定例会において、水道料金および工業用水道料金改定案が可決された。

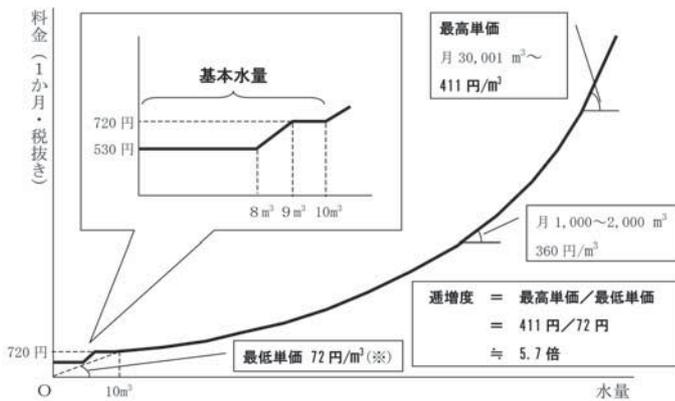
水道料金改定の内容は、使用者負担の軽減を図るとともに、高度経済成長期における需要の増大を背景とし構築された従来の料金制度について、昨今の水需要の伸び悩みなどの事業環境の変化に即した見直しを行ったものである。

例えば、改定前の料金体系の特徴としては、逓増度が五・七倍と近隣や他政令指定都市の水道事業体と比較して高いといったことが挙げられる。水道事業は全国的に水を使えば使うほど単価が高くなる逓増型料金体系という料金制度を採用しており、逓増度とは、その料金表中の最高単価を、最低単価で除した倍率のことである。つまり、逓増度が高いということは、それだけ

収入構造が企業等の多量使用者依存型であることを意味している。これは料金負担の公平性の観点から課題がある

ともいえるが、昨今、多量使用が、いわゆるバブル景気崩壊以降減少傾向にあることを踏まえれば、収入基盤が脆

図1 基本水量制と逓増型料金体系のイメージ（改訂前料金体系）



※最低単価は1月に10m³使用した場合の1m³当たりの単価とした。

表1 改訂前の料金表

区分	基本料金	超過料金（1m³につき）	
		11m³ ~ 20m³	139円
専用給水装置	使用水量10m³まで 720円 ただし、 8m³以下の場合 530円	21m³ ~ 25m³	185円
		26m³ ~ 30m³	194円
		31m³ ~ 50m³	209円
		51m³ ~ 100m³	253円
		101m³ ~ 200m³	278円
		201m³ ~ 500m³	329円
		501m³ ~ 1,000m³	346円
		1,001m³ ~ 2,000m³	360円
		2,001m³ ~ 5,000m³	369円
		5,001m³ ~ 10,000m³	377円
10,001m³ ~ 30,000m³	398円		
	30,001m³以上	411円	
公衆浴場	同上	46円	
共用給水装置	使用水量1戸5m³まで260円	46円	

弱であるとの見方もある。

また、本市をはじめ、全国的に大方の水道事業体は基本水量制という制度を採用している。これは、生活用水に密接に関わる少量水量の料金を低廉かつ定額とし、水の使用を促すことにより、コレラ等の水系感染症の蔓延を防ぎ、公衆衛生を確保するということが目的に導入されたものである。しかしながら、市内の水道普及率は既にほぼ一〇〇%に達し、また、毎日の入浴や、帰宅時の手洗いやうがいも習慣化されている現在では、公衆衛生の確保といった目的は既に達成されているといえる。こうした状況においては、負担の公平性の観点から、使用水量に応じた負担を求めることが妥当であるとの見方もあり、実際に、全国的にも基本水量制を廃止している水道事業体は増えてきている。

以下、こうした課題を踏まえた料金制度の見直しの内容について、大規模施設型産業である水道事業の会計論を交えながら記述する。

2 制度見直しの内容

(1) 基本水量制の見直し

先述のとおり、公衆衛生の向上が図られた現在においては、基本水量制はその役割を終えているといえる。全国水道事業体の料金決定における教科書ともいえる水道料金算定要領（日本水道協会発行（平成二〇年三月））にお

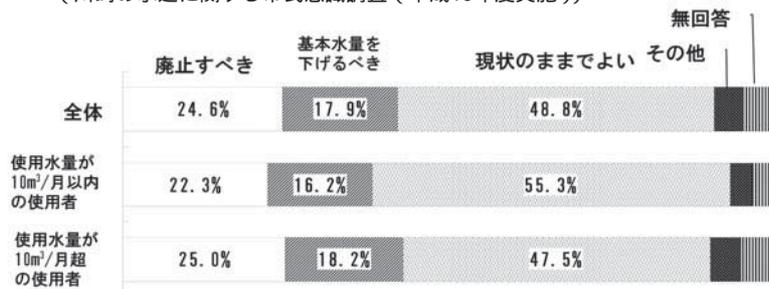
表2 他都市との水道料金比較（政令指定都市・近隣都市）

平成21年4月1日現在

	料金体系	基本水量 (1月当たり)	基本料金 (1月当たり)	家事用料金 (1月当たり ・10㎡)	標準的な 世帯の料金 (1月当たり・16㎡)	最高単価	通増度	区画数
川崎市 (改定前)	用途別	10㎡	530円 ・720円	720円	1,554円	411円	5.7倍	13
札幌市	口径別	10㎡	1,320円	1,320円	2,520円	375円	2.8倍	6
仙台市	口径別	なし	1,250円	2,050円	3,160円	310円	2.2倍	6
さいたま市	口径別	8㎡	1,080円	1,430円	2,480円	395円	3.2倍	3
東京都	口径別	5㎡	1,170円	1,280円	2,048円	404円	4.2倍	9
神奈川県	用途別	8㎡	710円	966円	1,741円	436円	4.5倍	5
横浜市	用途別	8㎡	790円	876円	1,824円	409円	4.7倍	6
横須賀市	口径別	10㎡	890円	890円	1,790円	326円	3.7倍	5
新潟市	口径別	なし	2,090円	2,980円	3,592円	172円	1.4倍	6
静岡市	口径別	なし	380円	980円	1,622円	195円	2.0倍	6
名古屋市	口径別	10㎡	1,150円	1,150円	2,050円	327円	4.6倍	6
京都市	口径別	10㎡	870円	870円	1,842円	339円	3.9倍	7
大阪市	用途別	10㎡	950円	950円	1,532円	368円	3.9倍	7
神戸市	口径別	10㎡	880円	880円	1,750円	360円	4.1倍	4
岡山市	口径別	なし	1,020円	1,320円	2,136円	216円	2.2倍	5
広島市	口径別	10㎡	860円	860円	1,558円	316円	3.9倍	5
北九州市	口径別	なし	900円	1,000円	1,732円	310円	4.0倍	6
福岡市	口径別	なし	1,330円	1,500円	2,430円	542円	5.3倍	6

※1 表中の金額は、税抜額である。
 ※2 合併等により複数の料金体系が混在している都市は記載していない。
 ※3 基本水量、基本料金、家事用料金、標準的な世帯の料金および区画数は、口径別料金体系では口径20mm、用途別料金体系では家事用ものを記載した。
 ※4 標準的な世帯の料金は、川崎市「家事用等」区分の平成18年度月平均調定水量である16㎡を使用した場合の料金とした。
 ※5 通増度の算出に用いた最低単価は、1月に10㎡を使用した場合における1㎡当たりの単価とした。

図2 基本水量制についての市民意識調査結果
 （川崎の水道に関する市民意識調査（平成19年度実施））



いても、基本水量制の経過的な存置はやむを得ないとしながらも、節水意欲を増進させ、原価配賦（注1）面で公平性を期する観点から漸進的に解消すべき制度として位置付けられている。一方で、本市は平成一九年度において基本水量制についての市民意識調査を行った。その結果は図2のとおりである。

「現状のままでよい」との意見は約四九%にまで上り、現状維持を求める声の方が強いという結果となっている。使用水量による使用者の内訳においても結果は同様であるが、特に一月当たりの使用水量が基本水量を設定している一〇㎡以内の使用者の現状維持を求める意見は約五五%と、その他の使用者と比べ割合が大きい。このことは、特に、川崎市の一〇㎡までの料金は他の水道事業体と比べても低廉であることから、使用水量が一〇㎡までの使用者の大半が現行の料金に満足

していることの表れであると推測される。また、基本水量制の廃止について考察を行う場合、現行の使用水量が〇㎡の場合でも徴収される一月当たり五三〇円の基本料金は他の水道事業体と比べ低廉であると同時に通増度が最も高い現状を踏まえれば、五三〇円の基本料金をこれ以上引き下げることが考えづらい。このため、基本水量を廃止し、使用水量が一㎡からの従量料金（注2）を設定する場合には、現行の基本料金はそのままに、従量料金を上乘せする

こととなる。これは、従量料金の単価にもよるが、少なくとも使用水量が一月当たり八㎡までの使用者の料金負担増につながる。特に、近年、本市の単身世帯の増加は顕著であり、これに該当する使用者は増加している。したがって、基本水量制の導入当初の目標達成の事実等を踏まえれば、原則的には基本水量制は将来に向けた廃止が望ましいが、低廉な生活用水への配慮という観点から基本水量の段階的な引き下げを行うものとし、今回の見直しでは、改定前において一月当たり一〇㎡までに設定していた基本水量の八㎡までの引き下げを行った。また、基本料金について、一月当たり八㎡までを五三〇円、それを超え一〇㎡までを七二〇円とする二段階の設定としていることも本市の従来料金体系の特徴であったが、この基本水量の見直しに伴い八㎡までの五三〇円に一本化した。

（2）通増度と水量区画の見直し

通増度は他の水道事業者と比べ高いことから、低廉な生活用水の供給ということに配慮しつつも、適正な原価との比較や水需要構造の変化を踏まえた見直しを行う必要があった。

通増度を引き下げるには、最高単価の引き下げ、最低単価の引き上げ、またはその両方を行うといった方法がある。

まず、最高単価についてであるが、水道料金算定要領の「通増料金制の設定基準」によれば、最高単価は限界費用を上限とすることとされ、その限界費用は、拡張事業別、水系別等の給水原価（注3）のうち最も高額なものと定義されている。

本市において、拡張事業別または水系別に給水原価を見ていけば、最も後発の神奈川県内広域水道企業団（注4）（以下「企業団」という。）拡張事業による給水原価が最も高額であると考えられる。よって、企業団受水費の単価が近年引き下げられていることを踏まえれば、これによる限界費用の引き下げと併せて、最高単価も引き下げる必要がある。

一方、最低単価についてであるが、同じく「通増料金制の設定基準」によれば、原価配賦においては、少なくとも維持管理費と変動費を賦課すべきものとの記述がある。しかし、これは生活用水の供給と密接に関わるものであり、その低廉性の確保や、期間的公平性の観点を念頭に置き、水道事業の財

政状況を踏まえた上で、慎重に判断すべきものである。

今回の見直しにおいては、これらを勘案し、改定前四一円で設定していた最高単価を三五七円へ引き下げることによる通増度の引き下げを行うものとした。

また、一三段階にも細分化された従来の料金表の水量区画は、過去の料金設定におけるきめ細かな配慮によるものとの見方もできるが、他の水道事業者と比べれば、その数は多く、複雑であることが課題となっていた。これについても、通増度を見直す過程において区画の統廃合を行うことにより一〇区画への削減を行った。

（3）料金水準の決定方法の見直し

開発・拡張の時代を背景とし、企業団受水費負担の増額をはじめ、莫大な額の拡張資金が必要とされていた中での過去の料金改定において、本市では、当面の資金を賄うことを目的に資金収支方式という料金水準（注5）の決定方法を採用してきた。これは、将来の支出総額を、料金

図3 資金収支方式による料金水準の決定

⇒ 料金算定期間中の総支出を、水道料金を含む総収入で賄えるよう料金水準を決定する。

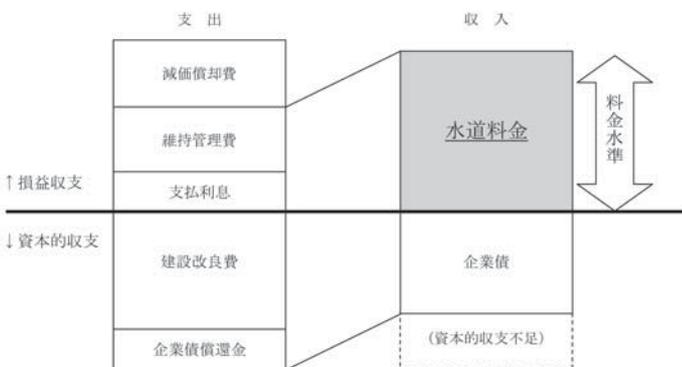


図4 総括原価方式による料金水準の決定

⇒ 料金算定期間中損益収支において、将来の施設更新のため、一定の当年度純利益を確保できるよう料金水準を決定する。



や企業債の借入れをも含む将来の収入総額で賄うといった観点に基づき支出を料金とするといった、いわゆる官庁会計方式による料金水準の決定方法である。その長所としては、ダム建設時等の一時に莫大な額の資金が必要な場合に、それを確保しやすいといったことが挙げられる一方、資金需要を企業債の増額により賄ってしまうことができるため将来負担の増大を招きやすいことや、資金需要の多い時期には料金が値上がりし、資金需要が少ない時期には料金が値下がりするといったように、長期的にみて料金の安定性に欠け

るといった短所がある。

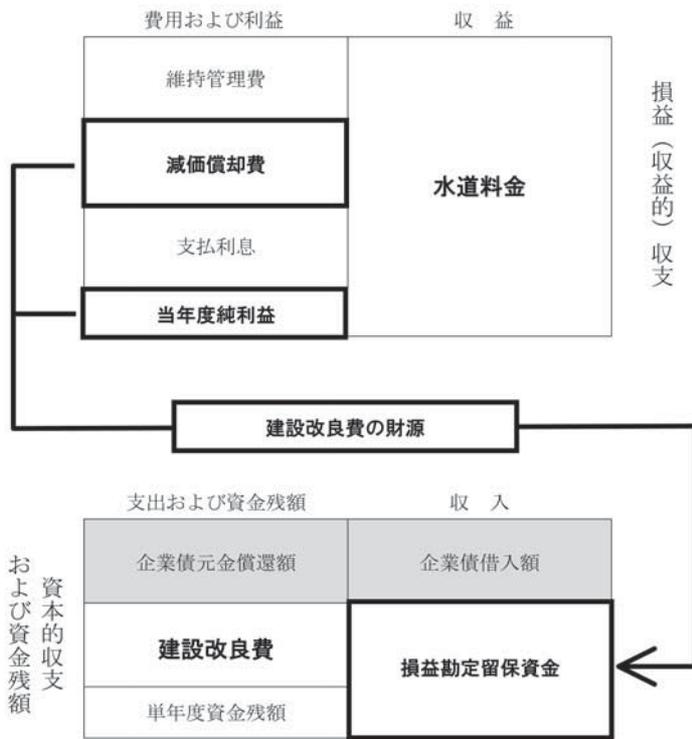
一方、水道事業が全国的に施設の維持管理時代に入り、経営的に安定期を迎える中で、料金水準の決定に当たり他の水道事業者において採用されてきた方法として総括原価方式がある。これは、長期に将来を見据え、負担の期間的公平性の観点から今後の施設更新に必要な資金を資産維持費として原価に算入し、料金水準を決定するという損益収支に着目した方法である。資産維持費とは、ただちに発生する経費ではないが、今後計画的に施設更新を行う上で確保しておかなければならない額を費用化したものであり、つまり

は架空の費用である。これを見込んだ上で、将来の損益収支において純利益も純損失も生じないように料金水準を決定すれば、決算においては資産維持費に相当する額の純利益が生じることとなる。

ここで、本市水道事業や工業用水道事業のような公営の大規模施設型産業において純利益を計上する意味について、もう少し詳しく記述する。例えば、株式会社は、発行した株式により株主から払い込まれた資本金を元手に事業を運営し、そこから利益を生み出し、株主配当を行う。株式会社にとって純利益を計上することは絶対命題であり、これができない企業は事業を運営する上での元手を集めることができず、いずれは淘汰される。一方、公営企業には株主は存在せず、株主配当の必要はない。また、株式会社の場合、取締役といった役員の賞与すら当期純利益の処分項目であるが、公営企業の場合、これに相当すると考えられる事業管理者等の期末勤勉手当も通常の職員のものと同様に必要経費としてすでに費用計上されている。

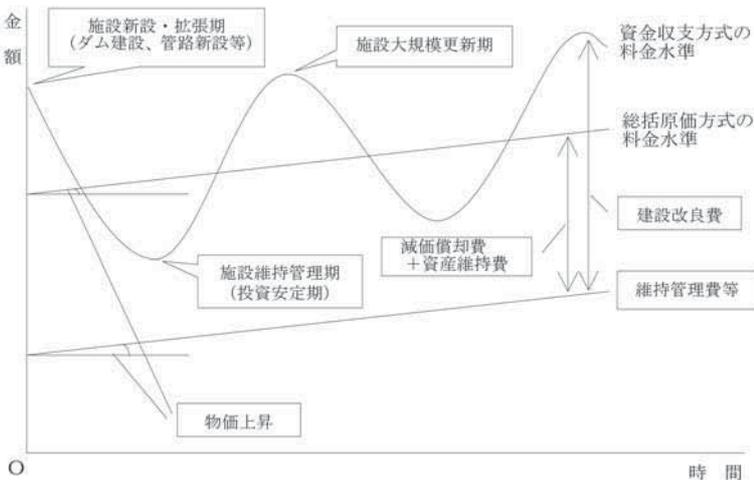
それでは、公営の水道事業において純利益を計上する必要はないのかといえば、決してそうではない。図5は損益収支と資本的収支を介し、水道料金が建設改良費に充当される流れを明示したものである。なお、ここでは、資本的収支において、企業債借入額と企業債元金償還額はイコールとする。これ

図5 水道料金が建設改良費へ充当される流れ



※企業債借入額と企業債元金償還額はイコールとする。

図6 資金収支方式と総括原価方式の料金水準の違い



は、説明を簡略化するという意味もあるが、長期の経営分析を行う上では、借入れたお金と返済するお金のうち元金分は額面上当然イコールだからである。この前提の下、損益収支上純利益も純損失も発生していない収支均衡の状況を仮定する。この場合、水道料金から建設改良費に充当できる額は損益収支において費用として計上している減価償却費に相当する額となる。これは、減価償却費が過去に取得した資産の価額を費用収益対応の原則により法定耐用年数に基づき費用配分したものであり、いわゆる、現金支出を伴わない

費用」だからである。しかし、建設改良の規模は、施設の施設・拡張期、維持管理期、大規模更新期といった具合に時期により大小はあるが、長期的にみてこの減価償却費相当額をもって建設改良費を賄うことが可能かといえば、それは将来にわたり施設のダウンサイジングを見込むなどしない限り絶対不可能である。施設は新設すれば、それが必要とされる限り必ず新設時と同規模の更新が必要となる。水道事業の資産の法定耐用年数は、資産の大部分を占める管路が四〇年など長期なものも多く、計上されている減価償却費

の額はそうした四〇年前など相当過去からの物価水準に基づく資産購入額により計上されているため、これをいくらか積み上げたところで現在の物価水準に基づく建設改良費を賄えるということでは理論上あり得ない。国内の建設工事費の価格変動を示す指標として国土交通省が作成している建設工事費デフレーターによれば、二〇〇〇(平成一二)年度の物価を一〇〇・〇とした場合、その四〇年前の一九六〇(昭和三五)年度の物価は二一・〇であり、建設物価は四〇年間で約五倍となっている。もちろん全ての資産が四〇年前に取得した

ものではないため、長期でみた減価償却費と建設改良費の額とにここまでの差は生じないが、こつこつとした価格変動による過去と現在の投資の価格差を埋め、計画的な施設更新を可能なものとするために、大規模施設型産業である水道事業や工業用水道事業は純利益を計上しなければならないのである。

総括原価方式によれば、こつこつした将来の施設更新を可能とする適当な額の純利益を計上することができるのみならず、損益収支上で料金水準を決定するため、資金収支方式の短所として掲げたような問題も発生しない。例えば、一時的な建設改良費の増額があった場合にも、その額は、損益収支における費用計上に当たり減価償却費として資産の法定耐用年数に応じ相当な期間にわたり配分され、平準化される。これに基づく総括原価方式は長期の料金の安定化にも資することとなる。

今回の料金改定においては、以上のような長所や、今後施設再構築事業（注6）や管路整備事業を進めるに当たり安定的に資金を確保していく必要があることなどを踏まえ、総括原価方式を採用するものとした。

（4）工業用水道事業への給水開始に伴う料金の設定

工業用水道水源の枯渇に伴い一九七四（昭和四九）年度に開始した工業用水道事業への補てん水を廃止し、これに代わる同事業の新たな水源措置とし

て、二〇二〇（平成三二）年度から一般の給水契約に準じた料金設定による一日当たり四万³m³の給水を行うことを予定している。

この給水は、施設の利用部門に限られていることに加え、その他の使用者への給水が一日当たり二千³m³程度を最多水量とし、季節による需要変動も激しいことに対し、多量かつ定量であるという特殊性がある。

こつこつしたことを踏まえた上で、一般の給水契約に準じ水道料金として単価を設定するに当たり考慮すべき点としては次のようなことが挙げられる。まず、水道料金であることから、そ

の他使用者の料金との整合性を踏まえ、資産維持費を算入した上での通増型料金体系に基づく単価設定が求められる。

一方、同給水は水道事業の配水本管から工業用水道事業の配水所へ行うものであることから、給水に当たり配水管網を形成する配水（小）管等の施設を使用しない。

また、水道施設は、将来想定される最大配水量までを賄えるよう構築しているが、仮に、全使用者に対し工業用水道事業と同様の定量給水を行うのであれば、水道施設も将来想定される平均配水量を賄える程度にまでダウンサ

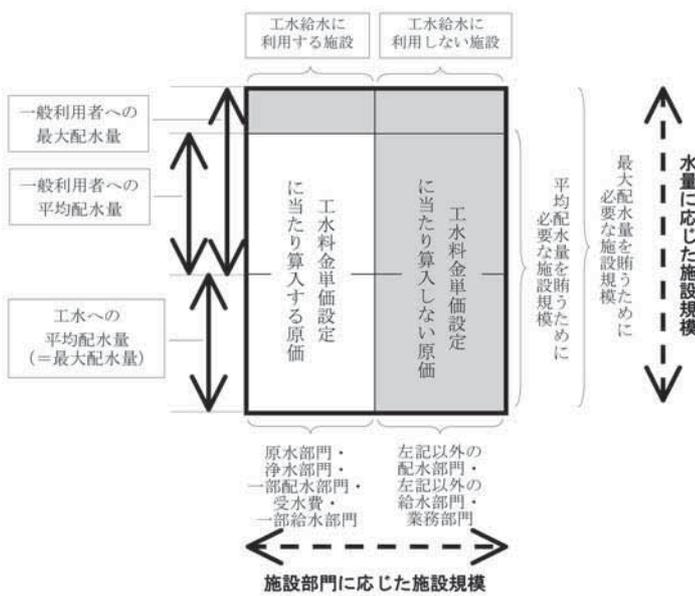
イジングすることができるといえる。このように需要変動がない定量給水は事業者にとってメリットがある。

したがって、これらを勘案し、施設の利用部門割合と負荷率（注7）を考慮した料金設定とした。

3 おわりに

水道事業および工業用水道事業は大規模施設型産業であり、安定給水体制を確保するためには、施設を維持管理し、計画的な更新を行っていくとともに、その耐震性を強化していくことが必要不可欠である。

図7 工業用水道事業への給水に係る料金設定の基本的な考え方



※ □ は全ての施設を維持していく上で必要な原価の総額（＝料金水準）。

表3 新旧料金の比較

区分	基本料金		超過料金（1m ³ につき）	
	改定前	改定後	区 画	改定前 改定後
専用給水装置	使用水量10m ³ まで720円 ただし、8m ³ 以下の場合530円	使用水量8m ³ まで530円	9m ³ ~10m ³	- 95円
			11m ³ ~20m ³	139円 139円
			21m ³ ~25m ³	185円 185円
			26m ³ ~30m ³	194円 194円
			31m ³ ~50m ³	209円 209円
			51m ³ ~100m ³	253円 253円
			101m ³ ~200m ³	278円 278円
			201m ³ ~500m ³	329円 329円
			501m ³ ~1,000m ³	346円 343円
			1,001m ³ ~2,000m ³	360円
			2,001m ³ ~5,000m ³	369円
			5,001m ³ ~10,000m ³	377円
			10,001m ³ ~30,000m ³	398円
30,001m ³ 以上	411円			
公共浴場	同上	同上	46円	46円

※1 本市工業用水道事業の水源として給水する場合の料金は1m³につき185円とする。→新設

※2 共用給水装置の料金については変更なし

水道料金および工業用水道料金の収入は、これらを賄う重要な原資であり、その徴収の基礎となる料金制度は、事業環境の変化を的確に反映し、安定的な収入を確保し得るものでなければならぬ。今回の料金制度の見直しに当たっては、今後の施設投資に必要な資金を負担の期間的公平性の観点の下で安定的に確保することができるとして、基本水量制については廃止に向けた途中段階であり、また、口径別料金体系（注8）の導入といった必要性は認識しながらも、使用者負担の影響を鑑み見送ったものもあるなど、あるべき料金制度の構築に当たっては、目指すべき料金制度と事業の財政状況を念頭に置きながら中長期にわたり取り組みを進めていかなければならないものもあり、これには、使用者への十分な説明が必要不可欠である。

使用者に対し、適時、事業についての説明を行うことは事業者にとっての重大な責務であると同時に、使用者との事業に対する認識の共有を通じて、はじめて理想的な事業経営が可能となることを忘れてはならない。

話は変わるが、官庁会計における会計制度改革が叫ばれて久しく、また、地方公営企業においては、法改正による民間基準の会計制度の導入が議論されている。国内の就業人口約六千万人のうち、公務員約四百万人と、お

およそ企業の形態をとらない農業等の第一次産業従事者約三百万人を除くほとんどは民間企業就業者である。いわば、民間基準の会計制度こそ日本の会計の常識といつてよく、これに沿った形で経営状況を公開しようという流れは当然のものともいえる。

しかし、制度について、単に民間が導入しているから導入しようと考えるのはいかがなものか。もちろん適正な経理を行い、有用な経営判断指標を正確に市民に提示することは重要である。しかし、会計事務とはやればやるほど公共の福祉の増進に資するといった類のものではなく、むしろ、その目的は十分果たした上で、経費削減のためできるだけ簡素化することに努めるべきものである。民間企業が国際会計基準の導入に向け動いているが、これは国外に関連会社を持つ企業が連結会計を行うに当たり、国際会計基準で表記した財務諸表を日本基準に直す手間等を省くといったものであり、これも事務の簡素化の一環である。

今後、地方公営企業において、従来から言われている企業債の負債計上や国際会計基準による包括利益の導入などは民間企業の財務諸表との比較上行う必要があるだろう。しかし、売上債権（受取手形や売掛金）の不良化により黒字倒産が発生するなど損益計算書だけでは正しく経営状況が判断できないことから証券取引上の要求により民間企業において導入されたキャッシュ

フロー計算書について、売上債権を計上することがほとんどなく、貸倒引当金の設定の義務付けされない地方公営企業が導入する必要があるのか。居酒屋チェーンが老人介護事業を営むなど民間の事業経営は多岐にわたるが、将来において想定外の事業の減収が見込まれる場合に、その収益見込みを現在価値に割り引き、収益を生み出せない資産の価値を減額することにより早期費用化を図るのが減損会計である。

「水」といった生活必需財を供給している水道事業などについては、むしろ資産の価値は過小評価されているのが実態だが、その導入の必要はあるのか。また、過疎地医療など、収益性が確保されないため民間が参入しないような事業をいわば赤字覚悟で経営することも地方公営企業の本質である。このような場合には発生した純損失の額相当分について他会計からの補助を受けることが前提となるが、補助を行う方についても財政難が叫ばれ、また、海外においては過大な減損処理が問題ともなっているなか、将来見込みに基づくいわば有害な純損失額をもって適正な補助は確保されるのか。

以上は私見であるが、私たち地方公営企業職員は、民間会計制度についての認識を深め、また、公営企業会計の実務を知る者として、自らが携わる事務の見直しについて、もっと意見を上げるべきではないか。

今、企業会計の議論が面白い。

注1 料金水準（後述）決定の基礎となる総括原価を料金体系に応じて口径別、用途別の需要種別および基本料金、従量料金の需要区分ごとに割り当てること。

注2 使用水量に応じて徴収する料金。

注3 収入の対象となる水量1m³当たりについて、どれだけ費用がかかっているかを表すもの。

注4 神奈川県、横浜市、川崎市および横須賀市を構成団体とし、これらに水道用水を供給するため一九六九（昭和四四）年に設立された一部事務組合。本市は、水道用水受水の料金を受水費として費用計上している。

注5 一定期間の能率的経営の下における適正な原価を基準として、これを賄うために必要な料金の総収入額。

注6 長期水需要予測に基づく給水能力の縮小に伴い浄水場を統廃合するとともに、水道システム全体として緊急時にも対応できる施設構築を図るための二一九年の継続事業。

注7 平均配水量/最大配水量。

注8 水道利用者の給水管や水道メーターの口径の大小に応じて料金に差を設ける料金体系。給水管等の口径は水道利用者の潜在的な水需要を表していることに加え、数値化され明瞭性があることから、一般的に口径別料金体系の導入が望ましいとされる。なお、本市は、「一般用」、「公衆浴場用」といった使用用途を基準として料金に差を設ける用途別料金体系を採用している。

川崎市議会基本条例の制定と 今後の議会改革

議政局議事課主査

小泉幸弘

例の重要性がクローズアップされてきたものと考えられる。

(2) 本市議会基本条例の制定経過

議会のあり方検討プロジェクト

川崎市議会では、二〇〇八(平成二〇)年六月、正副議長の議会改革に対する強いリーダーシップのもと、議会基本条例の制定に向け、議会運営をはじめとして、議員の活動、身分などの幅広い調査・検討を行うため、各会派の代表者で構成される団長会議において、各会派から選出された一三人の議員で構成する「議会のあり方検討プロジェクト」(以下「プロジェクト会議」

1 はじめに

川崎市議会では、これまで取り組んできた議会改革を検証するとともに、

よりわかりやすい市民に開かれた議会を目指し、今後さらなる議会改革を進め、市政における議会活動の充実・強化を図るため、議会の役割の明確化、議会と議員の位置づけの明確化、必要な環境・体制整備の実施、の三つの柱を中心に、分権時代にふさわしい議会のあり方や議会の基本理念を示したものとして川崎市議会基本条例を、二〇〇九(平成二一)年六月十七日に議決し、同年七月一日に施行した。

2 条例制定に至った経緯

(1) 議会改革の流れ

議会基本条例は二〇〇六(平成一八)年五月に北海道栗山町議会におい

て全国で初めて制定された。それ以降、三重県議会をはじめとする都道府県や市町村に至る各地方議会において次々に制定されている。

二〇〇〇(平成一二)年四月のいわゆる地方分権一括法の施行により、自治体は自らの責任においてその組織および運営に関するさまざまな決定を行うようになったことから、地方議会では、従来の監視中心型から政策提言型の議会への役割の転換が強く求められ、その責任もますます重要となってきた。あわせて、二元代表制(注1)のもと、市民の代表として選挙により選ばれている議員には、市民の負託に応えるべく積極的な議員活動も一層求められている。

本市の条例制定の流れは、こうした地方分権の転換点にあたって、議会、議員が期待される役割を果たすためには従来の枠を超えた自己改革を進めていくことが必要とされ、これまで取り

組んできた議会改革への取り組みを示す大きな指標として、また、さらなる改革へ向けた指針として、議会基本条

図1 分権時代にふさわしい議会のあり方の検討イメージ



という。)の設置を決定し、約一年間にわたり計二〇回の会議を開催し、協議してきた。

プロジェクト会議の委員構成は、議会運営委員会の会派構成と同様(自民党四人、民主党四人、公明党三人、共産党二人)とし、また、すべての議員が条例制定にかかわることができるよう、議会運営委員会に所属していない会派および無所属議員についても、オブザーバー参加という形で会議に出席した。

プロジェクト会議では、まず、他議会ですでに制定されている議会基本条例の構成や規定内容の調査を行った。条例の構成や規定内容を一つずつ精査することにより、その議会の特徴を分析するとともに、本市議会の特徴をいかに条例に反映させるかを検討する一つの基礎資料として、議会基本条例制定に向けた検討課題(例)として取りまとめた。(図2)

その内容は、前述した三つの大項目(議会の役割の明確化、議会と議員の位置付けの明確化、必要な環境・体制整備の実施)をベースに、九つの中項目(本市の基本方針の決定、本市の活動ルールの決定、調査権の明確化と実効性の確保、

図2 プロジェクトで取りまとめた議会基本条例制定に向けた検討課題(例)

大項目	中項目	小項目	
1 議会の役割の明確化	1 本市の基本方針の決定	1 議決権限の拡大	
		1 議会機能・活動	① 監視・政策提案の強化 ② 市民が参加しやすい議会運営 ③ 議会関係条例等を遵守した議会運営 ④ 定例会の回数は別に条例で定めること ⑤ 分権時代にふさわしい議会の実現
		2 市民参加の原則・取組	① 公平性・透明性の確保、開かれた議会を目指すこと ② 参考人制度、公聴会制度の積極的活用 ③ 市民意見の聴取(モニター・提案機会の設置)
	2 本市の活動ルールの決定	3 議会審議	① 一問一答方式による質疑 ② 市長等への反問権の付与 ③ 重要政策に関する論点情報の形成 ④ 予算・決算審議における分かりやすい資料の作成
		4 議員間討議の拡大	
		5 議会改革の推進	① 議会運営の不断の見直し ② 議会基本条例の最高規範としての位置付け
		6 委員会機能・活動	① 設置目的に応じた適切な運営 ② より市民に分かりやすい委員会の運営 ③ 委員会提出議案に関する規定の整備
		7 文書質問制度の創設など	
		8 執行機関事務に対する監視・評価	
		9 議員活動	① 議員の責務・活動の原則 ② 政務調査活動の位置付け ③ 政治倫理の自覚
		10 議員能力向上のための議員研修の充実強化	
		11 議員定数	① 十分な検討に基づく議員定数の改正 ② 議会からの改正条例案の提出
		12 会派の位置付け	
		13 行政視察の位置付け	
14 他議会との連携			
3 調査権の明確化と実効性の確保	1 常任委員会の市政に関する調査権の位置付け		
2 議会と議員の位置付けの明確化	1 議員活動の実態に即した本会議の会期の設定	1 会期等の見直し 2 団長会議、正副委員長会議、全員説明会などの事実上の会議の位置付け	
	2 選挙により選任された職であることの明確化	1 公選職としての位置付け	
	3 活動実態にあった待遇制度へ	1 議員報酬 ① 歳費であることの位置付け ② 別条例での規定 ③ 十分な検討に基づく報酬額の改正 ④ 議会からの改正条例案提出 2 費用弁償の別条例での規定	
3 必要な環境・体制整備の実施	1 議会事務局の体制整備	1 事務局機能の強化、組織体制の整備 2 議会図書室の機能強化	
	2 附属機関の設置、専門的知見の活用	1 附属機関・調査機関の設置 2 専門的知見の活用	
	3 議会活動のより一層の透明性の確保	1 市民への説明責任・議会情報の一層の公開 2 常任委員会の透明性の確保 ① 常任委員会等傍聴の原則自由化 ② 常任委員会資料の積極的な公開 3 議会広報の充実	

議員活動の実態に即した本会議の会期の決定、選挙により選任された職であることの明確化、活動実態にあった待遇制度へ、議会事務局の体制整備、附属機関の設置、専門的知見の活用、議会活動のより一層の透明性

の確保)に分類し、さらに具体的に条例に規定する項目、内容を小項目として四七項目に細分類し、本市議会のこれまでの議会運営や議会改革の取り組みなどを踏まえ、これらの項目をどのように条例に反映していくか、さらに

議論を重ねた。四七項目の中で、主な項目での検討内容について紹介する。
・「議決事件(注2)の拡大」
神奈川県や横浜市等の他都市の現状把握、現在の総合計画との関係、長期

にわたる各種分野別の計画等の議決対象となる計画等の検討。

・「市民参加の原則・取り組み」

区民会議および各区選出の議員により実施されている会議等の活用の可能性、議会または会派としての市民との意見交換の必要性、参考人、公聴会制度を活用したより市民に開かれた議会の実現の検討。

・「委員会機能・活動」
現在の常任委員会の開催方法のあり方、予・決算審査特別委員会の構成および審査方法などの見直しの必要性、これまでの議会運営のあり方の検討および他都市での実施状況等の調査・研究。

・「文書質問（注3）制度の創設など」
他の基本条例での規定内容の検証、現状の口頭での質疑と文書での質問との整理、制度としてのメリット、デメリットの検討。

・「他議会との連携」
広域的課題への他議会との連携の必要性、連携の範囲、具体的内容等の研究。

・「会期等の見直し」
会期を見直すことのメリット、デメリットの検討、現在の常任委員会の運営との関係、他議会での実施状況等の調査・研究。

・「附属機関・調査機関の設置」
附属機関の必要性と法的課題等の検討、地方自治法に基づく専門的知見の活用とあわせた調査機関の設置の検

討。

討。

・「常任委員会の透明性の確保」

常任委員会等の傍聴の許可制から原則自由化へ、請願・陳情の審査時等における資料の傍聴者への提供、公開方法等についての検討。

プロジェクト会議の進行については、事前に各会派内で会議に向けて、概ね九つの中項目に添って検討、協議したうえで、一つずつ検討を行った。また、同会議で議論した内容について、その都度条例に規定していくか、あるいは合意できる内容か、などを確認し、結論に至らなかった内容や項目については、委員が各会派へ持ち帰り、会派で再度議論し、意見を集約した後、改めて同会議で意見調整を行うという方法で進められた。また、同会議での議論と平行して、二〇〇八（平成二〇）年九月には山梨学院大学法学部の江藤俊昭教授を招き、「分権時代にふさわしい議会のあり方」をテーマとした全議員対象の議員研修会を開催し、今後の議会改革のあり方や議会基本条例の必要性等について講義いただいた。

そして、同会議では、二〇〇九（平成二一）年一月に議会基本条例に規定していくべき項目および条例に規定すべき結論に至らず継続課題となった五項目（市長等への反問権の付与、文書質問制度の創設、他議会との連携、

附属機関・調査機関の設置、専門的知見の活用）について取りまとめた「中間報告」を正副議長へ提出し、再度議論を重ね、同年四月に最終的に「文書質問制度の創設」、「他議会との連携」、「附属機関の設置」の三項目を除く項目を具体的に条文として反映した議会基本条例素案を作成し、「最終報告」として正副議長へ提出した。

パブリックコメントの実施と条例制定
市議会は川崎市パブリックコメント手続条例第二条に規定する策定機関の対象外であるが、プロジェクト会議では、議会基本条例という議会およびその構成員である議員のあり方等の基本的事項を定める条例であっても、本条例の前文にもうたわれている「開かれた議会を目指す」ことを条例制定に当たり具現化するためにパブリックコメントを実施すべきであるとの意見でまとまった。これを踏まえ、川崎市議会として初めて本市のパブリックコメント手続条例の規定を準用し、パブリックコメントを実施した。

四月下旬から約一カ月間の実施期間において、市議会ホームページからの電子メールでの受付、FAXなどにより、条例の各項目や素案全般にかかわるものなど、一三三件の意見が提出された。これらの意見については、条例に反映すべきもの、今後の議会改革を協議する際の参考にするものなど一つひとつ精査し、議会としての考えを整理して市議会ホームページに公表した。また、パブリックコメントと同時に議会基本条例素案に規定されている内容に対する市長側の対応方法等について、関係局から意見聴取を行った。

このように、条例素案に対するさまざまな意見を踏まえ、プロジェクト会議ではさらに検討を重ね、条例案を策定した。二〇〇九（平成二一）年六月一七日、この条例案を各会派共同提案の議員提出議案として本会議に上程し、提出者からの提案説明を行った後、可決した。施行日は同年七月一日とした。

3 議会基本条例の構成、特色

条例は、前文および七章からなり、そこに二〇条の条文を規定している。条例の特色としては、次の点が挙げられる。

第一が、議会および議員の役割と活動原則について規定したことである。これまで、地方自治法や会議規則等では明確に示されていなかった。そのため、議事機関としての議会および市民の代表者としての選挙によって選ばれた公職にある議員について、それぞれの役割と活動原則を規定した。また、政令指定都市特有の行政区から選出されているという実情を踏まえた議員の役割も併せて規定した。

第二が、「議会への説明等」につい

て、市長側の議会に対する説明等、議会側への対応についてより具体的に示した。これは、これまで慣例で行われていた予算調製時や基本計画等の策定時における議会への対応について明文化したものである。

第三が、地方自治法第九十六条第二項の規定に基づく「議決事件」について規定した。現在、総合計画に基づき政策体系別に各種計画が策定されている。具体的な議決事件を決定するにあたっては、市長側との調整が必要となるが、今後基本構想に基づく基本計画の策定または変更の際には、議決事件の対象として協議することとなる。

第四が、議員が市長等に質問、質疑を行う「質問権」を規定することも、市長等が議員の質疑または質問の趣旨を確認するための発言を行うための趣旨を規定した。なお、規定するに当たっては、その言葉のイメージが「反論」に捉えられてしまい、市民を代表する議員の質問権の制約につながる懸念されたが、前述したように質疑、質問の論点整理を行うことを趣旨とするものとした。

第五が、「専門的知見の活用」および「調査機関の設置」を規定した。これは、複雑・多様化する課題等に的確に対応し、また、議会の機能強化を図るため明文化したものである。

そして、最後に、規定の内容ではないが、この条例の制定に当たっては、各党派の垣根を越えて自由闊達に議論

を行い、全会派の合意のもとで条例案をまとめたことが大きな特徴である。プロジェクト会議では、あくまで全会一致で意見集約を行うこととしたため、会派間でさまざまな意見の対立や見解の相違があっても、十分な議論を尽くし、各会派が条例の内容すべてについて納得、合意し、作り上げたものとなっている。

4 条例制定過程で出された課題

議会基本条例制定後、川崎市議会がこの条例の基本理念に基づき、議会運営や議会改革に具体的にどのような取り組みでいくべきかが今後の重要な課題、テーマであると考え。条例の制定過程において、プロジェクト会議ではさまざまな意見や問題が提起され、その都度一つずつ項目ごとに精査、議論し、規定する項目として取りまとめた。その中で今後の議会運営上も含め、さまざまな課題が示されたが、条例をどのように具体的に活用し、これらの課題をどのように解決していくかが今後の議会改革に求められるものであると考える。今後検討すべき主な課題について、次の事項が挙げられる。

(1) 代表質問、一般質問のあり方

会議での質問形態および方法について、まず、代表質問における一問一答方式の導入の検討である。これはすでに本市議会では、一九九二（平成四）

年から本会議の一般質問において、一問一答方式が導入され、予・決算審査特別委員会でもすでに導入しているが、代表質問への導入の可能性およびそれに伴う一般質問のあり方について、今後の検討課題となるものと思われる。

(2) 会期のあり方

三重県議会での二期制、神奈川県議会での三期制の会期等への移行で見られる「通年議会」の導入の検討である。これは、議会運営の柔軟性を高めるとともに、議会活動の活性化を促す見地から会期を通年とするものである。本市議会では、議会閉会中であっても常任委員会が開催されている現状や市長側からの適宜の情報提供など、これまでも議会活動を活性化する運営を行っており、議会閉会中に大きな支障は生じていないものの、他議会での実施状況等を踏まえ、今後の検討課題となるものと思われる。

(3) 常任委員会等の開催、運営のあり方

常任委員会開催方法および予・決算審査特別委員会の審査方法の見直しについてである。常任委員会については、効率的な委員会運営により、ここ数年、開催日数は減少傾向にあるが、現在、議会閉会中において原則水曜日・金曜日に開催されている。このことにより、議会としての活動と議員自

らの政務調査活動との関係から委員会の開催方法の見直しや、予・決算審査特別委員会については、分科会形式による審査の充実や効率的な議会運営について、今後の検討課題となると思われる。

(4) 傍聴しやすい環境整備

許可制である現在の委員会の傍聴を原則自由化にすること、請願・陳情の審査時等における傍聴者への資料の提供方法の検討、また、障害者や乳幼児同伴の傍聴者を含めた全ての市民に対する開かれた議会の実現など、ハード・ソフト面も含めた環境整備について、今後の検討課題となると思われる。

(5) 議会局の強化

監視中心型の議会から政策提言型の議会への転換に向けて、制度・法制等の政策立案および調査機能を強化するとともに、国等との人事交流を行い、組織の活性化を図ることについて、今後の検討課題とするものである。

(6) 議会図書室の充実

市立図書館との連携など、行政情報も含めた議会図書室の充実を図ることについて、今後の検討課題とするものである。

(7) 議会広報の充実

議会広報紙の紙面の充実や市議会ホ



議場に設置された大型映像装置（平成21年第4回定例会）

装置を三機設置し、平成二一年第四回定例会からその運用を始めた。これは、前述した「傍聴しやすい環境整備」の取り組みの一つとして、本会議や予・決算審査特別委員会を議場で直接傍聴される方が、議席と傍聴席のレイアウトの関係から、これまで見る事ができなかった議員の姿が映像装置を通して見ることが可能となった。これは、よりわかりやすい議会運営を具現化したものである。今後は、この映像装置をどのように活用していくか、例えば質問時における資料等を投影するなど、より傍聴者にわかりやすい議会運営に役立たせるための検討が必要であると考える。

装置を三機設置し、平成二一年第四回定例会からその運用を始めた。これは、前述した「傍聴しやすい環境整備」の取り組みの一つとして、本会議や予・決算審査特別委員会を議場で直接傍聴される方が、議席と傍聴席のレイアウトの関係から、これまで見る事ができなかった議員の姿が映像装置を通して見ることが可能となった。これは、よりわかりやすい議会運営を具現化したものである。今後は、この映像装置をどのように活用していくか、例えば質問時における資料等を投影するなど、より傍聴者にわかりやすい議会運営に役立たせるための検討が必要であると考える。

てさまざまな課題を掘り起こし、市民の視点に立った議会改革を今後推進していくことが、今、川崎市議会に求められていることであると考える。条例の制定にあたっては、プロジェクト会議の委員一人ひとりが、各会派の垣根を越えて自由闊達に議論し、各会派の合意のもと、これまでの川崎市議会の伝統と改めて議会、議員のあり方や議会としての基本理念を議会基本条例に規定し、一つの条例を作り上げたことが大変意義あるものであり、この条例の特徴でもありと考える。

これまでの議会運営の見直しを含めた今後の議会改革については、議会運営委員会を中心に具体的な検討が進められる予定だが、本条例を今後実効あるものとするためには、条例に規定しているとおり、議員自らが自己研鑽に努め、さらなる議会改革の推進に取り組む、条例の第一条で規定する目的「市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上および市民の発展に寄与する」ことが重要であると考える。

議員を補佐する議会局としては、この条例の趣旨に沿った議会運営に努めるとともに、政策形成および立案能力の向上を図るための研修等を行い、さらなる議会改革を推進できるよう、日々努めなければならないと考える。

ームページなどを活用し、よりわかりやすく速報性のある議会広報の充実を図ることについて、今後の検討課題とするものである。

5 今後の議会改革への取り組み

先般、議会基本条例の趣旨でもある「より一層市民に開かれた議会の実現」を实践するため、議場に大型映像

注1 二元代表制

市長と議員は、直接住民から選ばれる。二元代表制は、議員で構成される議会（議事機関）と市長（執行機関、行政機関）を並列的に配置し、相互に抑制・均衡（チェック・アンド・バランス）しながら、行政の運営に当たっていくことを狙いとする制度である。

注2 議決事件

議会の議決事件は、地方自治法第九十六条に、条例の設けまたは改廃すること、予算を定めること、決算を認めること、法律またはこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収または分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること、など計一五項目が定められている。また、第二項では、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く）につき議会の議決すべきものを定めることができる、と定められており、この規定に基づき、議会基本条例に議決事件として規定した。

注3

文書質問

文書質問とは、他議会では、議員は、会期中または閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。（伊賀市議会基本条例第八条第三号）などと規定されており、透明性の確保の視点や議会閉会中の対応として、議員からの要請、質問は文書で行いその場合の市長側からの回答を文書で行うものである。

職員が職員を育てる風土づくりに向けて

～研修リーダー制の取り組み

総務局職員研修所

山岡知恵

教育委員会学校教育課主査

中山礼子

環境局庶務課

高橋菜摘

市職員の新規採用職員研修（注1）において、各局室区の先輩職員が研修の指導者となる「研修リーダー制」を平成一九年度に導入してから、すでに三年度目に入り、七〇〇人以上の新規採用職員がその指導を受けている。本稿は、研修リーダー制導入同時に企画をした一担当の振り返りと今後への私見である。

1 はじめに

職員研修所で研修企画・運営に携わって思うことだが、本市の職員研修は、個々の研修内容について高い質を確保しようと毎年内容を検証し、企画変更を行っているものの必ずしも主催者にとって理想的なものになっているとは言いがたい。本稿のテーマである研修リーダー制は、新人育成における課題を、研修によって解決しようという試みの一つである。

職員の研修とは、組織が目指すもの

を達成する人材を育てる場である。研修コンサルタントに委託できない部分、つまり川崎市独自の研修とは、市政課題の解決や市職員としての姿勢を学ぶ研修となる。そしてその指導者は職員でなければならず、研修リーダー制もこれに該当する。

2 研修リーダー制とは

研修リーダー制は新規採用職員研修に導入されたもので、四月採用者であれば二〇〇人以上の新人を二〇人から二五人程度の組にし、各組に指導者（研修リーダー）として若手主査と中堅職員を一人ずつ配したものだ（表1）。最大二年間を任期としている。

指導内容は、表2をご確認いただきたい。今年度の指導日数は四月に半日、秋に実質二日間である。また、JST指導者（注2）などのようにマニュアルが確立されていないため、その準備の時間や打ち合せなどを含めると、研修

リーダーの負担は相当なものである。また、リーダー制の導入により、組の数が増え、同時進行するにしても、

表1 研修リーダー制修了者数

	新人研修名 (対象者)	修了者数	リーダー数
H19	第2回新規採用職員研修 (10月採用者)	26	4
H20	新規採用職員研修 (4月採用者)	233	20
	新規採用第1回フォロー研修 (4月採用者)	217	20
	第2回新規採用職員研修 (10月採用者)	65	6
H21	新規採用職員研修 (4月採用者)	349	32
	新規採用第1回フォロー研修 (4月採用者)	339	32
	第2回新規採用職員研修 (10月採用者)	61	4

表2 リーダーの仕事 (平成21年度)

採用時 (4月) 0.5日間	フォロー (9月～11月) 2日間
<p>①講義 「仕事の進め方」 ・テキスト等を使用した講義での指導</p> <p>②フリートーク 「先輩職員と語る」 ・全体の進行 ・採用時の疑問・悩みへの回答 ・新人へメッセージを語る</p>	<p>①フィールドワーク 「まち歩き」 ・オリエンテーションでの指導 ・まち歩きコースの事前設定 ・グループワーク・まち歩きのフォロー(見守り役) ・発表会での進行</p> <p>②フリートーク 「先輩職員と語る」 ・全体の進行 ・採用から半年経っての疑問・悩みへの回答</p>

※なお、10月採用者対象の第2回新規採用職員研修では「まち歩き」も採用時に行う。

日程をずらすにしても、研修所スタッフの手間が大幅にかかる研修になった。それにもかかわらず、継続している理由は、リーダー制が生まれた経緯と、その成果の中にある。

3 研修リーダー制導入の経緯

研修リーダー制は平成一九年度の一〇月採用者を対象とした研修から試行的にスタートした。

職員研修所内の研修企画ミーティングで意見を出し合う中で、四月採用者の研修で感じた、「新人研修ってこん

なにあつさり終わるのか」という違和感を率直に伝えた。自身が新人だったころ、主体的に研修を受講するという意識は低かったが、グループワークで意見交換をし、少人数でまちを一日歩いた記憶が何より残っていた。当時はその重要性を意識していなかったが、市外出身者としては、実際にまちを歩くことは自身が働く川崎というフィールドを確認し、現場で気づくことの大切さを知るいい機会だった。

そこで研修日数を増やし、「川崎市を知る」をテーマに研修全体の構成を考へることとした。その中で、政策や職務内容、地域的特性や歴史だけではなく、同期や先輩を知ることにも力を入れていくことに話が発展した。

この背景には、平成一九年度の社会状況もあった。当時は景気も良く、一般的に安定志向よりは仕事のやりがいに関心を置く傾向にあった。また、新卒者の早期離職率が高いことが社会問題となっていた。実際は本市の採用前の辞退者が多かったという事実がその危惧に拍車をかけていたように思われる。さらに若者のコミュニケーション能力のうち、仕事に必要な部分が低いという一般論も広がりつつあった^{注3)}。

そこで、コミュニケーションスキルの習熟を狙うだけでなく、人と人のつながりがモチベーションを持続させるひとつの要素と捉え、同期や先輩とのコミュニケーションの場として、まち歩き研修を活用することとした。

また、最初の配属先での先輩や上司との出会いが、三年後の仕事のスキル、ひいてはその後のキャリアへ大きく影響を与えることも重視した。実際、四月採用の新人へのヒアリングや自身の経験から、職場によって新人育成のあり方、先輩との接し方に大きく差があることを実感していたこともあり、たとえほんのわずかであっても、職場外の先輩とコミュニケーションを取れる機会が必要だという思いがあった。

参加する先輩職員について検討した結果、一つのグループにつき、係長級を研修リーダーとして一名、中堅職員をサブリーダーとして一名配することとした。これは新人の疑問や不安を解消する相手として、ある程度の経験と、年齢が近いことによる親しみやすさが必要とするという判断からである(表3)。

4 取り組みの成果と意義

(1) 企画担当として

何をもって成果というのか、大変難しいが、研修リーダー・サブリーダーとしての成果は次章での直接の声を参照されたい。裏方の立場としては、研修が終わったときの場の雰囲気や研修日誌から垣間見ることしかできない。その中で言えることは、こちらの狙いがある程度達成されていること、つながりの場として研修が機能していること、さらに研修生から今後も続けて

表3 リーダーに求められる役割と研修生が得られるもの

リーダーに求められる役割	研修生が得られるもの
① 市全般の仕事や組織について教える先輩	① 配属先での職務内容に限定されがちなOJTの補完
② 不安や疑問を解消するメンターの役割	② 所属の先輩に聞きづらい疑問や不安の解消
③ 多様な市職員のロールモデルの一人	③ 仕事に取り組む姿勢やキャリアについての考えを複数の先輩から取得

ほしいという要望があったことだ。

また、研修後も研修生と研修リーダーのつながりがあることを知って、新人が人的資産を築く場を提供できたというやく実感する。これは研修所で行う研修の、表に出ないが重要な存在意義ではないだろうか。

(2) 研修リーダー・サブリーダーからこの章では平成二〇年度および二一年度の二年間担当された、研修リーダーとサブリーダーの方から成果と課題について述べていただく。

気になる研修生とその後

「研修リーダーになりませんか？」研修所からの依頼を、軽い気持ちで引き受けたのが始まりだった。

研修当日までに、サブリーダーとの打合せや、研修所のマニュアルがない段取りを考え、研修生のモチベーションを上げる仕掛けを考えるところからは、正直、精神的な負担が大きかった。研修所も人材確保に懸命だったが、指名された側としては、なにしろスキルがないのである。学校の先生に指導案をお願いしようと思ったほどだ。また、「まち歩き」では、研修目的の共有と研修生への動機付けが難しかった。コーチングとティーチングのバランスが肝要だが、自分の指導の結果がフィードバックされないのも、どのような評価をすべきか自分自身も判断しにくい。

これらは今後研修リーダー制を継続する中で解決されていく課題だろうが、研修リーダーならではの収穫も多く、研修所には感謝している。

個性豊かな研修生に悩みつつもコミュニケーションがとれるように工夫することは、多様な職員と接するための良い経験になった。サブリーダーの見

せ場を考えるのは楽しかったし、通常業務では関わらない職種・職場の研修生と話せたことで、自らの業務を振り返ることもできた。さらに、研修リーダーの存在が研修生の今後の業務の布石になったり、公務員人生の一モデルとなったりしてくれば、この研修は成功だといえるだろう。

「研修生のその後が気になる。知っている先輩が増えた。」それが、職員が職員を育てる大きな意義ではないか。研修生がこの研修を活かし、川崎市を支える大きな力として活躍してくれることを願っている。

（教育委員会事務局多摩区・教育担当「多摩区役所こども支援室併任」主査 中山 礼子）

仕事に対する姿勢を振り返るきっかけにも

二年間サブリーダーを務めたが、実際の業務では別の研修担当を務めている。研修の企画・実施を何度か行っていたが、「まち歩き」のように実際にテーマを決めてそのテーマに沿った場所を研修生と一緒に歩き、壁新聞を作成するといった内容は初めて経験した。

一年目は戸惑いの連続で、新人職員の研修というより私自身の研修と言っても過言ではないほどお粗末な内容になっていたかもしれない。ファシリテーター役など行ったことがなく、ましてやコーチングのスキルもないため研修所から話をいただいた段階から不安

を感じていた。とはいえ、事前準備の大変さや当日の緊張感などよりも研修生とコミュニケーションをとり、楽しく過ごした時間の方が、今となっては印象に残っている。新人職員にとつて、研修リーダー・サブリーダーの話や「まち歩き」が今後の役所人生に少しでも参考になっていれば良いのだが。二年目は、一年目の反省点を生かし、事前準備や当日の進行も円滑に行えたと思う。職員研修所もプログラム構成などに改良を施し、一年間を通して研修生をフォローする体制が整備されてきたなと感じている。二年間を通して感じたことは、自分自身の仕事に対する姿勢や今まで行ってきた業務を振り返るきっかけとなり、貴重な機会を与えていただいたということ、この役割を多くの職員に経験してほしいということである。

今後、この制度を継続させていくうえで、多くの職員に経験してもらいために、公募制などを取り入れ、やる気のある職員が手を上げられる仕組みをつくること、また、日常業務がある中で研修の事前準備などを行うため、職場の理解が必要だと感じた。二年間継続してきたうえで、課題を検証し、制度が継続することにより、職員が職員を育てる意義や重要性が人材育成の取り組みを行ううえで、より重要度を増していくことである。

（環境局庶務課 高橋菜摘）

5 課題

研修リーダーからの課題とも重複するが、三年間の取り組みから言える課題として大きく三つ挙げられる。

一つ目は制度としての研修リーダーの位置づけである。認知度の低さから本来業務以外に時間を割くことに職場の理解が得られにくい中で、指導を依頼されてから秋の研修終了までモチベーションを維持するのは難しい。

本来業務以外に研修の指導をする場合、JST指導者等は人事評価制度の「業務に関連する資格・免許」としての位置づけにより、評価が得られる仕組みになっている。しかし、研修リーダーは資格ではないため、現在のマニュアル上では指導が評価につながらないことになっている。今後、人材育成への貢献についても評価項目となるよう期待したい。

二つ目は実際の運営は、研修リーダーのそれぞれの経験や資質、力量に依っているということ。職員研修所はプログラムの狙いを示し、タイムスケジュールとテキストを渡すが、指導のポイントや何を話すか、「まち歩き」であれば場所の設定からリーダーの裁量による。

もともと研修講師に不慣れな場合には、一から設定することに不安を感じることがもちろんだが、新人をどこまで指導すればいいのか、指導者としての達成目標が判然としないことで戸惑うケースが多い。これらの課題は詳細

で丁寧なマニュアル作成と経験者との意見交換をする場を設定することで、いく分か解消されるだろう。

三つ目は研修リーダーの確保である。そもそも研修の指導内容は指導者個人の資質が大きく影響するため、その人選には配慮が必要だ。仕事ができる人であれば適任かというところというわけではないのがまた難しい。

また、そういった人材情報は各局が持っているものの、この制度の開始当初は一律に各局に依頼することも難しい状況だった。

6 今後の展開への期待

研修リーダー制が浸透すれば、趣旨を理解した上で、最適な人材が各局から推薦されることになるだろう。ただ、この制度は職員研修所の新人研修以外にも広がる可能性をもっているのではないだろうか。

導入を検討した当時は、メンター制度（注4）についても話し合われたが、時期尚早との判断で、研修に先輩を参加させることに留めた。

しかし、別の研修担当やその他の研修指導者など人材育成に携わる方々と話すにつけ、人材育成への取り組みについて同じような姿勢や思いであることに気付くことがしばしばあった。これはうまくコーディネートできれば、全庁的な人材育成と局の人材育成が適度にリンクし、相互作用を及ぼすこと

ができるのではないか、という期待を抱かせるものだった。

研修リーダーを経験した方々から、自分の研修になったという意見を数多くいただいた。実際コーチングなどの実践の場ともなり、人を育てる視点をもち、その方法について考える場になるのだ。経験者は講師として局内の財産になるだけでなく、人材育成のキーパーソンになりうる可能性がある。もちろん人材育成への貢献が評価されるシステムが不可欠だが、局として人を育てる視点で内部講師を推薦できれ

ば、この制度はもつと生きたものになるだろう。

職員研修所は平成二二年四月から人材育成センターとして新たにスタートする予定である。研修所研修はきつかけの場に過ぎず、人が育つ場として何よりも重要なのは各々の職場である。局内での研修講師などという大げさなものではなくとも、チームで仕事をする中に、人を育てる視点を持っている人が増えるだけでも意味がある。そうなることで、職務の遂行、組織目標の達成を通じて、実は人を育てることに

携わっているという意識を持てる組織風土につながるのではないだろうか。

注1 平成二二(二〇〇九)年度は、四月採用者三九人を対象に、入庁後の四月六日から四月十四日まで連続して六日間行われた。講義を中心としながらも、組別研修ではマナー研修や救命講習などを実施し、演習やグループワークを取り入れている。一〇月採用者についても一〇月に同様のプログラムを実施している。

注2 JST指導者とは人事院が開発した、マネジメント研修の指導者としての研修を修了し、人事院事務総長から認定された指導者のこと。本市では係長研修で指導にあたる。他に他研究機関の認定を受けた指導者として、JKEET

内閣府派遣研修

国の経済財政政策に触れて

総務局東京事務所主査(内閣府派遣)

小山貴志

1 はじめに

私は、二〇〇八(平成二〇)年四月から二年間の予定で内閣府に派遣されている。

本稿では、派遣先での業務内容や、そこで感じたことなどについて述べたいと思う。

なお、二〇〇九(平成二二)年九月

の政権交代により、業務内容等も変化したが、派遣期間の大半が旧政権下であったこともあり、旧政権下での業務や、既に廃止された会議等についても触れることになる点、御容赦いただきたい。

2 派遣先の組織

派遣先は、内閣府の「政策統括官(経済社会システム)付 参事官(財政運営基本担当)付」という組織である。

内閣府は、二〇〇一(平成一三)年の中央省庁等改革において、内閣機能の強化のため、内閣総理大臣を長とす

指導者、接遇指導者があり、ともに指導をすることで、人事評価制度の加圧対象となる。

注3 平成一八年の経済産業省「社会人基礎力に関する研究会」の中間取りまとめにおいて、一般的な傾向として指摘されている。

注4 仕事における上司とは別に、新入社員に指導・相談役となる先輩をつけ、サポートする制度。アメリカの企業で導入され始めたものであり、メンターとは支援者という意味。年齢の近い先輩が新入社員の仕事の悩みや不安を解消すること、新入社員の成長を支えるだけでなく、会社に馴染んでいく効果があるとされている。日本において、多くは民間企業に導入されており、メンターがつく期間や、メンターの人選が指名制か公募制など手法も異なる。

る機関として内閣に設置された。他の省庁と異なる独自性は、各省より一段高い立場から、「企画立案・総合調整」を行う機能を有するという点にある。

また、経済社会システムは、内閣府において経済財政政策を担当する部署のうちの一つであり、その中でも、財政運営基本担当は、「財政運営の基本の企画及び立案のために必要となる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務」を行う。

なお、政策統括官および参事官は、中央省庁等改革に伴い設けられた職で、前者は局長級、後者は課長級の職である。

3 具体的な業務内容

財政運営基本担当の具体的な担当分

野は、地方分権改革（地域主権戦略）、公務員人件費改革、地方財政、IT改革、税制改革、独立行政法人改革、特別会計改革、などであるが、私は、主から分野を担当している。

派遣当初は、これらの分野について、経済財政諮問会議の事務方として、会議への提出資料の原案作成および調整、同会議の取りまとめ資料の原案作成および調整、を行うことが主な業務であった。

また、担当分野に関連する会議（地方分権改革推進本部、給与関係閣僚会議、国と地方の定期意見交換会など）に経済財政政策担当大臣が出席する場合、大臣への説明資料、会議での大臣発言の原案、想定問答等の作成も行った。

（１）経済財政諮問会議関連業務

経済財政諮問会議への提出資料や同会議で取りまとめる資料を作成する際は、関連施策を所管する部署および政党との調整が必要であった。

一例を挙げると、IT改革については、内閣官房（情報通信技術（IT）担当室）、総務省（情報通信国際戦略局、情報流通行政局、情報通信基盤局）、経済産業省（商務情報政策局）などに関連施策を推進する部署が存在し、これらの部署との調整が必要となる。

調整を円滑に進めるためには、それぞれの部署が推進する施策の内容を正確に把握しておかなければならず、

日々の情報収集と分析作業の積み重ねが大切であった。

また、取りまとめ資料、特に「経済財政改革の基本方針（骨太の方針）」については、その記述内容が翌年度予算に影響するため、政党との調整の過程では、毎年、数多くの要望が出された。そのため、原案作成の段階で、ある程度その要望を予測し、読み込むことのできる「幅のある表現」を用いるなどの工夫が必要であった。

（２）その他の主な業務

国会対応
国会の会期中は、翌日の本会議や委員会等での質問への対応業務がある。川崎市では、質問の約一週間前に通告されるが、国においては質問の前日（しかも深夜）に通告されることが多い。

質問が「当たった」場合は、参考資料を含め、答弁を作成する。その際、過去の国会答弁だけではなく、最近の発言との整合性も取る必要があるため、普段から大臣の記者会見等での発言を注視し、整理しておかなければならない。

上司からの依頼への対応

幹部からは、大臣等からの指示に基づき、突発的な作業の依頼が多く出される。これらの依頼は、時間的な猶予がないことが多く、迅速に対応するため、普段から担当分野に限らず幅広く情報収集をしておくことが必要となる。

また、国の幹部は、講演や雑誌等へ

の寄稿の機会も多く、講演資料や掲載資料の作成等を依頼されることも多い。

4 政権交代の影響

二〇〇九（平成二一）年九月の民主党政権発足により、国の政策形成プロセスが大きく変化したのは新聞等で報道されているとおりである。ここでは、派遣先の職場レベルでの影響の主なものについて記す。

（１）国家戦略室の設置

「税財政の骨格、経済運営の基本方針その他内閣の重要政策に関する基本的な方針等」のうち内閣総理大臣から特に命ぜられたものに関する企画及び立案並びに総合調整を行う国家戦略室が内閣官房に設置されたことに伴い、経済財政諮問会議は休眠状態となった。そのため、旧政権下で行っていた同会議関連の業務はなくなった。しかし、国家戦略室のスタッフの陣容が十分でないなどの事情から、同室が各種政策を取りまとめる際は、派遣先の組織が

の寄稿の機会も多く、講演資料や掲載資料の作成等を依頼されることも多い。

（２）政治主導

政治主導のスローガンの下、各府省での政策の立案・調整は、政務三役（大臣・副大臣・政務官）中心に行われることとなった。そのため、新たな政策の内容は、組織系統を通じてではなく、記者会見等を通じて把握することが多くなり、以前にも増して、記者会見や各種会議等での政務三役の発言を注視する必要が生じている。

（３）その他

新政権の発足、新組織の設置に伴う人事異動の影響は、派遣先の組織にも及んだ。

経済危機克服のための「有識者会合（地方自治体・地域経済）有識者による提言の主旨

有識者氏名	役職	提言の主旨
岩田 一郎氏	島根県奥出雲町長	荒廃森林の再生と未利用資源の活用で山村町村に新たな活力を
笠松 和市氏	徳島県上勝町長	ゼロ・ウェイスト（無駄浪費を無くする）政策で持続可能な世界を
清原 慶子氏	東京都三鷹市長	地域の「安全・安心基盤」の確立による国民生活の真の向上を
佐藤 俊彰氏	ホクレン農業協同組合連合会代表理事会長	北海道経済・産業の活性化に向けて
高木 繁雄氏	株式会社北陸銀行頭取	「租」（金銭的貢献）「庸」（人的貢献）「調」（物的貢献）三位一体での景気対策
橋下 徹氏	大阪府知事	新エネルギー戦略及び都市インフラ整備
東国原 英夫氏	宮崎県知事	地方のポテンシャルの発揮による日本経済再生～キーワードは「農業」、「環境」、「地方分権」～
古田 肇氏	岐阜県知事	地域における経済危機の実情と課題
本田 敏秋氏	岩手県遠野市長	都市と地方の格差をネットワークで補完

財政運営基本担当の職員七名のうち三名が他の部署との併任（実質併任先の業務に専念）となったため、その業務を残る職員で分担することとなった。これにより、新たに設置された税制調査会での議論の経緯、決定事項等を府内関係者に説明するという業務も担当することとなったが、国税・地方税の制度、問題点等について改めて学ぶ良い機会となった。

5 印象に残った業務

派遣期間中、累次の経済対策が策定されたが、「経済危機対策」（二〇〇九（平成二一）年四月一〇日）の策定に当たっては、「国民一体となって「危機」に立ち向かう」ため、当時の麻生総理の指示により、各分野を代表する有識者から意見を聴取するための会議（経済危機克服のための「有識者会合」）が開催された。

同会合に関しては、「地方自治体・地域経済」分野の運営を担当することとなり、有識者の選定・出席依頼から、有識者との提出資料の調整まで、様々な業務に従事した。

準備の過程で、何名かの首長の方と直接話をし、過疎や高齢化、荒廃森林など、地方の自治体の実情を直接うかがうことができた。都市部の自治体職員は、これらの問題への意識が希薄となりがちであるが、財政面をはじめ、種々の制約がありながら、創意工夫に

よって問題解決に取り組みうとする姿勢に感銘を受けるとともに、行政に携わる者として視野が広がる貴重な経験となった。

6 派遣の成果

（1）各種の経済財政政策の取りまとめの際、各府省・政党との調整を経験し、利害が対立する者同士の意見調整の難しさ、その影響の大きさを実感した。そして、円滑な調整のためには、日々の情報収集と分析作業、文章表現の工夫が重要であることを認識でき、また、実務を通じての実践の機会が得られた。

（2）派遣先の組織では、政策形成がトップダウンの手法でなされる。そのため、職員には、新たな発想を生み出す能力よりも、トップの意図に沿った結果を迅速に導く能力が強く求められていると感じた。これに因應するため、常にトップの考えを把握しようとする意識が身に付いたのは収穫であった。

（3）国の職員の知識の豊富さ、守備範囲の広さ、事務処理能力の高さを強く感じた。これらは、持って生まれた資質というよりも、「国の行政を担う」という強い使命感に基づき、自己啓発努力によるものであるように思った。そのような職員と共に業務に従事し、多くの刺激を受け、人脈を築くことが

できたのは、今後の大きな財産になると感じている。

7 おわりに

二年間、無事に派遣期間を過ごすことができたのは、派遣先の関係者はもちろん、市での所属である東京事務所や人事課の職員の方々、同じ時期に他省庁に派遣されていた職員など、多くの方の支えがあったからだと実感している。

派遣中にお世話になったすべての方への感謝を述べ、本稿の結びとしたい。

研修の窓③

川崎市のイメージ戦略をたどる

平成二二年度政策形成研修

環境局宮前生活環境事業所

江上弘史

1 はじめに

平成二二年度の政策形成研修のテーマは、「川崎市のイメージ戦略をたどる」である。この戦略を論じるうえで、

三つの転換期に注目した。

一点目は、一九八〇年代、「地方の時代」や「ふるさと創生事業」によるイメージアップ行政（CIE（注1）（シティ・アイデンティティ）戦略）の展

開である。これは、現在の都市イメージ戦略の前身となるものである。

二点目は、一九八九（平成元）年、大都市比較調査等を契機とした市のイメージ悪化である。その払拭のため、

「川崎イメージアップ作戦」が展開された。作戦前半は市役所のイメージアップ、後半は市民共同（協働）（注²）による地域のイメージアップという側面があった。

三項目は、二〇〇一（平成一三）年の阿部市長誕生である。二〇〇三（平成一五）年に翌年の市制八〇周年を見据え、「音楽のまち・かわさき」という看板を中心に、現在に至るシテイセールス担当が設置された。

以上を踏まえ、川崎市におけるイメージ戦略の政策過程を検証する。

2 都市イメージ戦略の展開

一九八〇年代～一九九〇年代初めにかけて、自治体行政組織の活性化（自治体CI）と、個性ある地域の創出や対外イメージの向上（地域CI）という二つの側面から、多くの自治体がCIを導入した。「地方の時代」が叫ばれ、一九八九（平成元）年の市制・町村制施行百周年に伴う「ふるさと創生」事業では、市町村に一億円が交付された。その交付金を基に中央主導型の地域政策からの脱却に向けて、多様な事業が展開された。

二〇〇〇年代に入り、日本は右肩上がりの時代が終わり、不安定な経済情勢のもと、人口減少社会を迎えた。現在は、住民や企業が自治体を選ぶ時代すなわち「都市間競争の時代」である。各自治体は選ばれる対象にな

るために、独自の政策展開で、自らの都市イメージを向上させようとしている。

3 川崎イメージアップ作戦の開始 ～CI手法による市役所のイメージアップ～

作戦開始のきっかけの一つは、一九八九（平成元）年に実施された大都市

比較調査（注³）で、川崎のイメージが良くなかったことである。また、その前年に起きたいわゆるリクルート事件の影響で、市役所を含む川崎市のイメージが決定的に悪化したことも契機となった。

このような経緯から、「地域のイメージアップ」と「市役所のイメージアップ」の二本柱を目標に設定したプロジェクトチームが結成され、「川崎イメージアップ作戦（以下「作戦」という。）」がスタートした。

普及啓発事業としてCI広報誌『じゃん!』の発行、市役所組織と職員の活性化をめざした「いきいき市役所」策定（一九九一（平成三）年）、「川崎イメージアップ作戦第一次五ヶ年計画プロジェクト検討結果報告書」（一九九五（平成七）年）など、様々な計画が打ち出された（表1）。

市役所のイメージアップの成果については、具体的な分析・報告がなく定かではない。また、当時の総合計画「川崎新時代二〇一〇プラン」にはイメージアップの項目が無く、市の事業として明確な位置づけがなされたものではなかった。

4 川崎イメージアップ作戦の終焉 ～市民共同による地域イメージアップ～

当時の市の総合計画に「市民・企業市民・行政が共同で魅力と活力ある地域社会の実現」という項目が盛り込まれ、一九九四（平成六）年、市制七〇周年を機にその象徴としてシンボルマーク（図1）が制定された。制定過程で全国公募を行い、審査委員会で三つの候補作品に絞ったうえ、市民との共同という趣旨を踏まえ、市民アンケートにより決定した。また、区政推進事業（注⁴）の一つとして各区のシンボルマーク（図2）が策定された。

表1 川崎イメージアップ作戦の経過

年度	組織	計画・調査	事業	各局事業
1989 (平成元)	第1次プロジェクト チーム(PT) (準備PT)	準備プロジェクト 報告書		
1990 (平成2)	第2次PT イメージアップ作戦 推進本部	「川崎イメージアップ 作戦」推進計画	CI広報誌 『!じゃん!』創刊	・きうい (役所言葉見直し)
1991 (平成3)	第3次PT	市役所コンセプト 「いきいき市役所」 策定	推進マークの策定	区政推進事業
1994 (平成6)	第6次PT	5か年計画の総括	シンボルマーク策定	70周年記念事業
1995 (平成7)	第7次PT	第一次5か年報告書	職員報統合	

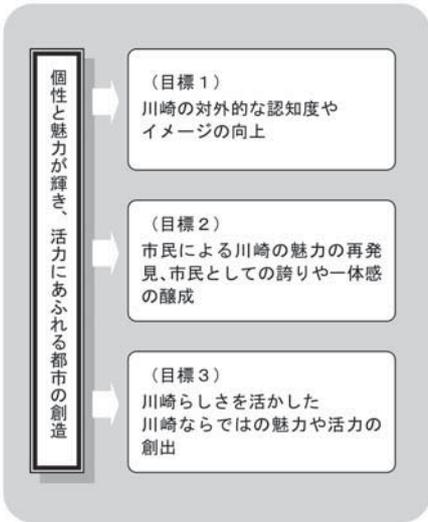


図1 市のシンボルマーク



図2 各区のシンボルマーク

図3 シティセールスの3つの目標



一方、九〇年代に入り都市基盤整備が停滞していたことも関係し、地域の魅力創出のため、地域とのパートナーシップによるイメージアップが始まった。具体的なパートナーシップ型事業として、「都市計画マスタープラン」等各種プランの策定、「市民活動支援センター」の整備などがあつた。一九九五（平成七）年、プロジェクトチーム方式の限界や予算の大幅削減等がきっかけとなり、作戦は終了したが、作戦や区政推進事業等で培われた「市民共同」の考え方や事業手法が、その後のまちづくりに生かされることになつた。

5 川崎市のシティセールス戦略

作戦終了後、イメージアップの観点での全体的な動きは、ほとんど無かつたが、川崎の負のイメージは払拭されたとはいえない状況であつた。

そのような折、二〇〇一（平成一三）年、阿部市長が誕生、二〇〇三（平成一五）年には、総合企画局にシティセールス担当が設置された。また、二〇〇四（平成一六）年の市制八〇周年を見据え、子どものためのオーケストラ鑑賞会や市民公募による音楽のまちコンサート等、市民協働による「音楽のまちづくり」事業が推進された。

同年、横浜市鶴見区、港北区、東京都大田区、町田市、世田谷区の居住者に川崎市に対するイメージ調査（注⁵）を行つたところ、評価においては「悪い」が「良い」を上回る結果となる。また、川崎市の色は、「灰色」という意見が最多数であつた。

危機感を抱いた市はシティセールス推進懇話会を設置し、二〇〇五（平成一七）年、「川崎市シティセールス戦略プラン」を策定した。プランの最大目標として、「個性と魅力が輝き、活力にあふれる都市の創造」が掲げられ、川崎基本構想（二〇〇四

（平成一六）年）の中の「個性と魅力が輝くまちづくり」の推進の具体的な取り組みとして策定したものであつた。プランには、川崎市の対外的な認知度やイメージの向上、「市民による川崎の魅力の再発見、市民としての誇りや一体感の醸成」や「川崎らしさを活かした魅力や活力の

創出」といった三つの目標、「産業、研究開発」「芸術、文化」「スポーツ」「自然」の四つの重点戦略が掲げられた。また、シティセールスの推進は川崎市総合計画（川崎再生フロンティアプラン）の重点戦略プランに位置付けられ、全庁的な取り組みとなつた。

二〇〇五（平成一七）年、シティセールス担当業務が市民局市政広報部に移管され、二〇〇六（平成一八）年、市民局シティセールス・広報室に組織改編された。

一度植えつけられたイメージは、簡単には払拭できないといわれている。しかし、とりわけ近年の取り組みによって川崎のイメージは徐々に変化しつつある。市民が川崎に愛着を持ち、「川崎出身です」といえるまちづくりこそ、シティセールスの最大の目標といえるのではないが。

6 おわりに

八〇年代以後、自治体において都市イメージ戦略は、数々試みられてきた。その代表的なものが、CI戦略であつた。しかしながら、一過性に終わつたものも多い。その後、二一世紀に突入し、人口減少を背景とした都市間競争が始まり、本格的な都市イメージ戦略が展開されている。

公害のイメージを引きずる川崎市において、川崎イメージアップ作戦が展開された。しかし、作戦前半は市

役所改革に留まり、作戦後半には市民共同によりシンボルマークが制定されたものの地域イメージアップの貢献には不十分であつた。

阿部市長が誕生し、市民との協働という考え方が「音楽のまち」でも生かされた。その後、シティセールス戦略プランが策定され、川崎の魅力が多方面に発信されている。

川崎市のイメージ戦略の柱は、「公害」イメージの払拭にあつた。しかし、その公害を克服した環境技術が、国際貢献につながっている。また、負の象徴であつた工場が、観光資源（産業観光）にもなっている。今後、都市イメージ戦略の展開において、デメリットに思われていたものを探し、メリットに発想を転換することが鍵となるのであろう。

注¹ CIとは、コーポレート・アイデンティティの略であり、企業や組織が自らを何であるかを認識することである。企業は、社員組織に対する一体感・帰属意識を形成するために、コーポレート・マーク等を策定した。この手法を、自治体でも導入した。

注² 現在では、市民協働という言葉の方が一般的であるが、川崎イメージアップ作戦当時は「市民共同」という使われ方が一般的であつた。一九九三（平成五年）三月策定の市の総合計画「川崎新時代」（二〇〇〇プラン）にも基本計画の中に「市民共同のまちづくり」という記載がある。ただし、「協働」という言葉も使われている箇所もある。使い分けについては、「市民と行政の共同作業」「市民と行政の協働」と信念の理念に裏付けられた」というように、単に「一緒に」という場合には、「共同」「一緒に力をあわせて働く」という意味まで含めたものを「協働」としていたようだ。

また、二〇〇五(平成一七)年施行の「川崎市自治基本条例」では、「協働」を「市民及び市が共通の目的を実現するために、それぞれ役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力すること」と定義している。

注3 一九八九(平成元)年の大都市企画主管者会議で「都市イメージ」(政令指定都市)の名から連想するものとシンボル)についての調査。

注4 一九九〇(平成二年)四月、各区に独自の施策を

行うことを目的として、三〇〇〇万円ずつ予算配分された区政推進事業費による事業のことである。各区独自で使える予算としては初めてのことであった。そこで、企画財政局企画室から各区へまちづくりやものづくり調査等の例を示し、そのうちのひとつが区のシンボルマークの制定であった。

注5 このシティセールス推進調査の内容は、川崎市への来訪経験や川崎市の都市イメージについてである。川崎市近隣の居住者を対象に、基礎的

な項目調査(色、居住意向や就職意向等)と資産や資源(チネチッタ、川崎マリエン、西口文化施設等)に対する認知度調査等を行うことにより、川崎市近隣住民の川崎市に対する都市イメージの現状を把握し、原因を分析し、さらに、川崎の官・民を問わない地域資源の新たな掘り起こしを行い、今後シティセールス施策を推進していくための中長期的な戦略プラン策定を見据え、シティセールス事業に活用する基礎資料とすることを目的とした。

研修の窓④

中・長期的展望に立った川崎市の政策を探る

宮前区役所保健福祉サービス課

江津裕美

平成二二年度政策課題研究

はじめに

川崎市の人口は現在一四〇万人を超え、東京都と横浜市に隣接する好立地から、ここ数年大規模な居住系開発により、若い世代の転入転出が急増している。そのため、希望しても保育園に入所できない待機児童問題が発生している。一方、開発から年月が経ち、新たな開発の見込みがない地域では、高齢化が進展し学校の統廃合が行われている。

二〇〇七(平成一九)年の将来人口

推計調査によると、人口増加は二〇二五(平成三七)年まで続くが、その後は減少すると推計されている。現在必要とされている子育てに関するインフラ整備だけでなく、中・長期的な視点から、高齢社会に対応するまちづくりを検証することが求められている。

このような状況の中で、平成二二年度政策課題研究では、「中・長期的展望に立った川崎市の政策を探る」をテーマとし、川崎市の庁内のヒアリングや国内外の事例検討を行い、市政への提言に向けて研究を進めた。

1 川崎市の現状

(1) 人口動向

全国では高齢化が進展し、人口が減少しているが、川崎市は人口が増加しており、現在一四〇万人を超えている。この人口増加は二〇二五(平成三七)年まで増加すると推計されている。

年齢に着目すると、他の政令市と比べて「六五歳以上」の人口の割合は低く、「一五歳～六五歳未満」の人口の割合が高く、恵まれた都市といえる。しかし、「六五歳以上」の人口の割合

は増加してきており、今後高齢化は進んでいくものと予想される。

川崎市は、南北に細長く地理的条件が多様であり、地域ごとに人口特性が異なる。

平均年齢は、川崎区と幸区が高く、高津区と多摩区が低い。「一五歳未満」の人口割合が高いのは宮前区で、学齢児の転入が多く定住傾向がある。「一五歳～六五歳未満」の人口割合が高いのは、東京方面の鉄道駅周辺であり、働く世代は通勤の利便性が良い地域に居住する傾向がある。「六五歳以上」の人口が多い地域は、高齢者施設や高齢者住宅があり、住み替えがされにくい市街地調整区域などがある。

人口が急増している地域の例として、中原区中丸子地区、宮前区犬蔵二丁目、麻生区万福寺地区、麻生区黒川地区の動向を調査した。これらの地域は、大規模なマンション建設や宅地造成が行われており、小学校の教室数が不足することが危惧されている。現在、幸区新川崎地区などの地域も開発が進められており、今後人口が急増すると予測される。

一方、小中学校が統廃合し高齢化が進んでいると考えられる地域の例として、河原町地域と白山一丁目～五丁目地域の動向を調査した。高齢者が一度に転居してきたり、開発によって同時に同世代が一斉に住み、そのまま高齢者となった地域であると考えられる。

(2) 家族や地域の変化

全国的に核家族化の傾向が進んでいくといわれるが、平成一七年度国勢調査によれば、川崎市においても核家族や単身世帯が増加している。また、夫婦共働き世帯も増加している。特に、六五歳以上の高齢者が住む世帯は、老夫婦のみや高齢単身者が増加している。核家族化により、同居家族による子育て支援が得られない状況や家族による介護が困難な状況にあるといえる。

地域では、価値観の多様化などから、隣近所の付き合いが低下したり、町内会・自治会への加入率が低下したり、転入・転出が多いため、近隣の間関係が築きにくいなど、地域のつながりが希薄化している状況にある。

2 川崎市の将来の姿

二〇〇七（平成一九）年の川崎市将来人口推計によると、市全体の人口は二〇二五（平成三七）年まで増加しているが、現在の人口増加は社会増加によるもので、開発が一段落すると社会増加は徐々に減少し、川崎市も人口が減少していくと予想される。

年齢別では、すでに減少傾向にある「一〇～一五歳未満」、「一五～六五歳未満」の人口は減少し続けるが、「六五歳以上」の人口は二〇二五（平成三七）年以降も増加し、高齢化が進展すると考えられる。

地域ごとの傾向をみるため、現在人

口が急増している地域を開発の形態により分類し、それぞれの特徴的な地区を抽出して傾向を調査した。駅前再開発が進み連鎖的に開発が行われている地区、区画整理などの大規模事業による複合開発が行われている地区、大規模な共同住宅の建設が行われている地区に分類できるが、いずれの地域も子育てをする同世代の住民が一度に増加している。これらの地域は、二〇～三〇年前の白山地区と状況が重なるところが多く、開発によって最も増加した世代がそのまま居住した場合、その世代が高齢者となって、急速に高齢化が進むと考えられる。

現在の人口増加地域も、若い世代中心のまちから徐々に成熟化し、高齢化の兆しが見えてきて、その後高齢化が進むという地域のライフステージは同じサイクルを歩んでいる。

急速に高齢化が進むと、六五歳以上の高齢者が五〇%を超える「限界団地」のようになってしまう懸念がある。高度経済成長期に都市部に人口が集中し、その受け皿となるべく大量の団地が建設された。当時若い世代だった入居者は六五歳以上の高齢者となり、老朽化した団地に高齢者だけが取り残されてしまうことが問題になっている。限界団地では、街の活気は失われ、町内会・自治会の運営が困難になり、老朽化した集合住宅の建替え問題や、地域で支えあいができず、孤独死につながる可能性も考えられる。

現在高齢化が進む地域だけでなく、現在の人口急増地域も二〇～三〇年後には、高齢化が問題になると考えられる。

3 川崎市が抱える課題

人口が急増している地域は、子育て世代が増加する傾向があり、子育て支援が求められている。高齢化が進展する地域では高齢者への支援が求められる。そして、どちらの地域でも核家族化や地域のつながりが希薄化する中で、地域での問題解決や支え合いといった地域コミュニティの発展が期待される。

(1) 子育て支援

子育て支援は、施設面、制度面、ハード面などの環境整備が求められている。人口急増地域における、保育所の設置、小・中学校の建設などの施設面、また、仕事と育児の両立ができるような親の育児休暇制度や子ども手当などの制度面、ベビーカーにも対応するバリアフリーなどのハード面での支援が考えられる。また、子育てする親が身近に相談できるような体制づくりなども求められる。

川崎市は、かわさき子ども夢と未来



ソルナ市就学前教育施設外観



ソルナ市高齢者施設外観

プランを策定し、現在はその後期計画の策定に進めている。

これからは、地域の実情に応じた取り組みや、子どもが育つには長い期間を要するため、将来を見据えた柔軟な取り組みが必要になる。

(2) 高齢者の支援

高齢者といっても状況はさまざまであり、それぞれに求められることが異なる。

「介護が必要な高齢者」は、特別養護老人ホームの入所待ちや介護人材の不足、在宅での介護サービスの向上や介護者の支援などの課題がある。

「介護は必要としないが何かしらの手助けを必要とする高齢者」は、地域での見守りやちょっとした手助けなどの支え合いが求められている。

「健康な高齢者」は、地域での居場所づくりやいきがいつくり等いつまでも健康を保ちながらいきがいをもちて生

活する環境づくりが求められている。

川崎市は、「第四期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、事業を進めている。第三期までと比べると、介護予防、閉じこもり防止に向けた地域ぐるみのネットワーク支援、高齢者のいきがいつくりの推進が注目されている。

これから、ますます進展する高齢化に対して、サービスのより一層の充実と、地域で支えあえる仕組みづくり、そして、高齢者を支える生産年齢人口の減少への対応が重要となる。

(3) 地域コミュニティの発展

地域では、地縁型のつながりが低下している一方で、特定の目的や課題に対応したボランティアや市民活動、NPO法人などのテーマ型コミュニティ団体の活動が注目されている。

子育て支援、高齢者支援、防犯・防災などにおいて、地域の状況が多様化するなか、地域の問題の解決や身近で迅速な対応ができる点で、地域コミュニティ活動は期待される。

市内には、「野川西団地」、「すずの会」、「コスモスの家」、「ままとんきつず」等地域で活躍する町内会・自治会、ボランティア団体・NPO法人などの市民活動団体がある。

そのような団体に対し、川崎市では、所管ごとに補助金を支給するなど支援を行ってきたが、総合的な仕組みや制度による取り組みはできてい

なかった。

二〇〇八（平成二〇）年に「川崎市都市型コミュニティ検討委員会」を発足し、地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティが連携する都市型コミュニティ形成を目指し、地域コミュニティの仕組みづくりの課題や必要な取り組みを検討している。

これから、人材育成、情報、資金、活動拠点の支援など地域コミュニティの発展にむけて、市の取り組みが求められている。

4 海外事例の調査

多様化する課題に対し、さまざまな視点から検討を行うため、仕組みの異なる海外都市の視察を行った。福祉国家であるスウェーデンの首都ストックホルムに隣接し、ベッドタウンであるソルナ市を選定した。スウェーデンの福祉は、高い税金によってまかなわれるもので根本的な制度が異なるが、近年、「個人の選択」を自由にすることを強化しており、学ぶところは多い。職員は、老人ができるだけ在宅で過ごすこと、「常に子どもの立場に立つ」という目標を持ち、その意識の高さは、特に注目すべき点であると感じられた。

5 中・長期的展望に立った政策立案への視点

現在と将来の川崎市を取り巻く状況



ソルナ市社会福祉局で

ある。そのため、ハード対策からソフト対策へ移行させたり、他の自治体間と組織の枠を超えた連携が必要となる。

(2) 地域の特色を活かす

地域によって特性があり、地域の実態に応じて課題は様々である。全市民的なサービス水準を考慮しつつ、地域ごとに異なるサービスの提供や、地域の声を受け止め地域の課題を地域で対応できるような仕組み、地域の声から事業の創設を行うことが求められる。

(3) 組織力の強化

そして、以上二点を考慮する上で、市職員は常に目標を失わず、担当部署を超えた連携を当然のものとして、川崎市の組織力を強化することが必要となる。

おわりに

政策課題研究を通じて、川崎市のさまざまな所管の取り組みの調査や、まったく仕組みが異なる海外都市の視察といった、日常業務ではできない貴重な経験をすることができた。

この経験から、多様な角度から総合的で柔軟な視点をもつことの重要性をあらためて感じる事ができた。これから、市職員としてさまざまな場面に直面するときに、この経験を活かしていきたい。

(1) 将来を見据えた持続可能性

現在と将来では、人口や社会経済の動向が変化し、それに伴ってニーズも変化する。時代と地域特性に合わせて持続可能な対応を考えることが必要で

「面白がる」から実現した 全国初の実験事業

「生ごみのリサイクルと地産地消の取り組み

麻生区役所企画課

稲葉理一郎

1 麻生区が全国初!?

「他の都市では…聞いたことありませんね。」農林水産省の担当者は言った。無意識に頬が緩む。この取り組みが事実上、全国初であることがわかった瞬間だった。生ごみリサイクルと地産地消。この分野に全く明るくない自分が「たまたま」関わったこの事業には、これまでにない面白みがあった。二 九(平成二二)年六月にスタートするや瞬く間に大好評を得、各種メディアで取り上げられた麻生区独自の挑戦について、その全容をレポートしたい。

2 プロジェクトはこうして始まった

(1) 発信源は区民会議

この話は区民会議から端を発した。区民会議は市民が「地域の課題について調査・審議する」機関だ。麻生区では「環境」「地域交流」の二つを地域

課題に挙げ、私は「生ごみリサイクルと地産地消」について専門的に検討する「環境」部会の事務を担当することとなった。一筋縄ではいかないテーマだった。

(2)現状リサーチから生まれたアイデア
環境部会の話は、半分もついていけないほどの専門的な議論で、正直頭痛がした。ところが、生ごみ処理の現状について調査を行っている段階で、事態は思わぬ方向へと転がって行く。環境局の事業で、麻生区の四つの小学校などで発生した生ごみを東京農業大学に運搬し肥料を製造しているというのだ。こんなにも身近に事例があったとは。

これに区役所も乗れないだろうか。しかし、区役所で生ごみが発生する場所なんてあるのか…そうだ、四階にレストランがあるぞ。レストランで発生した生ごみも運搬元に加えてもらえばいいのだ。環境局とコンタクトを取る。すぐに快い返答があり、多摩生活

環境事業所との収集運搬の調整も済んだ。環境局の事業では製造した肥料を学校などに配布しているという。現役農家が住んでおり、直売所も多い麻生区ならば、その肥料を区内の農家に使ってもらえないだろうか。しかも、その農家が育てた野菜をレストランに仕入れてもらい、レストランで「地産地消ランチ」のメニューを作って区民に提供できたら…。アドレナリンが一気に体内を駆け巡った。

3 金はないが知恵はある。

「面白がる」から超えられた壁の数々
やりたいことのイメージはつかめなかったが、具体策のノウハウがない。予算もない。一体どうしたらいいのだろう。

(1) ひとまず農林水産省へ

ノウハウがない中で、まず向かったのは農林水産省。現地の職員食堂で展開されている地産地消ランチを实地見学(?)するためだった。担当課長補佐に全国の事例や省内の取り組みを聞き、ノウハウを仕入れる。そして、通常は省職員しか利用できない食堂で食事をし、現場の取り組みを舌で確認した。

(2) 続いて東京農大を訪問

次に訪問したのは、環境局が連携している東京農業大学(世田谷区)。パイプはなかったが、環境局から生ごみの肥料化を研究している教授を紹介してもらい訪問。教授からの講義、生ごみからオリジナル肥料「みどりくん」を

製造するリサイクル研究プラントの見学、さらに「みどりくん」を使った栽培を実践している近隣農家の見学・ヒアリングなどトントン拍子に進んだ。東京農大の快い協力もいただけたこととなり実現が現実味を帯びてくる。

(3) どうする!? 農家へのアプローチ

ここで立ちほだかったのは「協力農家」をどう確保するかという問題であった。市場で製品化されていない「みどりくん」を使い、生活のための貴重な資源を実験材料にしてくれる稀有な農家が区内にいるのか。不安がよぎる。しかし、このピンチで底力を発揮したのは他でもない、区民会議だった。環境部会委員のついでにJA会員の農家にコンタクトを取ることに成功。見事、協力してもらえることになったのだ。

(4) 粋なキーパーソン

課題はもう一つあった。ランチを提供するレストランである。麻生区役所内の「レストランあさお」も民間企業だ。公共施設内とはいえシビアに営利を求められる立場で、どれだけ骨を折ってももらえるのだろうか。不安を抱えレストランのマスターを訪れる。だが、返ってきた答えは実に意外なものだった。「こつこつというの、待ってたんだよ。」長年区役所内で営業している縁を生かして、いつかは地域へ貢献したいというマスターの哲学だった。そして毎月、提携農家から野菜を買い取り、「あさおスペシャルランチ」と自

毎月19日は食育の日
麻生区民会議が発案
生ゴミのリサイクルと地産地消の取組

Check!!
今月の麻生区産 ジャガイモ
コタツでジャガイモ!?

レモン等の酸味のある果物に多く含まれているイーサのあるビタミンCですが、実はジャガイモにも多く含まれています(ビタミンC含有率1)。また、一般的にビタミンCは熱に弱い性質なので加熱調理で損失してしまいがちですが、ジャガイモの中に含まれるビタミンCは、デンプンで守られていることから、加熱調理しても損失しにくいといわれています。塩分の手助け効果があると考えられているビタミンCは、これからの季節コタツでミカンも良いですが、温かいジャガイモ料理でビタミンCを取って、寒い夜を元気に乗り切りましょう。

本日のレシピ
麻生産ポテトコロッケ(ミート入り)

材料(1人分)		作り方	
ジャガイモ	70g	①ジャガイモは皮のまま茹で、熱いうちに皮をむきマッシャー等でつぶす。	
玉ねぎ	25g	②玉ねぎはみじん切りにして、バターで炒め、その中にひき肉を入れて、更に炒める。	
ひき肉	40g	③②に牛乳を入れ、混ぜ合わせたら①のジャガイモを入れ、更に混ぜ合わせる。塩・こしょうを入れ、味を調える。	
バター	15g	④③が冷めたら、卵黄に合わせて等分し、成形する。	
牛乳	30cc	⑤味のコロッケと付け合せのキャベツを皿に盛り、お好みでソースをかける。	
塩	少々		
こしょう	少々		
薄力粉	適量		
卵黄	1個		
キャベツ	30g		
たんぱくソース	適量		

Check!!
気になる栄養バランスは

本日のレシピ1人分	あさおランチ1食分
総量2つ 主菜1つ	主菜1つ 副菜2つ 主菜2つ
エネルギー・・・509kcal	エネルギー・・・805kcal
たんぱく質・・・13.0g	たんぱく質・・・21.2g
脂質・・・36.7g	脂質・・・39.3g
食塩相当量・・・1.9g	食塩相当量・・・4.8g

今月の一口メモ 地産地消フォーラム開催
麻生区では、11月29日(日)に区役所4階第1会議室において「生ゴミリサイクルと地産地消フォーラム」を開催しました。当日は、東京農大の教授による講演のほか、明治大学教授やJAセシラ川崎、世田谷区の地域の方などをお招きして地産地消について熱い議論を交わします。ぜひ、ご参加を！
詳しくは、麻生区役所企画課 044-965-5112

ら名付けた地産地消メニューを提供すると約束してくれたのだ。「これで実現するぞ!」私たちは確信した。
(5) 庁内タッグ結成
調査を進めるにつれ、区には食生活改善推進員(通称ヘルスメイト)があり、地域の食育を推進していることを知った。さっそく担当の地域保健福祉課と情報交換を行い、健康づくり推進会議にも同席。環境部会委員とヘルスメイトたちの懇談会も実現し、庁内・

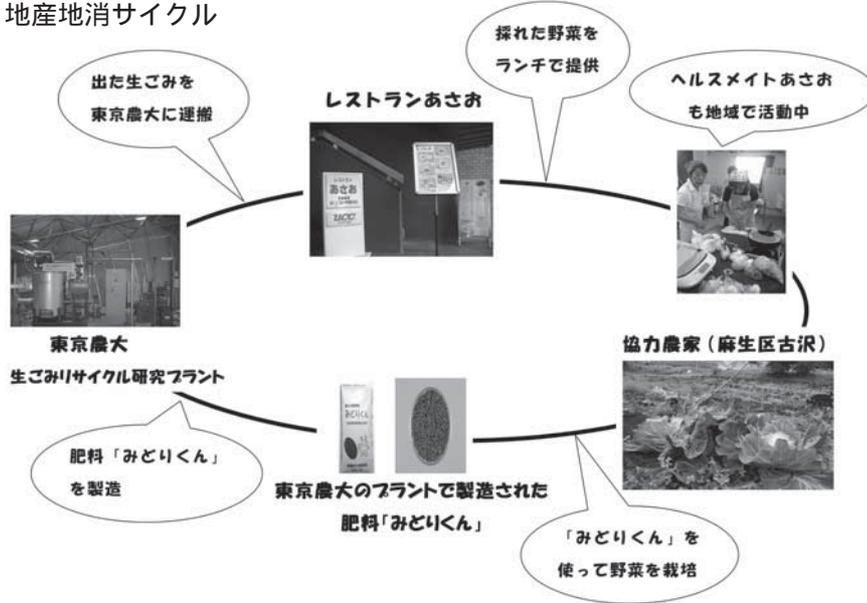
庁外における協力体制ができあがった。
また、PR方法についても検討。「少しでも多くの人に注目してもらえようようにカロリー表示や地産地消サイクルの説明を載せたトレイマットを作成しよう」、「興味を持った人が持ち帰れるようにA4サイズのレシピ集も配ろう」、「福利厚生施設なんだから職員用の告知のチラシも作ろう」...アイデアは尽きなかった。



ランチの下に敷かれるトレイマット

ホワイトボードがお出迎え

地産地消サイクル



(6) ついに完成! 「地産地消サイクル」レストランから出た生ごみを多摩生活環境事業所が東京農大へ運搬し、農大のリサイクル研究プラントで肥料「みどりくん」が製造され農家へ、提携農家は「みどりくん」で育てた四季折々の食材をレストランに出荷、レストランのマスターは食材にあわせメニューを考案、それを受け地域保健福祉課がヘルスメイトと協力しレシピ集の作成やカロリー計算を行い、企画課が

広報、そして月一回のランチ提供。見事なサイクルが完成した。直前には第一回目のメニューを決めるための試食会まで開かれ、ボルテージは最高潮に達した。
国が六月を「食育月間」、毎月一日を「食育の日」としていることから、第一回目の「あさおスペシャルランチ」は六月一日に決定。今後は毎月一日(休日の場合はその前日)にスペシャルランチを提供することとなったのであった。(平成二二年度の実施内容は未定)
舞台は整った。果たして客入りは...不安と緊張の夜が明けていった。

(1) 一二時二分に完売!
迎えた初日。一時の開店から妙に一般客が多い気がした。しかも、客席のトレイの上にはスペシャルランチばかりが載っている。このペースなら昼休みにも多くの職員が来てくれるに違いない。「よしっ!」不安と疲れは一気に吹き飛ん

だ。

しかし、すぐに新たな不安が襲ってくる。ペースが速すぎやしないか。職員の間まで残っているのだろうか…。ついに一二時の鐘が鳴る。見慣れた顔がレストランに続々と現れ、あっという間にできる長蛇の列。予感的中した。「スペシャルランチ完売です。」一二時二分だった。

(2) 反応はいかに

「「ううのはどんどんやってももらいたい」「頑張ってください」利用者からはマスターや職員に多くの温かい言葉がかけられた。メディアも飛びついた。全国紙、地元ケーブルテレビ、循環型社会を目指すNPO法人などからの取材も受けた。市民、地域、農家、企業、大学、区役所が連携した取り組みとしては、全国初。期待と反響は、予想をはるかに上回った。

5 挑戦は続く

地産地消サイクルは、分解してしまえば農家にしても大学にしてもレストランにしても通常業務の延長だ。しかし、この取り組みをきっかけとしてそれらが有機的に一つとなり、陽の目を見たことに意義があった。そしてその実現には、関係者に共通した「ある気持ち」が不可欠だった。それは、「面白がる」こと。「新聞記者を呼んで試食会をしましょうよ!」「地元農家の新鮮な野菜で料理を作ったらきつと区

民は喜んでくれるぞ」「トレイマットに野菜の一口情報を書いたらお客さんが見てくれるかも」…思えば「面白がる」ことの連続だった。それぞれの分野で地道な努力を続ける人々が面白がったとき、輝きは生まれた。

現場の目2

地域との協働による 施設整備の必要性

「幸」しあわせプロジェクト 川崎駅西口駅前広場ワークショップ

幸区役所建設センター管理課

久保寺勝行 / 工事課 徳永幸喜

1 はじめに

これまでの道路整備や駅前広場整備等については、車社会を反映したなかで機能性や効率性を優先してきた感は否めない。しかし、近年、公共施設の整備においても暖かさや優しさを備えた「心の豊かさ」への配慮が求められており、暖かさや優しさへの対応は重要な課題となっている。

例えば、歩いてほつとするような空間、心地良さとやすらぎを得られる空間づくりに異論はなく、市民ニーズもその方向にあるように感じられる。公共事業を推進する私たちは常に新しい

今後、私は多くの困難に直面するだろう。そんな時に思い出さなくてはいけないのは、やはりこの「面白がる」気持ちに違いない。

視点に立ち、人間の持つ本能的な優しさへの欲求を満たす施設整備を模索すべきだと考える。

このことから、私たちは川崎駅西口駅前広場を、市民からより愛され親しまれる空間を形成するため、市民協働によるワークショップを開催し、検討することとした。

2 川崎駅西口駅前広場
ワークショップ

現在、幸区では、区民の目線に立った満足度の高い行政サービスの提供と区役所新庁舎の建設を通して、区民が

幸区に居住することのしあわせ感を共有するため、「しあわせ」プロジェクトを展開している。このプロジェクトの一環として「川崎駅西口駅前広場ワークショップ」が企画された。

これは、地元協議会を組織し長年にわたって整備への話し合いを続けてきた東口駅前広場と比べ、地域との関係性がやや薄かったため、川崎駅西口駅前広場整備への理解を深めるとともに、幸区の玄関口として、区民に愛され、親しまれる駅前広場になってほしいとの願いを込めて企画されたものである。

「ワークショップ」とは、本来、仕事場や工房、あるいは研究会を意味するが、転じて、「地域住民が現場を体験・討議しながら、まちづくりの提案をまとめる」作業の総称として使われている。ワークショップで大切なことは「体験的に理解する」ことにある。ワークショップでの共通体験を経ることで協働意識がめばえ、課題解決に向けた確かな道も拓かれ、その結果、公共事業への理解も深まるものと期待される。

3 川崎駅西口駅前広場
ワークショップの記録

(1) 目的

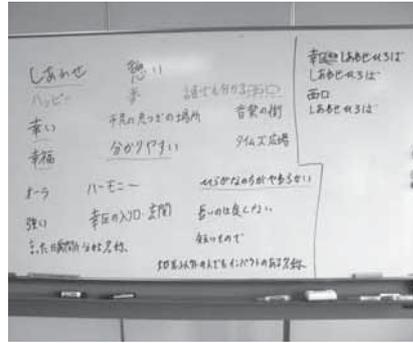
幸区の玄関口である川崎駅西口駅前広場を幸区民にとって身近で親しみの持てる空間とするために、広場の愛称

を定め、併せて愛称を表現するようなモニュメントのデザインを決めることを目的に、二〇〇九（平成二一）年七月に地元町内会、地元商店会から一二名の参加者によって、三回のワークショップを開催した。

（2）第一回ワークショップ

- ・駅前広場の愛称選定

西口駅前広場整備の景観デザインやコンセプト等の基本的な考え方を説明した。また、ワークショップ参加者に



各自発表していただいた案



討議の様子

は事前に愛称案を考えてもらい、愛称名への想いを各自発表していただいた。各自発表していただいた案はホワイトボードに書き出し、全員で協議・検討し、その結果、全員一致で愛称名は『しあわせひろば』にすることと決定した。

（3）第二回ワークショップ

- ・現地視察およびシンボル（モニュメント）案の抽出

設置箇所である川崎駅西口駅前広場を見学しながら、スケール感を体感していただき、『しあわせひろば』から想起されるモニュメントのイメージを具体的な言葉に表す作業を実施した。ワークショップメンバーを二班に分け、グループワークにより、モニュメントのデザインイメージの議論を行った。その中で私たちはファシリテーター（会議の管理人）としてワークショップメンバーの活発な意見の引き出しに努めながら論点の整理を行い、合意形成を図り、モニュメント製作に向けた基本コンセプトを確認した。

しあわせ感 ほっとする、幸福を感じる、心地よさ、ゆとり
心に響くもの
イメージ 分かりやすい、単純なカタチ、語り継がれるもの
機能 人が集まる、待ち合わせ場所、幸区をアピール



グループワークの様子

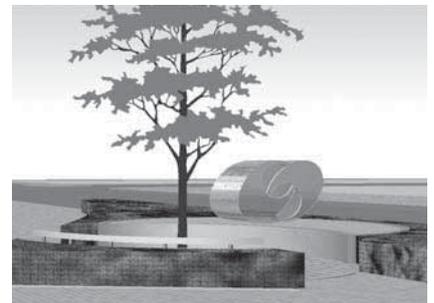


現地見学の様子

（4）第三回ワークショップ

- ・ワークショップのまとめ

第二回の議論をもとに、しあわせを感じさせるもの、分かりやすく単純なもの、幸区がアピール出来る機能的なものをコンセプトに五種類の模型を制作し、ワークショップ全員で議論を行った。その結果、幸区の「S」がしあわせをイメージできる、区民のつながりと地域の暖かさを表現している等から、幸区のシンボルマークを



モニュメントイメージ図



グループ討議の様子

基本にモニュメントのデザインとすることを決定した。

（5）ワークショップ後について

・思わぬ波及効果
さて、ワークショップで決定したモニュメントのデザインを基に製作発注の作業に入ろうとしたところ、突然、ワークショップ参加者のうち一名からモニュメント自体を市に寄贈したいと



幸区のシンボルマーク...幸区の頭文字「S」の無限大のマークをイメージしている。二つの輪は、区民の深いつながりと伸びゆく情報発信を表し、地域の温かい人情と未来都市への無限の可能性にあふれた区(まち)を象徴している。



モニュメント



記念樹

の申入れが、また、幸区内の団体からは記念樹を市に寄贈したいとの申入れが相ついで寄せられた。さらには、地元町内会・商店会からは『しあわせひるば』を自主管理したいとの申入れがあった。これら、思わぬ事態(？)が続出し、新たな調整事項も生じたが、ワークショップの成功が生んだ想定外の成果であった。

その後、『しあわせひるば』および川崎駅西口駅前広場の整備も順調に進捗し、二〇〇九(平成二一)年一二月

六日、市長、区選出市議、地元関係者等多数の出席によってしあわせひるばおよびモニュメントの披露式典が開催された。

4 おわりに(今後に向けて)

私たちは未だ道路行政の実務経験も浅く、ましてやワークショップの運営に関しては、全くの素人だった。そこで事前にファシリテーター研修を受講するなどの準備は行なったが、幸区長をはじめ上司、先輩の方々の的確な指導・助言によって、かろうじて合格点に達したと思っている。

今回、私たちはワークショップの運営を通じて地元の方々と素直に自由に意見交換できた。これは大変貴重な得がたい経験であり、私たちにとって大きな財産となった。

ご協力いただいたワークショップ参加者ならびにご支援いただいた関係者一同に改めて深く感謝する。

私たちはこの貴重な経験を今後のまちづくりの基調として生かしながら、「市民本位の行政」を追求し推進していききたいと思う。

表1 中原区サービス向上取組方針

1 平成21年度中原区サービス向上取組方針	
① 快適なサービスを提供する区役所 ～ファーストコンタクトの重要性を認識し、親切・丁寧な対応をします～	
② 安心で信頼されるサービスを提供する区役所 ～個人情報適正に管理し、公平・公正・的確・迅速な事務処理を行います～	
③ 利便性の高いサービスを提供する区役所 ～各課の連携を図り、効率的・効果的なサービスを提供します～	
④ 区民の視点に立ったサービスを提供する区役所 ～区民の声に耳を傾けながら、サービスの質の向上を図ります～	
2 サービス向上のための年間取組計画(マネジメントサイクル)	
Plan	取組計画の策定・公表 (1) 平成21年度中原区サービス向上取組方針を設定します。 (2) 平成21年度サービス向上委員会事業計画及び各課取組目標を設定します。 (3) 取組方針及び取組目標を公表します。
Do	サービス向上の具体的な取組 (1) サービス向上委員会による改善の取組を行います。 「職員研修」「窓口環境改善」「外国人市民にも利用しやすい区役所づくり」等、区役所全体を対象とした取組を進めます。 (2) 職場ごとに改善の取組を行います。 各課が定めた取組目標に基づき、各課・部署ごとに主体的な取組を進めます。
Check	評価 (1) 市民の視点からの評価(来庁者アンケート等)を検討・実施します。 (2) 区役所間相互評価等、多様な角度からの外部評価を検討・実施します。
Action	検証・改善 (1) 区長を中心とした取組の検証(マネジメントレビュー)と次年度改善計画の検討を行います。 (2) 取組結果を公表します。

現場の目③

チーム力向上ははじめました

「中原区サービス向上委員会(推進リーダー会議)の取り組み

中原区役所地域保健福祉課主任

田村裕

1 はじめに

中原区役所では平成一七年度から、区役所サービス向上委員会(以下「委員会」という。)を設置し、「中原区サービス向上取組方針」に基づき活動し

ている。委員会は区民サービス部長を委員長に、各課長一八名で構成しているが、実質的には各課から推薦された一五名の推進リーダーで構成する二つの部会と、昨年から発足した九名の外国語版作成チームが活動の中心とな

図1 外国語版作成チームの取り組みのひとつとして作成された「対面使用シート」(部分)

Do you want to pay taxes?	税のお支払いですか。
Municipal/Prefectural Resident Tax	市県民税
Do you have the payment slip?	納付書はお持ちですか。
Fixed Assets Tax	固定資産税
Do you know how much your tax is?	税額をご存じですか。
City Planning Tax	都市計画税
I'll show you the specific amount.	明細をお見せしましょう。
Light Motor Vehicle Tax	軽自動車税
It is the details as of today.	今日現在の明細です。
Income tax	所得税
Specific Amount in Overdue Taxes	滞納額明細
Default of Payment	延滞金

2 委員会の取り組みは主に四つ挙げられる。各課ごとの「サービス向上目標」の設定と具体的取り組み。各課が

現状を見つめ、知恵を絞った身近なサービス向上に励んでいる。窓口環境部の取り組み。これまでも案内表示の見直しや、高齢者にも配慮したローカウンター導入等による区役所窓口環境の改善を進めてきた。昨年度から始めた各部署の窓口巡回や、他区・他都市窓口の視察を行い、来庁者と同じ目線で窓口を眺めるからこそ見えてくる問題に気付くことで、区民にとってより快適な窓口環境づくりをめざしている。

また、外国語版作成チームは、「区役所フロア案内外国語版(多言語)」や「外国人市民対応マニュアル」を作成。組織として均質なサービスを提供し、外国人市民も利用しやすい区役所づくりに取り組んでいる。そして 研修部会の取り組みとし

て、平成二二年度は全職員を対象に基本接遇とサービス向上の二種類の研修を実施した。いずれも非常勤職員にも参加を募り、新たな能力開発の場となった。基本接遇は中原区に二名在籍する接遇指導者を講師に、傾聴(アクティブリスニング)の体験などすぐにも実践できる内容とした。サービス向上研修については次でくわしくふれたい。

3 研修部会の取り組み

(1) 研修による区役所サービスの向上とは何か?

近年自治体への要望は多種多様となり、なかには法的に対応できないケースや、クレームとなるケースも少なくない。昨年は区役所サービス向上を目的に、基本的な接遇とクレーム研修を実施した。そして今年度、さらに良い

「外国人市民対応マニュアル」の表紙には6カ国語が掲載されている



研修を行うには、実施する側の我々が区役所サービスの意味について深く考え、明確な意図をもって研修内容を構築すべきだと考えた。

それではそもそも区役所サービスの向上とは何か? 区役所は「価格を安くする」「法律を超えた便宜を図る」といった類の直接的サービス改善は不可能である。よって、「親切な対応」「迅速な対応」「信頼感ある対応」など職員の対応力向上が必要となる。このため接遇や能力向上等の職員研修の実施が、良質なサービス提供をもたらす、ひいては区民の満足感向上につながるはずだ。そこで、次のとおり、新たな試みを行うこととした。(表2参照)

(2) 新たな試みその一 「チーム力向上研修」

一般的に、多くの研修は職員個人へ

表2 サービス向上研修の概要

20年度	21年度
<p>①基本接遇研修 (内部講師 3時間×4回) ※過去の接遇研修の未受講者を対象、157名参加</p> <p>②クレーム対応研修 (外部講師 3時間×6回) ※全職員を対象、247名参加</p>	<p>①基本接遇研修 (内部講師 90分×6回) ※全職員と非常勤職員を対象 300名参加 (非常勤職員16名含む)</p> <p>②サービス向上研修 (外部講師 3時間×8回) 第1部(共通・1時間) 「チーム力向上研修」 第2部(選択・2時間) 選択研修(4種から選択) 「問題解決手法研修」(いずれも各2回) 「部下モチベーション引出し研修」 「CS・コミュニケーション研修」 「交渉力研修」 ※全職員と非常勤職員を対象 他区職員にも研修案内 264名参加(非常勤職員6名・他区職員8名含む)</p>

二部制・選択制を導入

の研修が中心である。しかし個人の対応力向上だけでは、安定した区役所サービス提供にはつながらない。やはり組織として一丸となった取り組みが必要だ。例えば、トラブル発生時の組織的な対応が問題の早期解決の可能性を

高めるように、組織として連携・継続した業務の提供が、区民の求める「迅速な対応」「信頼感ある対応」につながるという。しかしながら組織的対応への共通理解が十分に根付いているとはいえない。

そこでサービス向上への組織的取り組みの第一歩として、全職員を対象に「チーム力向上」の研修を行うこととした。これまでと異なる切り口として「組織に所属する職員個人にどんな考え方・行動が求められているか」「チーム力の重要性とは何か」を学ぶ事で、職員の育成と組織力向上を同時に達成し、それが区民へのサービス向上となり、区民の満足感向上につながるという、「区役所サービス向上へのグッドサイクル」実現を目指している。研修テキストの作成にあたっては、こうした意図を冒頭に明示し、目的意識の共有を図った。

このため「コマ」の研修を前後半の二部制とし、前半を「チーム力向上」後半を「選択研修」とすることで、受けたい研修を受けたい研修を、同時に受講できるよう工夫した。

研修後には集めたアンケートでは、「チーム力向上研修」に関しては「今後も行つてほしい」「日常業務に生かしてゆきたい」等の前向きなもの、二部制を導入したことについては「これまで受けた中で一番充実した研修だった」と感想をもらった。我々の意図が受講者に届いたと、うれしく思う。

「(3) 新たな試みその二」「選べる研修」と「二部制」さらに研修効果の向上を目的として、「選択制」を導入した。四つのテーマから興味のあるものを自ら選ぶことで、少しでも受講者の学習意欲を高めることを意図している。

「(4) 新たな試みその三」「サービスアドバイザー」研修を委託する際には、研修を実施するだけでなくサービスアドバイザー業務として、職員対応の実地調査「研修講師による職員の現状分析」を柱とする報告書の作成を依頼した。外部からの評価を活用し、今後のサービス向上の指針に生かしていく予定である。

しかし同時に意識に隔たりのある職員もあり、区民へのサービス向上に

なげていくための研修には接遇技術だけでなく、これからも意識改革へのメッセージを込めていく必要がある。

春に各職場から集まった八名の研修部会。半数が入所二年以下という若いメンバーで、研修を企画するというより、まだまだ受ける立場では?と思える状態だった。まず部会長として目標・方向性と予想される業務や課題を提示し、なにをすればよいのか共通認識が持てるよう進めていった。

それから「チーム力向上」研修の必要性を訴えた夏ごろから、みんなの意識が変わってきた。積極的に意見やアイデアを発言したり、秋の準備では手分けして仕事を請け負ったりした。そして冬の研修当日には、それぞれが自発的に働く「チーム」になっていた。チーム力の必要性やその効果を一番学習できたのは、我々研修部会かもしれない。

こうした一つひとつの取り組みが、市民、区民にとってより便利で快適な区役所サービスの向上へとつながっていくものと確信している。

何はともあれ、中原区役所で「チーム力向上はじめました」。

ミッションは ”市民に役立つ図書館！”

（都市間観光PR展の実践から見える川崎の図書館ミッション）

教育委員会麻生図書館主任

舟田彰

1 はじめに

生きた情報を提供する
図書館が求められている！

図書館には本当にたくさんの方が来ます。平成二〇年度の麻生図書館の入館者数は七十万にもなった。区の人口は一六万五千人だから、区民一人当たり年四〜五回は利用していることになる。しかも、乳児から高齢者まで幅広い。生産年齢と呼ばれる世代も多い。家や職場にいても図書館ホームページから所蔵資料を調べたり、予約もでき、しかも在庫なら最寄の図書館にすぐに取り寄せできるなど、便利になったからであろう。また、開館日も増やし、より利用しやすい環境を整えてきた。

利用目的は実に様々で、二〇〇七（平成一九）年三月に市のホームページを通じて実施したアンケートで図書館を使用する目的を聞いたところ、（複数回答可）、本などを返す・借り

る（九五・四％）、調べもの（二四・八％）、本・雑誌・新聞を読む（二七・八％）、座席利用（八・三％）、その他（四・五％）、無回答（三・〇％）となっている。やはり本を借りるために来館する人が圧倒的だが、調べ物、本・雑誌・新聞を読む人も多いことがわかるだろう。図書館は家族で訪れる憩いの場であったり、趣味を伸ばしたり、生涯学習の場になったりしている。それに加えて「様々な情報を収集する場」になっているのである。実際、麻生図書館では二〇〇九（平成二一）年二月二〇日から期間限定で「セカンドステージシニアライフを過ごすための一冊」というコーナーを設けたが、用意した百冊の本は期間中ほとんど貸し出し中であった。二〇〇九（平成二一）年三月六日に「かわさきで、はたらく・暮らす」コーナーを開設した。本だけではなく、関係部に依頼し、しごと・ビジネス・暮らしに関するチラシやパンフ

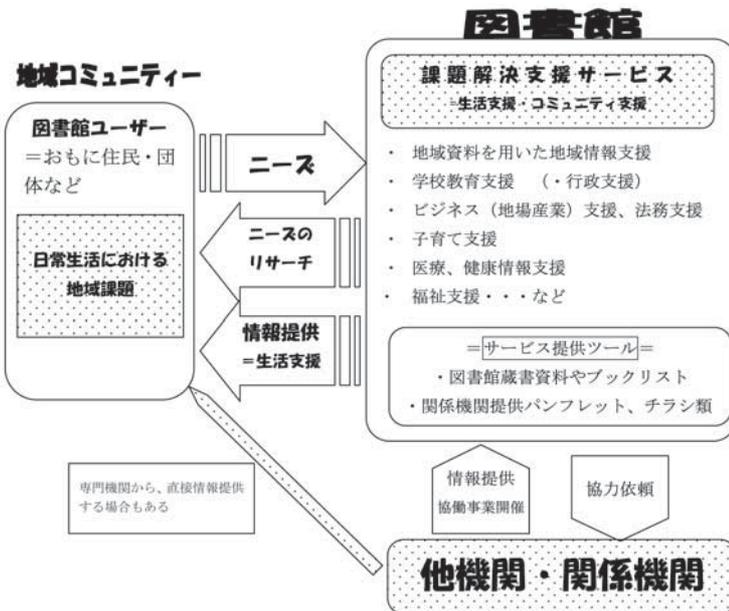
レットを一つにまとめ、設置した。本も本当によく貸し出しされたが、多くの人たちがチラシやパンフレットを手にしていった。多くの利用者が生きるヒント、役に立つ情報を求めているということが、カウンターで利用者として接し、企画を立てたものとしてとても実感が残る。

そう、現代は自立の時代。図書館は一人一人の自立支援をし、サポートを受けた個人が自分の道を切り開く、いわば図書館は「自立の基礎」となるための施設なのだ。図書館は時間のある暇な人や受験勉強の場所という旧来のイメージは、是非この機会に払拭して欲しいものである。めまぐるしく変化する社会にあつて、図書館は生きた情報を提供する施設として期待されているのだ。

それでは、実際に情報提供機能としてどのような図書館が求められているのだろうか。

今回は麻生図書館における、いくつかの実践事例を紹介しながら、これからの図書館のあり方について私見を交えながら考察していく。

図1 市民に役立つ図書館の情報提供機能とは



2 これからの図書館サービスに求められることを追いかける

(1) 課題解決型図書館サービスの必要性

『これからの図書館像』地域を支える情報拠点を目指して』（二〇〇六（平成一八）年三月、文部科学省）では、これからの図書館サービスに求められる新たな視点として、課題解決支援機能の充実を挙げた。
「これからの図書館には、住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に向けた取り組みに必要な資料や

情報を提供し、住民が日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実が求められる。特に具体的な支援項目には、「行政支援、学校教育支援、ビジネス（地場産業）支援、子育て支援等が考えられる。そのほか、医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料など、地域の実情に応じた情報提供サービスが必要である。」と提言されている。いわゆる「生活に役に立つ図書館」が求められているのである。

(2) その時々々の話題、生活課題に合ったテーマ展示を！

麻生図書館の蔵書冊数は二二万冊、千三百平米。決して大きい図書館ではない。分野別に本を並べ整理をし、探しやすいように努めているが、利用者にとっていつも行く本棚ならともかく、目的の本を探すことはなかなか難しいのが実情である。先程の二〇〇七（平成一九）年三月のアンケートでも、実は「本がない、探せない」という利用者が非常に多い。

そこで、その時々々の話題、生活課題にあわせて、例えば「セカンドステージ」、「かわさきで」はたらく・暮らす、「また「インフルエンザ」や「厳しい雇用環境」就労・就職支援」などのコーナーを設けてみると、思った以上に利用が多いのだ。

こうした言い方もできよう。図書館

の従来からのサービスにさらに付加価値をつけて、CS (Customer Satisfaction、顧客満足度) 的にも、より高い満足度を利用者が得られるようなサービスが必要とされているのである。いかに地域にどのようなニーズがあるかをリサーチし、どう加工し、一つの情報として売り出していくか。まさに、「商品」としての価値をどう高めて、提供していくか。いわゆるマーケティングリサーチの感覚が我々司書にも求められていると思う。

従来のような書架に本や雑誌など配置しておき、来館者が好む資料を借りていくという「待ち」のスタイルではなく、ニーズに即したテーマに対して本などを書架から集め、図書館の入り口付近の目立つ所に「特設コーナー」を設置する。そこには本や雑誌を並べ、さらに他機関から提供された新鮮な情報が掲載されている最新のパンフレットやチラシを含めや市民へ積極的にPRし、情報提供を行うという。まさに「攻め」のスタイルこそが、図書館には必要であり、市民生活や地域の振興や活性化にもつながるような、事業展開が必要であると思う。

3 麻生図書館として何ができるか

(1) 課題解決型図書館の一步

実際、従来から図書館資料を中心に、司書を使いながら市民の調べごとに対して、様々な情報提供の支援を行

う「レファレンス」というサービスは行われてきた。生活上に必要なレファレンスも数多く蓄積されて、市民への情報提供を行ってきた。

一方でインターネットの普及や情報を得るツールの多様化により、情報入手方法も大きく変わろうとしつつある。しかし、インターネットの情報は不確定要素が非常に多く、最終的には発行責任者が確実に掲載されている書物に頼るところは今の時代でも、必要性は大きい。いまだ、図書館の果たす役割は、時代は変化しても普遍的な存在であると言える。

私たち麻生図書館でも、図書館の持つ機能を最大限生かし、前段で触れた「これからの図書館像」の理念を踏まえ、実際にサービス展開できるものをも考えた。

そこで、従来サービスをベースとして、さらに付加価値のある「攻めのサービス」、テーマ別特集コーナーの情報提供を事業として数年前から展開し始めた。児童サービスは従前から四季折々の季節展示を行ってきた。さらに一般向けにも仕掛け、生活に役立つテーマを設定した特集企画展示を行った。

(2) 生活お役立ち！今年度のテーマ別特集コーナーのご紹介

ちよっとお散歩 行楽地へお出かけ (川崎南部PR作戦)
カウンターで市民と会話をする場面

があり、「川崎市に住んでいて海のイメージがわかない」、「川崎駅へは行ったことがない」などという声を実際に聞いたことがあった。商圏は新百合ヶ丘や小田急線で一本で行ける「新宿・町田」。

そのような意味からも、市内の南部へ足を運ぶ人が少ないことがわかり、この材料を事業化できないかということで、川崎南部、特に川崎区の情報にスポットをあて、企画。そこで市民・こども局のシテイセールス・広報室や経済労働局商業観光課、さらに川崎商工会議所などの関係機関の協力連携を得て、川崎の魅力をもPRするコンセプトにしてコーナーを作った。

コーナーには麻生図書館の蔵書で郷土資料などを集めて、前段の各連携機関から提供を受けたパンフレット類をコーナーにおき、配布し、図書館資料の貸し出しに努めた。非常に好評で二カ月延長し、四カ月間コーナーを設置した。

悪質商法・多重債務に関するコーナー
生活課題として常に話題になるこのテーマについて、消費者行政センターとの連携により、事業展開された。

館内には「消費者行政センター」のチラシラックを常設し、消費者行政に関する市民への周知・啓発に努めるコーナーを設けている。そこで、一〇月に行われる「消費者総合展」に合わせて、図書館内では「悪質商法・多重債務

務に関するこの一冊」と題して、関連する本やブックリストなどを配布し、パンフレット類も一緒に提供し、啓発を行った。さらに、「わたしは大丈夫」と思っているあなた！消費者ワンポイントセミナー『悪質商法にだまされないように！』という、消費者行政センターと麻生図書館職員（館長も出演）が共に寸劇を行い、そのあと消費者行政センターの相談員が講演を行う事業を行った。参加者は三〇名ということで、周知啓発の機会とするとまずまずの事業展開ができたのではないかなと思う。

その他事業

特集コーナーは何らかのテーマで常時開設しており、昨年五月は緊急性を要し、新型コロナウイルス対応のための「感染症に関する本」のコーナーを設置。

そのほかにも経済労働局労働雇用部と連携した、「厳しい雇用状況」就労・就職に関する本のコーナーや総合企画局等の協力によるシニア世代向けのコーナー「セカンドステージ」というような、できるだけ市民生活に密着したコーナーを現在も展開。貸出冊数も非常に多く、ニーズの高さがうかがえる。

企画立案時に必要なこととして、「カウンター対応で得られた利用者の声や図書館にかかわるボランティアの声」を聞くことが非常に有効である。

カウンターで市民の声を生で聞くことは、今、地域で何が起きているのか。市民はどんな情報が欲しいのか。を肌で感じる絶好のチャンスなのである。

また、局を超えた職員とのネットワーク、他機関との情報交換など、図書館の枠を超えたところから得られる情報は非常に重要である。市の施策を当該部署がどのように事業展開しているのか。そして、その施策を受けて、図書館はどうサービスとして展開すべきかという、たくさんヒントが隠れているのである。

そして、職員が直接、企画立案することで、即効性のある中身の濃い市民サービスが提供できるのではないかと、現場の視点から感じられる。

4 麻生図書館でチャレンジ！

観光・地域情報発信と都市間交流

(1) 他都市との交流

そこで、今回は図書館の持つ「情報発信機能」と県外の図書館ネットワークを最大限活用し、交流する都市や地域の魅力を紹介しあう事業展開を実施した。

川崎は相手の都市の観光PRを行い、相手の都市は川崎の観光PRを行うというような事業である。そこで、次のことをコンセプトとして、企画した。

経費について



「サッカーと図書館」という「意外性」をキーワードにした都市間交流「VS新潟」観光特集コーナー

原則ポスターや観光パンフレット等を送付する送料だけで済む。よって、予算的にも安価な事業展開ができる。県外パンフレットの入手

情報収集を目的に集まる図書館利用者に対する、観光情報の発信。県外で他都市の観光パンフレットを入手できることが魅力ではないかと思う。

蔵書資料の観光ガイドとは異なり、より地域に密着し、現地制作の観光パンフレットを手に入れるのはなかなか難しい。しかし、図書館で入手できることができ、よりその地域への魅力を伝えることができる。

地域活性化支援等の図書館サービスとして来訪してもらい、地域の振興・活性することが見込まれ、地域経済の発展に寄与できるような事業展開が図書館でもできる。

以上のことを総括すると、コスト的

には展示に使う材料費、そして送料という低い予算でありながら「観光」というコンセプトで川崎の魅力を発信し、先方の市民が川崎に来訪することで経済的效果が見込まれる事業である。また、図書館が主体性を持って事業展開でき、市民・子ども局のシテイセールス・広報室の施策に参画できることは、非常に大きな意義があり、「地域情報発信」という図書館らしい事業である。

(2) 新潟市との交流 「サッカー」をキーワードにした取り組み

「図書館交流事業(観光展示企画)」
「サッカー対決! 「VS新潟市」」
「VSアルビレックスのまち・新潟市」
「その冬の魅力を存分に味わおう!」

今回、新潟市立中央図書館との交流について、次のことをコンセプトとした。

両市Jリーグサッカーチームがあること

「川崎フロンターレと本を読もう」事業展開

今年度の本市のイメージアップ認定事業「川崎フロンターレと本を読もう」が展開中である。サッカーチームがある都市に焦点をあて、サッカーフ

アンに対し対戦相手となる都市の情報提供をすることでより一層、サッカーをおとした地域振興の寄与が見込まれる。

また、市民・こども局シテイセールズ・広報室の推進する「川崎市ホームタウンスポーツ推進事業」にも連携することができ、より一層市民の関心を高める事業展開ができる。

港湾がある太平洋側の川崎と日本海



「VS新潟市」～「アルビレックスのまち・新潟市」展示コーナー



展示コーナー～新潟関係書籍と新潟市のPRチラシやパンフレット

側にある新潟とが政令指定都市である。

多摩川、信濃川など一級河川が流れ、生活の中に水が身近にある“まち”である。

両市が上越新幹線を利用した交通アクセスが好都合。高速道路の値下げによる自動車利用の観光需要の増加。

私自身と新潟市立中央図書館の司書とのネットワーク。

以上のような要因を加味し、ファンやサポーターが相手方のサッカー場へ試合観戦に行く際、試合を観戦した後には必ずその都市の“食や名所”に触れる機会があること想定しその都市の「観光情報」を事前に図書館で情報を入力して、相手方の都市へ乗り込むという狙いを狙いとす。

(3) 展示期間・展示会場と内容

新潟市展示

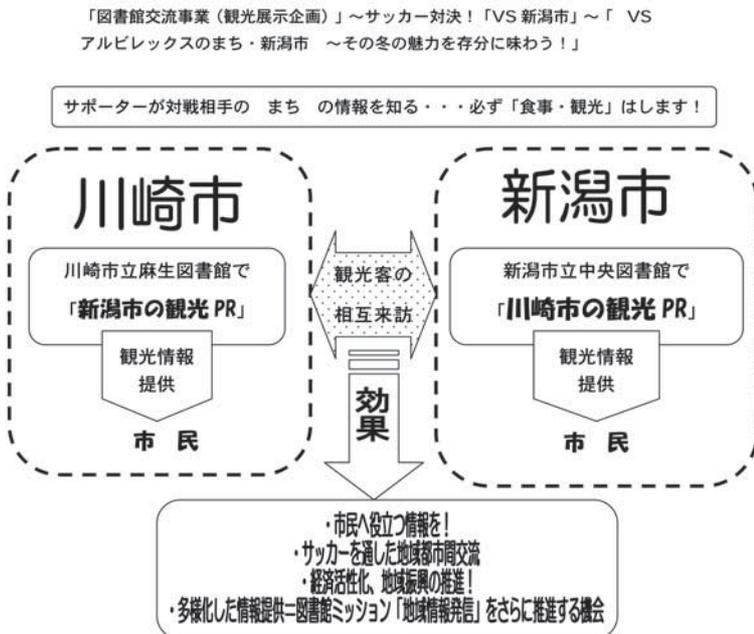
(ア) 展示期間 二〇〇九(平成二二)年一月二五日(火)～二〇一〇(平成二二)年三月二四日(日)

(イ) 会場 川崎市立麻生図書館 特集企画展示コーナー(館内出入口正面や壁面)

(ウ) 新潟市に関するキーワード(観光地や特産物、文化人など)を中心に本などを中心とした資料を集めた貸出コーナーを設置

(エ) 新潟市の観光パンフレットやチラシをコーナーで配布。ポスターなど壁面に掲示。

図2 「本」を使った都市間観光交流は地域活性化をもたらす



サッカー対決らしさを出すために! アルビレックス新潟提供ポスター

ど壁面に掲示。

新潟市に関するキーワードを参考に、観光地や特産物、食文化など、また出身作家や文化人に関するものなど多方面にわたり、本を集めた。

川崎市展示

(ア) 展示期間 二〇一〇(平成二二)年一月七日(木)～二月二日(火)

(イ) 会場 新潟市立中央図書館

(ウ) 内容 川崎市に関するキーワード(観光地や特産物、文化人など)を中心に本などの資料を集めた貸出コー

ナーを設置。川崎市の観光パンフレットやチラシをコーナーで配布。ポスターなどを壁面に掲示。

(4) 図書館で情報発信できる！

今年度、「川崎市南部のPR」を観光企画として実施し、また、様々な生活や地域課題を取り上げ、コーナー展開を進めてきた。初めての試みの企画事業が多く、特に新潟市立中央図書館との交流事業で図書館の可能性を発見できた。

図書館の敷居の低さ、誰でも個人で出入りする施設、土日に行政資料がもらえる…など、生活に密着した最新の情報の提供ができ、これだけの利用者数がある施設は間違いなく図書館である。今回の企画事業は他部署が実施しても有効ではあるが、市民に役立つ地域生活情報の発信拠点として役割を持つ図書館が最も有効な施設ではないかと改めて感じた。この施設がいかに情報が得られる施設なのかを今以上に広報して、もっと敷居の低い施設ということを知ってもらおう。まさに図書館のイメージを払拭するPRが今後一層求められてくるのではないかと思った。そのためにも、今までの職員スキルに図書館のPRできるようなスキルが求められるような時代が来ているように思う。まさに図書館員の“営業力”である。

自分の周りある関係機関、他部局との連携

新潟へ川崎の魅力をもパンフレットやチラシでPRするとき、他部局や他の関係機関へこちらの事業説明を行い、資料提供を依頼し集めた。図書館では様々な事業展開をするときに単独事業では広がりがなく、市民へのCS的なものが低くなる可能性がある。今回、市の施策がどのように動いていて、川崎としてPRしたいことは何か、また、市民に何を伝えたいのかをできるだけ把握し、自局だけではなく他局の動きも知って事業展開を進めた。このことも非常に重要であると感じた。行政内部へも図書館の事業がどのようなことをするのか、また、職員にも図書館の資料を使い、政策を企画立案することにも役立つということも認知してもらおうための機会の第一歩となればと思った。今回の事業は「他局・他機関との連携なしではありえない」というぐらい、人とのつながりを持つことの重要性を知る機会となった。

また、サッカー対決ということで、川崎フロンターレやアルビレックス新潟の広報担当様には非常に協力していただいた。

他の自治体の職員間とのモチベーションと自治体組織

Jリーグのある自治体の図書館職員すべてが関心を持ってこのような事業を推進していくには、職員個々の経験値など、どれだけ関心をもち、この事業を実施する意義を少しでも理解してくれる職員が必要とされる。自分の館

の職員の協力も非常に大きな影響を事業に与える場合がある。

そういった意味で、職員間でこれから課題解決や地域活性化に役立つ情報を発信する敷居の低い機関であること自認、共有し、ともに事業を進めていくような体制を各館で整えていく必要があると思う。

今回は新潟市立の司書がこのように事業に関心があったから実現できたという意味で、非常に貴重な体験ができたと思う。

このことは司書に限らず、自治体職員が自分の市の魅力について興味を持ち、自分の市または地域の“売り”を何かを即思い浮かべられるようになる必要があると思う。また、事業に前向きになれるかという、モチベーションの持ち方次第で、いかようにもなることも分かった。

共通のコンセプトを通して、他都市の職員との情報交換ができ、とてもいい刺激を受け、モチベーションが上がった状態で事業を進められた。また、同じ政令指定都市ということで、どのような組織があり、どのような連携を図書館がとっているのか、また、市の中で図書館がどのようなポジションにいるのかなど、地域の違い、館の大きさ、県庁所在地にある市立図書館の役割など、様々なことがわかり参考になった。

5 終わりに

図書館の従来サービズに加え、さらに「生活の役に立つ情報を提供しよう」という視点を持ち、より一層利用者に喜ばれる図書館像が求められている。

今回、図書館機能を持つ「地域情報発信」という強みを生かした事業展開を行い、自治体のPRを市立図書館が行うということにチャレンジした。非常に多くのことを学び、今後も他都市との交流事業、県内外に問わず、川崎の魅力をもPRしていきたい。

川崎の魅力、そして図書館の魅力をさまざまな図書館事業の取り組みを通して、市民に役に立つ情報がいつでも得られる図書館の創造に向けて、私たち職員が地域に高くアンテナを立て、地域ニーズをもとに施策、そして事業を展開することが必要である。また、他部局・関係機関との連携し、地域へ図書館としてできることは何かを考え、職員間で共有し、市民のための“情報のランドマーク”として地域情報を発信する図書館を創造したいと思う。

高齢者の新しい「住まい方」を実践して

NPO法人グループリビング川崎代表

原眞澄美

1 グループリビングとの出会い

一〇年以上も前、まだ介護保険がなかったころ、私はアルツハイマーと診断された実家の母の世話に通い、心身に疲れきっていた。民生委員の方もお願いすると訪問してくれるが、母は知らない人といって追い返してしまうのだった。日常的な地域のなかの支え合いがあれば母も自宅で暮らせる可能性が広がったと思う。また、自分が生活している宮内町内で三人の独居の高齢者のお手伝いを行きがかり上していた。三軒の家を一人で回るのはきつ

く、高齢者が集まって暮らすことができれば、本人の孤独も緩和され、日常的な手助けもしやすくなると思われた。自分の住まいであって仲間もいて、地域とのつながりがある暮らし方がないものかと漠然と考えていた。

を感じている高齢者を支援していく考え方だ。中心になってCOCO湘南台をつくられた西條節子さんに「川崎でも作りなさいな」とひと押しされ、川崎幸クリニツクの杉山先生をご紹介いただき、先生のご指導を受け地域の有志の方々と勉強会をスタートさせた。いろいろと紆余曲折はあったが、川崎市のご理解もいただき二年位の検討期間を経て、NPO法人グループリビング川崎を立ち上げ、高齢者グループリビングCOCO宮内を開設することができた。

そんな日々のなか、藤沢にあるCOCO湘南台という高齢者グループリビングに出会った。地域の人が少しずつ手を出しあって、一人での生活に不安

はじめのうちは、「自立と共生」という理念のもとでNPOをどう運営したらよいかを日々考えることに一生懸命だった。ふと気がつく、入居者の方々と分離した歩みをしていたころもあったと思う。これではいけないと思い、慶應義塾大学・総合政策学部の大江守之先生にご意見をうかがい理事会・運営委員会のあり方を検討したり、入居者や生活の手助けの人たちな

ど、仲間集めに取り組んでやっとなら軌道にのってきた。

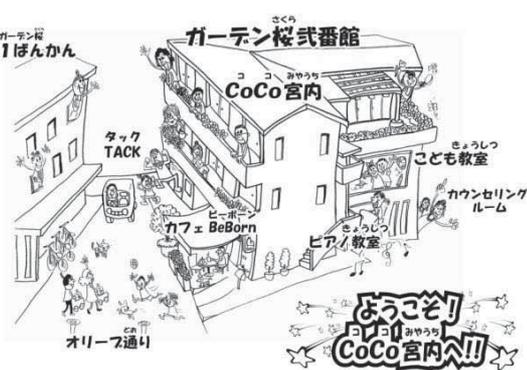
2 高齢者グループリビングという住まい方

高齢者グループリビングというのは、一人暮らしで生活に不安や不便を抱える高齢者が、比較的低廉な料金で、地域でお互いの自主性を尊重した共同生活を営むことにより、生涯自己実現を図りつつ健やかに老いることを目的とする、生活支援のついた小規模共同住宅のこと。

地域に住む支援を希望するメンバーが食事作りや清掃、ライフサポートでかわり、日々の生活の不安や不便に対応する。一人で一人の支援者を頼むのではなく、グループリビングに住む一〇人で一人の支援者を頼むので負担は十分の一で済む。食材も一人分買つと大変不経済だが、一〇人分まとめてだと経済的であり、いろいろな食材を



ガーデン桜式番館



取り入れる事が容易になる。何より人々とともに家庭的な食事をとることができ、介護保険を利用する状態になった場合、買い物・調理・清掃などの生活支援への負担は少なくてすむ。建物がバリアフリーであるために自立した生活を送りやすく、お風呂なども広いために介護も受けやすい。

居室は一人一五畳、トイレ洗面台、ミニキッチン、収納、ベランダ等があり、プライバシーを維持しつつ、共同の食堂や居間でともに過ごす時間を持つこともできる。

3 住んでいる人と

地域の人とのかかわり

COCOというのはCommunity Operativeのことで地域で協働という意味。地域に住む人達が老いても若きもそれぞれ各自も持てる力をだしあ



COCOへ行こう会でのバザー会場



COCOへ行こう会でのコーラス発表



地域交流として行われるお茶会



併設されているカフェBeBorn

て、共助していったらよいのではない
か、という考えから名付けられた。
入居者は支援に来る人とかかわり
の他、昼食をとる併設のカフェで地域
からランチを食べに来る若い母親と子
ども、工場・事務所からの人など顔み
しりになったりしている。またカフェ
にあるピアノを弾きにくる若いお嬢さ
んとの会話を楽しんだりしている。
建物内にあるアトリエという場を使
って開催される趣味の教室は一二講座

4 人の幸せ
人はどういう時に幸せを感じるのだ
ろうか。
美味しいなあ、お風呂ついでいい気持
ち、これも幸せだが、持続的かつ意欲
のでる幸せは自分の存在感ではないだ
ろうか。私たちは自分が他の人に受け
入れられている、必要とされている、
と感じた時幸せを感じるのだと思う。

ほどあり、入居者は好みに応じて同年輩の地域の人とコーラス・カラオケをしたり、ギター・短歌作りにも参加している。編み物の上手な入居者が編み物を講習する日を自主的に開いたりもしている。

年間には、COCOへ行こう会、お茶会、勉強会をはじめ地域の人と交わる行事の他、知り合いになった地域の人と等々力公園まで体操教室に出かけたりしている。このように地域の人々との自然なつながりや支え合いが生まれている。

グループリビングでは幸せを感じる二つの側面がある。

入居者の側からみると、有料老人ホームとは異なり、契約で決められた一方的なサービスを運営者から一様に受けるのではなく、一人ひとりが自分の生活を自分で決めて送ることができ、そうした生活を入居者がお互いに認め合う仕組みになっていること。またそうした人と人との関係が地域に広がっていることで、様々な場面で自分の存在を感じることができる。

もう一方の支援者の側も、入居者の生活を必要場面面で支えるという立場であるために、入居者それぞれの自分らしさが発揮される場面に立ち会うことができる。また、それをスタッフの協力的体制で進めることで、互いを認め合う仲間ができる。

対等の立場で人の役に立ち、ありがとうと言われたとき、自分のなかにも感謝の念が湧いてくる。これが広がっていったら皆だんだんと幸せになっていくだろう。そして幸せは人からもらうのではなく、自分で産むものだということに気づいていったらより豊かな人間社会になると思う。

5 課題

入居時、元気があった人達も身体機能の低下があり、支援メンバーも同じく加齢する。その中で介護保険とそれに準ずるもので対処するのが基本的な考え方だが、低下が重度になったとき

のサポートの仕方については、もっと考えていかなければならないと思っ
ている。

また、グループリビングは終の住まいと考えるものは、重度になった場合、病院や施設に移りたいと考える人もいると思う。元気なうちは同居するよりは人とかかわりを持って暮らしたいとする人が一定の期間住む場所になることもある。その場合の支援の仕方も検討していく必要があるかと思う。

課題はもう一つある。この取り組みは営利をもちたすものではない。食事の用意と共用部分の清掃については、入居者が出しあった費用でまかなわれるが、その他はボランティアか寄付によるものでまかなわれる。ボランティアの体力と気力の続くうちはよいが、次世代の育成が必要である。寄付もそれに似て必ずしも安定的なものではない。現在、寄付でまかなわれているのは主にライフサポーターと呼んでいる人たちへの謝礼だ。

市町村は介護保険の地域支援事業のなかで地域自立生活支援事業を実施することができ、この枠組みでLSA (Life Support Adviser、生活援助員) の費用を負担している自治体もある。これを介護予防に貢献しているグループリビングにも拡大することをぜひ検討してほしい。それは国の新たな政策の方向とも合致するものであると思う。

子どもたちのありのままを輝かせる芸術体験

NPO法人すまいるスキップ・子ども整理事

徳留賢治

やさしさや思いやりの心は、社会で生きる人間には欠かすことができない大切なことである。しかし現代社会は、やさしさに加えて、それを守り、実現するたくましさも必要になってきていると感じることが多くなってきた。

このような現代社会を自分らしく生きていくためには、「夢（目標）」を持つこと、「人とのつながり」「好きなことを活かすこと」が鍵になっているのではないかと私は思う。自分の好きなことを原動力に、夢に向かって人と協力しながら進んでいくことは、夢を持ってずにひとりで生きる人生の何倍も、何十倍も楽しいであろうことは簡単に想像できる。また、各個人が意欲的に活動することは、生産性の向上や魅力的な商品の供給等、社会貢献にもつながっている。

私たちNPO法人すまいるスキップ・子ども塾（以下「すまいるスキップ」という。）は、子どもやその保護

者を対象として、「心を育てるプログラム事業（教室）」、「おもしろ芸術体験事業（イベント）」、「教材作成事業（教材・プログラム開発）」の三本の事業を柱に活動している。元プロボウカリスト・私立小学校教諭の代表前田香奈が中心となり、様々な分野で活躍しているプロの芸術家（ドラマーやピアニスト、カメラマンやダンサー、作詞家、作曲家、落語家等）、教員免許・保育士資格等を持つメンバーたちの協力を得て活動している。

これら三つの事業には、それぞれ願いがこめられている。一つは「自分も他人も大切にできる人間に育ってほしい」という願いである。人間は、自分に自信を持つことや自分が大切にされていると感じられることがあって初めて他人にも優しくなれるものであるし、また、その安心感があるからこそ、全力でいろいろなことにチャレンジできるようなからである。

二つ目は、「自分らしく生きていく

力を身につけてほしい」という願いである。もちろん、自分らしく生きるということとは、人それぞれ天寿を全うするまで答えの出ない、一生の課題だと思ふ。その課題に対して、自分が何をしたいのか、人のために何ができるのか、社会は何を求めているのか、といった自分と他人と社会の最良な関係を考え続けながら、自分で答えを見つけてようと努力すること、それを継続していく精神力、体力、知力をつけることこそが、結果として自分らしく生きていくことにつながるのではないかと私は考えている。

三つ目は、「世界を広げることが出来る人になってほしい」という願いである。世界や社会、自分のまわりで起こっている様々な出来事に興味を持



歌って踊って 学んで笑って 高津区市民活動見本市にて

ち、アンテナを広げて情報を吸収しようとすることは、自分の視点だけではない様々な立場で物事を考える基礎となる。世の中には、明確な唯一の正解が存在することはそう多くない。複数考えられる答えの中から、自分にも周りの人にも最良の道を見つけていることができる人が増え、社会がもっと楽しく魅力的に広がって欲しいと考えている。

すまいるスキップでは、これらの理念とあわせ、メンバーそれぞれが持つ子どもたちへの熱い想いを実現するために、主に次のような活動を行っている。

（1）すまいるスキップ・教室

少人数制のクラスで、一人ひとりの個性に応じた細やかなサポートを大事にしている教室。前半の学習タイムでは、国算理社英の基本から応用まで個別に対応している。また、自ら答えを発見する楽しさや、わかることを体感する喜び、もつと知りたいたいと思う好奇心を伸ばすことを大切にしている。後半のスキップタイム（歌、楽器、ダンス、作文、絵画等週変わりで楽しめる）では、グルーブワークを随所に取り入れた芸術体験プログラムで協調性やコミュニケーション力を伸ばし、自分の好きなことを発見しながら総合的な力を伸ばすことを大切にしている。

（2）作文教室

話すことは得意でも、書くことは苦手という子どもが増えている昨今、「小

舞台を使って発声練習



自分の名前で詩を作る



学生の今だからこそ日本語の表現を大切にしたい。文章を書く楽しさを味わってほしい」と始めた講座。作文の書き方を基本として、読書感想文や手紙、自由研究に活きる説明文の書き方、俳句や川柳、長編の物語作り等、幅広く取り組んでいる。子どもたちが持っている自由な発想や豊かな表現を引き出すことを大切にしながら、基本となる文法も押さえて、一生役立つ文章力の基礎を身につけることを目的としている。

(3) 音楽クラス
「自由に音楽を楽しむ」をテーマに、プロの作・編曲家、鍵盤演奏家、シンガーソングライターと多面的に活躍している丸尾めぐみ氏(当法人理事)と協力して開講している特別クラス。発声や歌の表現、様々な楽器にも触れ感性を磨きながら、音楽理論も含めた本格的なレッスンを実施。
(4) 小学生音楽ユニット「HOP」
歌、ダンス、楽器が好きな子どもたちが、もっと本格的に音楽を楽しみたい



オリジナルソング&オリジナルダンス



初めてのことからこそ、チャレンジ!!

いと集まって活動しているユニット。小学校一年生~四年生までの男女で構成されており、自分たちでやりたいことを考え、話し合いながら実現している。プロのゲスト講師を招き、本格的なレッスンを受けながらも、準備から片づけまで自分たちでこなす。仲間たちと好きなことに励みながら、夢を実現する力を育てている。
(5) おもしろ芸術体験イベント
「様々な体験を通して、広い視野とコミュニケーション力を育ててほしい」というテーマで開催してきたイベント。教室に通う人だけでなく広く一般から参加者を募っており、興味のあるプログラムを選んで誰もが自由に参加できるスタイルになっている。毎回、音楽家、画家、落語家、自転車世界一周をした旅人等、様々な分野で活躍しているゲスト講師を招き、体験型の親子イベントを実施している。(法人設立から約三年、イベント三七回開催、参加者延べ人数 子ども約六〇〇人 保護者約四五〇人)
(6) 教材作成
すべての活動に用いる教材をオリジナルで作成している。学習用のプリント、イベントのワークシート、作文や物語の書き方等に加え、芸術家と協力してオリジナルソングやダンス等を制作してきた。また、「人が人を育てる」という代表前田のこだわりや、人間は周りの環境から大きな影響を受けるという考えのもと、イベントの進行や教

室の掲示物、参加者に対応するスタッフ一人ひとりといった「すまいるスキップの環境」をいかに演出するかといったことも、教材と同じように大切にしている。
(7) リコーダーアンサンブルチーム
すまいるスウィング奏(かなで) すまいるスキップの保護者が運営するリコーダーサークル。月二回、定期的に練習をこなし、地域のイベント等に出演する等、対外的なボランティア演奏活動も始めている。
これからのすまいるスキップの展望としては、「家庭と学校ともうひとつ、子どもたちを受け止めて、その可能性をもっともっと広げられるような場所になりたい」という設立時の理念をより実現するため、学校帰りに子どもたちが毎日立ち寄れる場所の確保や準備を整えていきたいと考えている。子どもたちの一年はかけがえのない時間である。自分の好きなことを見つけて一生懸命取り組み楽しみながら、時には悩んだりつらい思いをしたりして色々なことを体得していく。その繰り返しの中で、自らを律し、周りの人への感謝の気持ちを忘れず、自分の世界を広げられる人に育ってほしい。その想いを川崎で実現し続けていくために、これまで以上に地元や他団体の方々と連携を深めながら充実した活動に取り組みが必要がある。子どもたちだけでなく大人にとっても魅力溢れる川崎の街づくりの一端を精一杯担っていききたい。

権力にまつわる仕事

神奈川新聞社川崎支局長

佐藤英仁

はじめに

都市社会学者の藤田弘夫氏を「存じだろつか。ユークな視点で、都市論だけでなく権力論に新たな地平を切り開いた方である。功績を挙げればきりがなが、その著書、都市の論理 権力はなぜ都市を必要とするか(中公新書)などは、読みやすく面白。昨秋、六二歳の若さで亡くなられたことが残念でならない。

学生時代に講義を受けて以来、私は彼の「物の見方」に大きな影響を受けている。記者をしている今も、彼の権力論を大いに参考にしている。「二」では、藤田氏の権力論に触れながら、私なりの「物の見方」について述べたい。何を偉そうにと思わず、一記者の戯れ言とお許しただきたい。

権力の二面性

強制的で、時に暴力的な牙をむく権力は、その言葉の響きからも敬遠されがちな存在だ。ではなぜ、その嫌われ者が古くから嘗々と存在しているのか。藤田氏は、M・ウェバーなど著名な社会学者らの権力の定義を踏襲しつつ、「人々の欲求を充足するために必要だから」と説く。権力の概念を「支配」の側面だけ

ではなく、「保障」という面にも光を当て、重層的に権力をとらえようという考え方であり、その存在理由を分かりやすく教えてくれる。

たとえば、政治や行政という権力は、税金や法制度で人々を支配する一方、安心や安全といった「保障」を与える。

集団では権力関係が生じることを指摘し、経済や社会、教育、医療などあらゆる面で権力関係を垣間見ることができるといふ。藤田氏に習えば、「最小の支配で最大の保障」を与える権力が最良である。政治も行政も、国民や市民が何を求めているのかをかき分け、その時代に合った政策を打ち出す必要がある、時の為政者たちが試行錯誤を繰り返してきた。

川崎市の場合

もう一点、藤田氏は重要な指摘をしている。それは、権力とは、自己の意思に反して他者の意思が押しつけられるもの「であるが、それを可能にするには「近い将来、より大きな保障があることが明白である」ことを示す必要があるという点だ。権力の正当性にかかわる部分である。たとえば、増税を提案する場合には、近い将来、必ず生活が良くな

る(これ以上悪くならない)という保障があると納得させる(説得する)ことが必要になる。そうしなければ反対運動が起き、政権や首長は、選挙やリコールなどによって別の権力に乗り換えられてしまうからだ。

権力はその正当性を常に示していく必要があるため、目に見える「箱物」をつくり、改革の成果を数値化する。川崎市を例に挙げれば、行財政改革の成果を市民に還元するために学校の冷房化やトイレの快適化、水道料金の引き下げなどを行い、市民に対して「阿部市政の正当性」を訴えているといえる。ただ、個人的には、そうした費用は公共施設の耐震化や少子高齢化対策など緊急を要するものにもっと回すべきと考えているが。

昨年一〇月の市長選で言えば、将来の「保障」を列挙したものがマフレスト(選挙公約)である。ただ、その裏に潜む「支配」(負担増や事業削減)の変化は不明である。マフレスト選挙が主流になりつつあるが、見栄えのいい公約を並べればいいというわけではない。財源的な裏付けや市民生活への影響も含めて明らかにしていかなければ、無責任なものになりかねない。今のところ、そうした部分をえぐり出すのが報道機関の役目になっている。

情報発信を

「権力は腐敗する。そして絶対的・専制的な権力は必ず腐敗する」。英国の歴史学者ジョン・E・アクトンの言葉は、

今なお説得力を失っていない。立法、行政、司法の三権分立をうたいながらも、政治家など権力者たちによる贈収賄事件が後を絶たないでいる。昨今も、与野党を問わず「政治とカネ」にまつわる問題が新聞紙上をにぎわしている。報道機関には、権力を監視する「という使命が課せられているゆえんである。

こうした面からすると、報道機関は常に「権力」悪」という前提に立つことになる。もちろん、それは必須の心得ではあるが、個人的にはそれだけではちょっと世知辛いと思う。誤解を恐れずに言えば、私は、良き権力へと導くことも報道機関の重要な役割であると思う。であるから、良い取り組みについては、地味なものでも取り上げていきたいと考えている。

私が川崎市の担当になったのは昨年六月下旬。これまでの取材で、何度かではあるが、その政策はもうやっています」「すでにホームページで紹介しています」といふ、ぞんざいな対応を受けたことがある。だがそれでは、行政という権力にまつわる仕事をしている者としては失格ではなからうか。

税を徴収して施策を展開している以上、その取り組みを丁寧に伝えることも重要な仕事である。読者や市民に伝える報道機関からの問い合わせは政策をアピールする機会であり、丁寧な説明は欠かせない。積極的な情報発信に加え、もっとうまく、報道機関を利用してほしいものである。

商店街で活躍する 創業者たち

経済労働局商業観光課

相澤俊介

川崎市内には数多くの商店街があるが、近年の経済状況やライフスタイルの変化、大型店の進出など、その取巻く環境は厳しい状況が続いている。商業観光課では、商店街に発生している空き店舗の対策として、空き店舗を活用して創業する方に対して助成を行っている。今回は、本市助成制度を活用して創業された二つの事例を紹介する。

最初に紹介するのは、川崎区追分のウエル大島商店会に二〇〇八（平成二〇）年一月に開業した「時計さんのお米ハウス」である。店主である毛内氏は、三十年間にわたる時計修理の経験を活かした時計店の開業を検討する中で、地域の方々がより気軽に店舗に立ち寄ってもらいたいという思いから、毎日気軽に購入するものを考える中で、お米の販売とおにぎりの製造販売を思いついたという。

そうして、飲食店のベテランと主婦の経験を活かした女性三人とともに、



全国的にも非常に珍しい、お米の販売、おにぎりの製造販売に加え、時計の修理等を行う「時計屋さんのお米ハウス」が誕生した。

主力である手作りおにぎりは、だれにでも食べやすくという毛内氏の思いが詰まったもので、お米の種類、のり、中の具から握り方までも徹底的にこだわっており、常連のお客や団体からの注文が入るなど、注目を浴びている。また、商店街でもひととき目立ち、あたたかなイメージを与えるオレンジ色の看板のデザインやインパクトある店名などは、本市の「ワンデイ・コンサルティング」という専門家派遣制度を活用して、専門家の助言を受け決定されたもので、毛内氏は「経営面だけでなく、こうした看板やチラシのデザインへの助言は非常に役に立ちました。」と語っている。

今後の事業展開としては、より一層お年寄りの方々を含め誰でも気軽に買えることができるような地元に着した店舗を目指していきたいという。

店名 時計屋さんのお米ハウス
所在地 川崎区追分町五一
お問い合わせ五番館一 A
代表者 毛内 正次
商店街 ウエル大島商店会
電話 〇四四（三四四）五六七七

次に紹介するのは、多摩区西生田の生田駅から程近い生田中央商店会に二〇〇八（平成二〇）年一〇月に開業した小規模地域密着型デイサービス「はるデイサービス」である。

創業者の飯澤氏は介護の仕事に関わ



る中で、在宅の介護は家族への負担がかかることも、家の中に閉じこもりがちになってしまいう傾向にあり、一方入所施設では家族や住み慣れた家から離れてしまうことによる精神的負担が大きくなると感じ、こうした点を解決できるように、より利用者が安心できる地域密着型のデイサービスを商店街の中で創業することを決意した。

その店名は自分の家族に接するように、家族の一員となれる様にとの思いから創業者の祖母の名前からつけられており、一日の中で一人一人と会話できるようにとあえて定員を少なくし、小規模ならではのきめ細やかな家族的サービスを目指している。また、地元商店街の抽選イベントの際に景品として、利用者の方々が作った手作りの景品を提供するなど、積極的に交流しているようである。

将来は、こうした小規模のデイサービスの店舗を二つ三つと増やしていきたい、一人一人の個性を尊重し合えるデイサービスを広めていきたいと語っており、今後ますますの活躍が期待される若手創業者である。

店名 はるデイサービス
所在地 川崎市多摩区
西生田二 一 四
代表者 飯澤 愛
商店街 生田中央商店会
電話 〇四四（九六九）二五二五

かわさき 市政カレンダー

総合企画局自治政策部
(2009年4月~2010年2月)

四月一〇日

中原市民館・市民活動センター移
転・オープン

市は、武蔵小杉駅東側に移転した
中原市民館の開館記念式典を開催
した。三七五人収容の多目的ホー
ヤ料理室、ギャラリーなどが設
けられ、五月から一般利用を開始
した。

四月一四日

市の人口が一四〇万人突破

四月九日現在で市の人口が一四〇
万人を突破、平成一六年四月の一
三〇万人突破からわずか五年での
大台突破となり、人口増加率は
一・四六%で、政令市中トップと
なった。

四月二四日

「アルテリツカしんゆり」開幕

新百合ヶ丘駅周辺のホールで「川
崎しんゆり芸術祭二〇〇九(アル
テリツカしんゆり)」が開幕した。
五月一〇日までの期間中には、オ
ペラやクラシック、演劇、狂言な
どの公演を行ったほか、「ドラえ
もんとなかまたち展」も行った。

四月二八日

新型インフルエンザ警戒本部を設置

世界保健機関が豚インフルエンザ
の警戒レベルを引き上げたことを
受け、市は新型インフルエンザ警
戒本部を設置した。なお、その後
のインフルエンザの拡大に伴い、
一〇月にはインフルエンザ流行発
生注意報を、一一月には同警報を
発令した。

五月一八日

有馬・野川生涯学習施設オープン

市は宮前区野川に地域の生涯学習
拠点となる施設を開館した。愛称
を公募し、一〇月に「アリーノ」
と決定した。

五月二五日

駐車場適正利用(有料化)が運用

開始
市は、目的外利用を抑え混雑を緩
和することなどを目的に、駐車場
適正利用(有料化)を運用開始し
た(六月八日から全面運用)。

五月二九日

JR川崎駅東口駅前広場再編整備

計画を発表

市は、平成二二年九月着工、二二
年度末の完成を目指すJR川崎駅
東口駅前広場の再編整備計画を発
表した。エスカレーター、エレベ
ーターの増設によるバリアフリー
化やバス乗り場の集約で利便性を
高める。

六月四日

「藤子・F・不二雄ミュージアム」

(仮称)の基本計画案を発表

基本計画案では、多摩区の生田緑
地内に建設する三階建ての建物に
は、原画約五万点を収蔵する予
定。ドラえもんの誕生日にあわ
せ、平成二三年九月三日の開館を
目指す。

六月一七日

「議会基本条例」制定

「川崎市議会基本条例」議案が議
員提案として議会に提出され、本
会議で可決された。議会と議員の
あり方等について定める議会基本
条例の制定は、政令市の市議会で
は初めて。

七月一日

ミュージアム川崎、開館五周年の記念

式典開催

幸区ミュージアム川崎シンフォニー
ホールで、開館五周年の記念式典
を開催した。夜のバスデーコン
サートには皇太子さまもお見えに
なった。

七月四日

BDF使用の市バス運行試験開始

市は、地球温暖化対策の一環とし
て、七月から、廃食用油を原料に
精製したバイオディーゼル燃料(B
DF)を使用したバスの運行試験
を始めた。約半年間の運行で、燃
費状況や車両への影響などを調査
した。

七月七日

川崎DMAT発足

市は、列車脱線事故や交通事故、
風水害など複数の負傷者を伴う災
害が市内で発生した場合に、迅速
に医療活動を行う災害医療派遣チ
ーム「DMAT」を発足させた。

八月一日

東扇島にビーチバレーコートがオ

ープン

市は、川崎区東扇島の川崎マリエ
ン(川崎市港湾振興会館)に常設
のビーチバレー場をオープンし
た。ビーチバレーのほか、ビーチ
テニスや相撲、レスリングなどに
も利用できる。

八月二一日

「保育緊急五か年計画(改訂版)」

の骨子発表

待機児童の増加を受け、認可保育
所の整備や定員増を進め、当初計
画より一七〇〇人増の三〇〇〇人
分の受け入れ枠拡充を図り、待機
児童の解消を目指すという内容の
骨子を発表した。

八月二七日

水道料金の値下げを発表

水道局は、平成二二年四月から、
三年間限定で水道料金を月額一律
五〇円値下げする方針を発表し
た。行財政改革の効果還元し、
負担の軽減を図るとともに、料金
体系も見直すこととなった。

九月一日

総合防災訓練が開催

川崎区東扇島で、第三〇回八都県市合同防災訓練を開催した。東京湾北部を震源とする地震が発生し、最大震度六強を観測したとの想定で、首相を団長とする調査団が想定被災地の川崎市に派遣され、救助訓練などを行った。

九月一七日

セブンイレブン・ジャパンと「地域活性化包括連携協定」締結
両者が連携して市民サービスの向上や地域活性化に向けた取り組みを進めることとなった。

一〇月二五日

川崎市長選

任期満了に伴う川崎市長選が投票され、無所属で現職の阿部孝夫氏が三選を果たした。

一二月七日

川崎駅前で「歩行者・自転車の安全な通行環境創出の社会実験」実施

一二月二〇日までの二週間、川崎区のJR川崎駅前で自転車専用レーン等を設け、歩行者と自転車の安全を図る社会実験を実施した。

一二月一四日

慶應義塾大学と「連携・協力に関する基本協定」締結

相互に有する人的、物的、知的資源を活用し連携・協力することにより、地域社会、研究、産業の振興に貢献することを目的に、市は

慶應義塾大学と連携・協力に関する基本協定を締結した。

一二月一〇日

「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方」発表

市は、富士見公園（川崎区）を中心とした富士見周辺地区について、体育館機能とホール機能を併せ持った「市民アリーナ」（仮称）のほか、市民館機能と区役所機能を複合させた施設を新設する方針などを内容とする考え方を発表した。

一二月一六日

「地球温暖化対策の推進に関する条例」「地区まちづくり育成条例」制定

二酸化炭素など温室効果ガス排出量の多い事業者に対し、地球温暖化対策計画書の提出を義務付けることなどを内容とする「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」、市民による主体的なまちづくり活動を支援し、地区まちづくりの育成を図る「川崎市地区まちづくり育成条例」議案が市議会本会議で可決、成立した。

二月四日

川崎国際環境技術展二〇一〇開催

市は、二月四日から五日まで、とどろきアリーナ（中原区）で「川崎国際環境技術展二〇一〇」を開催した。市内に集まる先端環境技術を国内外にアピールするとともに川崎市発の国際貢献を進める。

二月八日

第六四回毎日映画コンクールの表彰式開催

ミューザ川崎シンフォニーホールで、毎日映画コンクールの表彰式が開催された。「映像のまち」に力を入れていくことなどから、東京都内以外で初めて会場に選ばれた。

二月一日

「チャレンジかわさき選手権」開催

市職員が業務改善提案や研究成果などを発表する「チャレンジかわさき選手権」を、ラゾーナ川崎（幸区）で初めて開催した。

本書の一部あるいは全部を無断で複製・転写することを固くお断りします。

販売のご案内

「政策情報かわさき」は、川崎市役所本庁舎・第3庁舎売店、幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生区役所の各売店で販売しています。取り寄せも可能です。別途送料がかかりますので、詳しくは川崎市職員生活協同組合にお問い合わせください。

販売取り扱い

川崎市職員生活協同組合
〒210-0005 川崎市川崎区東田町6-2
ミヤダイビル2F
電話 044-211-6190 FAX 044-245-4688

- 『政策課題研究報告書』もどうぞ●
平成21年度テーマは
「中・長期的展望に立った川崎市の政策を探る」
価格は500円（税込み）です。

Web 自治基本条例

検索

<http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jjichi/>



パツのナシバノ紹介

『政策情報かわさき』24号紹介

巻頭のごとは 国際社会に貢献する魅力ある都市として(川崎市長 阿部孝夫)

特集 グローバル化時代における川崎の国際戦略

【巻頭座談会】グローバル化時代における川崎の国際戦略を語る(国際交流から国際貢献へ)専修大学経済学部教授 平尾光司/総務局交流推進課長 野本紀子/総合企画局施策推進担当 福之康祐/総合企画局臨海部活性化推進室主幹 藤原 徹/経済労働局国際経済・アジア起業家支援室主幹 水谷吉孝/環境局地球環境推進室主幹 長瀬 一郎/港湾局経営企画課長 吉田孝司/司会 総合企画局自治政策部長 瀧峠雅介)

「CCCかわさき」における国際貢献 環境局地球環境推進室主査 内田洋平) 優れた環境技術の発信拠点として(環境技術情報センター)の取り組み(環境局環境技術情報センター主査 井田 淳)/川崎市知的財産戦略の推進(経済労働局企画課主査 小沢修一) かわさき基準(KIS)に基づく福祉産業の振興(経済労働局新産業創出担当主幹 川村真一)

本市の政策展開から

住民投票制度の創設と市民自治の推進(総合企画局自治政策部主査 今村健一) 「reizoo」をキーワードにまちをプロデュースせよ(映像のまち・かわさき)の近況報告(総合企画局施策推進担当主査 広岡真生) 川崎から北京へ、北京から川崎へ(健康スポーツ都市への取り組み)教育委員会スポーツ課主査 財田信之) 災害時要援護者支援制度について(総務局危機管理室主査 永石健) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けた取り組み(第四期川崎市高齢者保健

福祉計画・介護保険事業計画の策定)健康福祉局高齢者事業推進課 久保真人) 民間活力の適切な導入を推進するために(川崎市民間活用ガイドライン)について(総務局行政改革室主査 岩上 淳) 研修の窓

【自治大学校派遣研修】自治体職員のための支援プログラム(総務局職員研修所主査 北澤 淳) 【平成二〇年度政策形成研修】景観政策の形成過程の追体験から本市の政策構造を学ぶ(まちづくり局施策整備部 小黒敏生/環境局多摩生活環境事業所 長谷川元) 【平成二〇年度政策課題研究】大学との連携を通じた地域活性を考える(協働のパートナーとしての大学との連携)多摩区役所保健福祉センター 保護課 星野麻沙美) 現場の目

「エコシティたかつ」における取り組み(持続可能な地域社会をめざして)高津区役所企画課 加藤行一郎) あさお福祉計画と小地域のつながり(ネット支援事業の取り組み)住民主体のコミュニティづくりをめざして(麻生区役所地域保健福祉課主査 中原真理子) 市民の目

ボランティア活動を通して見えてくる「シニア世代」NPO法人かわさき創造プロジェクト事務局長 森 正昭) 小杉駅周辺エリアマネジメントの活動(交流とにぎわいがあふれるヒューマンなまちをめざして)NPO法人小杉駅周辺エリアマネジメント理事 竹井 斎) 記者の目 「お上」の力はあなごれない(朝日新聞社川崎支局 斎藤健一郎) 川崎元気企業紹介 新ものづくりリベンチャーズの時代 不越冶金工業株式会社(財団法人川崎市産業振興財団新産業振興課 井出裕之)

『政策情報かわさき』23号紹介

巻頭のごとは まちづくりの基本目標 誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき をめざして(川崎市長 阿部孝夫)

特集 川崎の来た道、進む道

【巻頭インタビュー】川崎市における改革の取り組みと今後の方向性(川崎市行政改革委員会会長 辻塚也氏に聞く)一橋大学大学院法学研究科教授 辻塚也/総合企画局自治政策部長 瀧峠雅介) 第二期実行計画の策定について(総合企画局都市経営部企画調整課主幹 三橋秀行) プランのミカタ(新行政改革プランに込められたメッセージ)総務局行政改革室主査 蔵品智夫) 区行政改革の推進(成果と今後の課題)

(総合企画局自治政策部行政改革推進担当 白石 尚) 「川崎市財政問題研究会」について(財政局財政部財政課主幹 唐仁原晃) 本市の政策展開から

政令指定都市川崎市におけるDMAT事業のあり方について(健康福祉局保健医療部地域医療課主査 佐藤一彦) リハビリテーション福祉・医療センターの再編整備(健康福祉局障害福祉部障害計画課主幹 中山 満) 「保育緊急五か年計画」について(健康福祉局こども事業本部こども計画課主幹 村石 彰) 「カーボン・チャレンジ川崎」戦略(CCCかわさき)の誕生(環境局総務部地球温暖化対策担当主幹 高松順子) 持続可能な市民都市をめざした取り組み(こみをつくらない社会の実現に向けて)環境局生活環境部廃棄物政策担当主査 鈴木洋昌) かわさきの新しい顔づくりをめざした小杉駅周辺地区の整備(「交流」と「にぎわい」があふれるヒューマンなまちづくり)まちづくり局小杉駅周辺総合整備推進室主査 北村岳人) 「しんゆり・芸術のまち」P

R活動(魅力ある「あこがれのまち」・感動とであつときめきのまち)のために(市民局シティセールス・広報室しんゆり・芸術のまち推進担当主査 松川哲司) 宮前区トンネルアートプロジェクト(地域でつくる安全・安心のまち)宮前区役所区民協働推進部地域振興課主査 間島哲也) 研修の窓

【平成一八年度大学院派遣研修】文化行政における政策評価の一試案(DEAによる公共ホールの効率的運営に関する研究)教育委員会事務局生涯学習部文化財課 井汲真佐子) 【平成一九年度政策形成研修】研究開発都市をキーワードに、一九八〇年代以降の地域産業政策をたどる(高津区役所地域保健福祉課 長井武志) 【フィジー便り】自然災害と島国の脆弱性(フィジーでの経験をふりかえって)外務省派遣 在フィジー日本大使館二等書記官 鴻巣玲子) 【ロンドン帰国報告】派遣研修を通して見た英国における多文化施策(まちづくり局計画部都市計画課 岩崎風渡)

市民の目 音楽団体「さえの会」がめざすもの(特定非営利活動法人さえの会理事長 笹子まさえ) 企業の日 テクノハブイノベーション川崎(THINK)JFE都市開発(株)資産活用部長 藤森 隆) 現場の目 「市民の参加と協働によるまちづくり」の実践(麻生区役所区民協働推進部地域振興課主査 水口伸介) 交通安全パートナー事業について(市民局地域生活部地域生活課 鶴井純一郎) 記者の目 「情報発信力」(東京新聞川崎支局 飯田克志)

神奈川県自治総合研究センターの研究事業について(神奈川県自治総合研究センター 研修研究部研究課)